

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文

佐伯 奈津子ゼミ

安藤 良馬／石川 愛美梨／岩月 駿壱／川井 凌

黒田 直希／瀬古 拓也／西森 祐奈／長谷川 鉄浩

格差社会の概要

——若年層が投票しなければ変わらない日本………21W1002 安藤 良馬 7

はじめに

第1章 格差社会の原因

第1節 給与所得について

第2節 日本人の資産の有無

第3節 格差是正における現実と課題

第2章 国の格差是正策について

第1節 高所得者への処遇

第2節 最低賃金の引上げについて

第3節 控除について

第3章 公的機関の活用

第1節 拡大されるべき支援

第2節 個々の負担の抑制

第3節 多様な働き方

おわりに

公的資金援助が及ぼした悪影響——立ち退き問題から

開発援助のあるべき姿について考える………21W1005 石川 愛美梨 19

はじめに

第1章 アルン LNG 開発における立ち退きと人権侵害

第1節 融資の経緯と環境問題

第2節 紛争と人権侵害

第3節 土地収用と座り込み

第2章 サンロケダム建設における立ち退きと生計手段の喪失

第1節 建設の経緯と目的

第2節 建設における社会への影響

第3節 住民の反対運動と代表者の暗殺

第3章 ティラワ経済特別区開発における立ち退きと脅迫

第1節 概要と開発の経緯

第2節 開発において発生した問題

第3節 ガイドラインに沿った異議申し立て

おわりに

技能実習制度が引き起こす問題

——インドネシア人側からの視点………21W1009 岩月 駿壺 37

はじめに

第1章 技能実習制度について

第1節 技能実習制度の成り立ち

第2節 技能実習生受け入れ理由と実習生側の事情

- 第3節 技能実習制度の問題点
- 第2章 渡航前の実態
 - 第1節 技能実習生の法的立場の矛盾
 - 第2節 送り出し機関・職業訓練校の問題
 - 第3節 職業訓練校の実態
- 第3章 インドネシア人情報提供者の体験
 - 第1節 送り出し機関職員Fさん
 - 第2節 失踪した技能実習生Dさん
- おわりに

移民との共生と生活

——ヨーロッパにおける現状とその歴史……………21W1017 川井 凌 51

- はじめに
- 第1章 ドイツにおけるトルコ系移民
 - 第1節 トルコ系移民の歴史
 - 第2節 「並行社会」の形成と解消に向けた取り組み
 - 第3節 人手不足解消に向けた移民政策
- 第2章 フランスにおけるマグレブ系移民
 - 第1節 マグレブ系移民の歴史
 - 第2節 移民第2世代と「サンパピエ」
 - 第3節 移民の社会統合へ向けた政策
- 第3章 イギリスにおける南アジア系移民
 - 第1節 移民の歴史
 - 第2節 多文化主義への違和感
 - 第3節 選別的な移民の受け入れ
- おわりに

観光地化するチャイナタウン

——チャイナタウンの成り立ちと発展……………21W1022 黒田 直希 71

- はじめに
- 第1章 チャイナタウンの形成
 - 第1節 華人・華僑について
 - 第2節 チャイナタウンの形成
 - 第3節 チャイナタウンの変容
- 第2章 日本のオールドチャイナタウン
 - 第1節 日本のチャイナタウンの形成
 - 第2節 日本三大中華街が観光地化するまで
 - 第3節 現在のチャイナタウン
- 第3章 日本のニューチャイナタウン
 - 第1節 池袋チャイナタウン

- 第2節 池袋チャイナタウンの発展
 - 第3節 池袋チャイナタウンが観光地化するには
- おわりに

持続可能な観光——私たちが知らない観光の現実……21W1028 瀬古 拓也 85

はじめに

第1章 世界の状況

- 第1節 観光客の移動数と観光収入
- 第2節 観光のプラスの面、マイナスの面
- 第3節 各国のオーバーツーリズムの状況

第2章 日本の現状

- 第1節 訪日外国人の推移とその要因
- 第2節 インバウンドの効果による追い風
- 第3節 日本のオーバーツーリズム

第3章 新型コロナウイルスが観光業に与えた影響

- 第1節 コロナウイルスによる航空業界への影響
- 第2節 GoTo キャンペーン with コロナ
- 第3節 新しい旅のスタイル

おわりに

フェアトレード

——新しい貿易システムを目指して……21W1034 西森 祐奈 101

はじめに

第1章 フェアトレードとは

- 第1節 フェアトレードの誕生の歴史
- 第2節 フェアトレードの定義
- 第3節 フェアトレードの認知率

第2章 多国籍企業・NGO とコーヒー豆

- 第1節 マクドナルド
- 第2節 スターバックスコーヒー
- 第3節 オルター・トレード・ジャパン (ATJ)
- 第4節 ピープルツリー

第3章 フェアトレードに対する生産者の声

- 第1節 フェアトレードの在り方
- 第2節 課題・改善点

おわりに

日本で起きているヘイトスピーチの実態

——現状と課題……21W1036 長谷川 鉄浩 117

はじめに

第1章 ヘイトスピーチとは何か

第1節 ヘイトスピーチの定義

第2節 様々な差別煽動の形

第3節 表現の自由

第2章 日本で起きているヘイトスピーチ

第1節 在日コリアンのヘイトスピーチ

第2節 アイヌ民族へのヘイトスピーチ

第3節 部落差別について

第3章 ヘイトスピーチへの対策

第1節 国連の勧告

第2節 国の取り組み

第3節 川崎市の条例

おわりに

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

格差社会の概要

若年層が投票しなければ変わらない日本

21W1002 安藤 良馬

はじめに

2020年、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染が拡大し、全世界に混乱にもたらした。各国でそれぞれの対応に追われている。そこで日本の現在に視線を向けた時、多くの人々が経済的困窮を余儀なくされる今、あるいは未来に着目し、今後どのように回復していくのか分からない中で、既存の社会保障など国民一人ひとりの直接的な一助となるような制度を活用していく必要がある。

日本では近年、安倍政権のアベノミクスにより景気が堅調に推移していることもあって、有効求人倍率など高水準になるなど労働者にとって後押しがあったと言える状況だった。物流業界や介護業界など人材不足が深刻な業界も少なくなく、一見すると労働者にとっては収入を得やすい環境と考えられる。女性の社会進出やシニア層の活用が進められるなど、企業側も幅広い人材を労働力として活用する流れが強まっており、性別や年齢に関わらず職場を見つけるチャンスは広がっているとも言える。

しかし、現実には格差社会が無くなることはなく、ワーキングプアと呼ばれる、フルタイムで働きながらも低年収での生活を余儀なくされる層が少なくない。そして新型コロナウイルスによる影響で様々な業種への弊害が相次ぎ、更なる不況への拍車がかかり、先行きの見通しが立たない状況で格差社会は加速する。

そこで、本論文では個人が格差社会是正に向けた方策を分析し、理解したい。第1章では平均給与や資産の有無に関する図から、具体的な数字や雇用関連の状況について分析し、日本の抱えている問題を明らかにする。第2章では国が国民や企業に対して行っている制度、補助や控除を把握する。第3章では個人として対策、利用することで自らが社会と順応していけることなどについて考察する。

第1章 格差社会の原因

第1節 給与所得について

日本では、人材不足に伴う給与水準の上昇や、最低賃金の引上げ等が進んでいる。しかし、依然として男女や労働形態によって給与水準には大きな開きがある。国税庁によれば、平成24年から平成29年にかけて、1人当たりの給与水準は上昇を続けている（表1）。

表1より、平成29年のデータでは正規労働者の平均給与432万2000円に対し、非正規労働者の平均給与は175万1000円と約4割にとどまっている。男女を比較しても、男性の平均が531万5000円、女性の平均が287万円と2倍近い格差がみられる。労働時間や能力が異なる等の理由で賃金水準に差が生じることは当然だが、正規・非正規という雇用形態の差が大きな収入差を生んでいる可能性が強く感じられる。また、非正規労働者の平均給与水準は200万円を下回っており、年間を通じて雇用状態にあっても生活が厳しいワーキングプア状態の非正規労働者が多数存在することが伺える。

能力の高い人々が高年収を得ることは否定されるべきではないが、国民が豊かな暮らしを実現するにあたっては、低年収層の収入引き上げは重要な課題だ。企業側に非正規労働者の待遇改善を進める財務余力が極めて乏しい場合はやむを得ないが、近年は労働者の賃金水準が正規・非正規共に引き上げられつつある。賃金引き上げに回せる資金については、格差是正の観点から非正規労働者に多く配分するなどして、ワーキングプア層拡大の抑制が進められるべきだと考える。

表1 1年を通じて勤務した給与所得者の1人当たりの平均給与

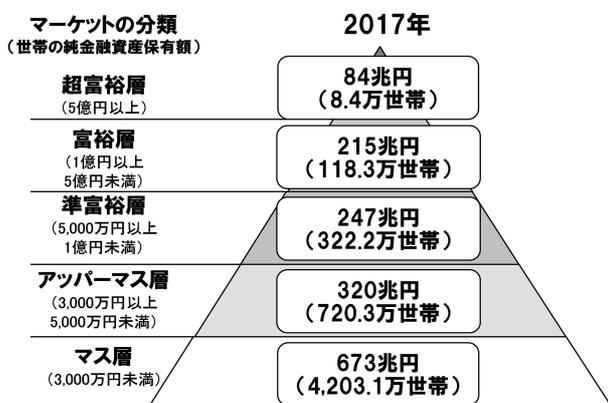
区分	平均給与						平均年齢	平均勤続年数	
	平均給与		内 正規		内 非正規				
	千円	伸び率 %	千円	伸び率 %	千円	伸び率 %	歳	年	
平成20年分	4,296	▲ 1.7					44.4	11.5	
21	4,059	▲ 5.5					44.4	11.4	
22	4,120	1.5					44.7	11.6	
23	4,090	▲ 0.7					44.7	11.6	
24	4,080	▲ 0.2	4,676	-	1,680	-	44.9	11.9	
25	4,136	1.4	4,730	1.2	1,678	▲ 0.1	45.2	11.8	
26	4,150	0.3	4,777	1.0	1,697	1.1	45.5	12.0	
27	4,204	1.3	4,849	1.5	1,705	0.5	45.6	11.9	
28	男	5,211	0.1	5,397	0.2	2,278	0.9	45.9	13.5
	女	2,797	1.3	3,733	1.7	1,481	0.6	46.1	9.9
	計	4,216	0.3	4,869	0.4	1,721	0.9	46.0	12.0
29	男	5,315	2.0	5,475	1.4	2,294	0.7	45.9	13.5
	女	2,870	2.6	3,766	0.9	1,508	1.8	46.2	10.1
	計	4,322	2.5	4,937	1.4	1,751	1.7	46.0	12.1
30	男	5,450	2.5	5,599	2.3	2,360	2.9	46.3	13.7
	女	2,931	2.1	3,860	2.5	1,541	2.2	46.5	10.1
	計	4,407	2.0	5,035	2.0	1,790	2.2	46.4	12.2

(出典) 国税庁 [2018 : 1]

第2節 日本人の資産の有無

所得のみならず資産においても大きな格差がみられる。図1によれば、日本において2017年で126.7万世帯存在する富裕層（資産額が1億円以上）は全世帯のうちごく限られた割合である。資産額が3000万円以下のマス層が4000万世帯以上存在し、全世帯の4分の3以上を占めていることがわかる。

図1 純金融資産保有額の階層別に見た保有資産規模と世帯数



(出典) 野村総合研究所 [2018 : 1]

ごく少数の世帯が高額の資産を保有しているいっぽうで、日々の生活に有り余るほどの資産を保有する層に対して、老後など将来の収支計画を立てることが困難な、保有資産がゼロに近い層が多く存在する。貯蓄や投資、労働等の成果として多くの資産を築くことは立派なことであるが、資産が極端に少ない層が多く見られることは、日本の社会保障制度の持続可能性を考える上でも懸念材料と言える。資産があれば病気に伴う休職や臨時支出が発生した際にも安心して生活を送りやすいことに加えて、運用益を出すことで資産の減少を抑制できる。

格差の要因としては個々人による収入水準に加えて、親族の資産水準についても言及する必要がある。仮に自らの収入に限られている場合でも、贈与・相続により莫大な資産を得られれば富裕層として金利収入などを活用し悠々自適の生活を送るチャンスが広がる。そこで、相続税増税などを通じて、格差遺伝を防ぐことが望ましい。贈与・相続による資産移転が困難となればモノの形でこまめに生活を支援するなど節税対策を兼ねた消費が強まり、経済の活性化に繋がることも考えられる。

いっぽう、ワーキングプアなど貯蓄に伴う資産形成が困難な層については、そもそも資産がないために運用益の恩恵を受けるチャンスを作りづらい。仮に少額ながら貯蓄を生んだとしても、元本が限定的であるために運用益も生活を支えるのには全く不十分な水準になると想定される。資産格差の存在は、資産額が少ないために低賃金であっても労働を継続せざるを得ないとの心理が強まることも考えられる。資産額が十分であれば、好ましくない待遇での労働を避け、より好待遇が見込める労働環境を求めて職探しに時間を費やす経済的余裕が存在する。資産額が少ない、あるいはゼロの層では目先の生活を成り立たせることが最優先となり、ワーキングプア状態からの脱却が困難になるケースが存在する。

第3節 格差是正における現実と課題

第1節、第2節で格差の現状をみてきたが、第3節では格差の是正策について検討したい。第一に、税制面での格差是正策が考えられる。たとえば、消費税率10%への増税時に導入された軽減税率について触れる。軽減税率には食料品など生活必需品の税率を軽減することで、低所得層の生活に配慮する目的がある。確かに軽減税率の導入は低所得世帯の生活支援に寄与すると考えるが、同時に高所得層にも恩恵が及ぶ。高所得層は生活必需品の消費においても高額品を選好する傾向が強いと考えられるため、軽減税率の導入は必ずしも最適な格差是正策とは言えないのではないか。軽減税率導入に伴って店舗側のシステム改修コストなども発生することを踏まえると、低所得世帯向けの給付金制度の拡充などを通じて格差是正を図ることがより望ましいと考える。

格差是正に向けた対策では、低所得者が簡単に理解できる内容とすることも重要だ。軽減税率の仕組みは複雑であり、給付金などよりわかりやすい形で格差是正策を講じる場合と比べて、低所得者層が恩恵を実感しづらいと想定される。格差社会の問題点としては実際の生活水準に差が生じることに加えて、所得や資産の少ない層が社会において精神的な不快感を覚えることも挙げられる。格差是正策の存在を明確にすることで低所得層の不満感を緩和することも、格差に伴って生じる問題の軽減につながると考えられる。

第2章 国の格差是正策について

第1節 高所得者への処遇

ワーキングプアの存在や格差社会が課題となっている日本では、すでに様々な格差是正策が講じられている。本章では格差是正策の現状を把握し、今後どのような格差是正策の強化・発足を行うことが格差の緩和やワーキングプアの抑制につながるかを検討する材料とする。

まず、所得格差の是正策としては累進課税制度が挙げられる。日本では所得税の税率が累進税率となっており、高所得者ほど高い税率を負担することとなる。最低税率5%と最高税率45%の間には大きな開きが見られ、所得格差是正に一役買っている。具体的には、所得税率が5%と45%の所得者を比較すると、追加的な所得1万円に対して前者は所得税が500円にとどまるが、後者は4500円の負担となる。所得税率については平成26年分までは最高税率が40%だったが、平成27年分からは新たに税率45%の区分が設定された。所得税の最高税率引き上げは高所得者の勤労意欲をすぐことで税込全体を減少させるとの懸念こそあるものの、所得格差の抑制には効果を発揮すると考える。

また、高所得者は低所得者と比べて単位時間当たりの賃金水準が高いと考えられ、高率の所得税が課せられている場合でも、追加的な労働を行うことで得られる金額は低所得者と比べて多くなるケースも想定される。今後は最高税率をさらに引き上げるなど、累進課税制度を通じて所得格差の是正がさらに促進されるべきである。

もっとも、極端に最高税率を引き上げると高額納税を実施している高所得者が、相対的に税率の低い海外に移住するなどの動きが強まり、トータルでの税収が減少することも考えられる。高所得者に対しては格差是正の観点からも一定の税負担を求める必要があるが、ふるさと納税制度などの節税策を提供することによって、高所得層が日本における所得税の負担を過大であると認識しにくい環境を整備することも必要だ。

第2節 最低賃金の引上げについて

最低賃金の引き上げが続いていることも格差是正には有効だ。ワーキングプアが発生する主な原因は低賃金にある。最低賃金が引き上げられることで、最低賃金やそれに近い賃金で働く層の増収につながる可能性がある。もっとも、最低賃金やそれに近い賃金水準で働く層がワーキングプアとなっているケースが多い。そのため、最低賃金の引き上げに伴って、最低賃金を上回る水準で働く層の賃金も引き上げられることがワーキングプア抑制には欠かせない。賃金引き上げに意欲的に取り組んだ企業には補助金を支給するなど、企業が労働者の待遇改善に取り組みやすい環境整備がさらに推進されることが望まれる。

具体的な賃金水準の例として、政府は将来的に最低賃金の全国平均を1000円以上とすることを目指している(表2)。2019年時点では最低賃金が800円台の地域も多数みられることを考えると、1000円以上への引き上げはワーキングプア抑制に一定の効果を発揮するとの見方も可能である。しかし、仮に1時間当たり1000円でフルタイム労働(週40時間×4週×12か月と仮定)を行った場合の年収は192万円と200万円にも届かない。そのため、最低賃金の全国平均が1000円に到達したとしても、最低賃金付近の賃金水準で働く層はワーキングプアであり続けてしまう。

表2 令和2年度地域別最低賃金改定状況

都道府県名	最低賃金時間額【円】		発効年月日
北海道	861	(861)	令和元年10月3日
青森	793	(790)	令和2年10月3日
岩手	793	(790)	令和2年10月3日
宮城	825	(824)	令和2年10月1日
秋田	792	(790)	令和2年10月1日
山形	793	(790)	令和2年10月3日
福島	800	(798)	令和2年10月2日
茨城	851	(849)	令和2年10月1日
栃木	854	(853)	令和2年10月1日
群馬	837	(835)	令和2年10月3日
埼玉	928	(926)	令和2年10月1日
千葉	925	(923)	令和2年10月1日
東京	1,013	(1,013)	令和元年10月1日
神奈川	1,012	(1,011)	令和2年10月1日
新潟	831	(830)	令和2年10月1日
富山	849	(848)	令和2年10月1日
石川	833	(832)	令和2年10月7日
福井	830	(829)	令和2年10月2日
山梨	838	(837)	令和2年10月9日
長野	849	(848)	令和2年10月1日
岐阜	852	(851)	令和2年10月1日
静岡	885	(885)	令和元年10月4日
愛知	927	(926)	令和2年10月1日
三重	874	(873)	令和2年10月1日
滋賀	868	(866)	令和2年10月1日
京都	909	(909)	令和元年10月1日
大阪	964	(964)	令和元年10月1日
兵庫	900	(899)	令和2年10月1日
奈良	838	(837)	令和2年10月1日

和歌山	831	(830)	令和2年10月1日
鳥取	792	(790)	令和2年10月2日
島根	792	(790)	令和2年10月1日
岡山	834	(833)	令和2年10月3日
広島	871	(871)	令和元年10月1日
山口	829	(829)	令和元年10月5日
徳島	796	(793)	令和2年10月4日
香川	820	(818)	令和2年10月1日
愛媛	793	(790)	令和2年10月3日
高知	792	(790)	令和2年10月3日
福岡	842	(841)	令和2年10月1日
佐賀	792	(790)	令和2年10月2日
長崎	793	(790)	令和2年10月3日
熊本	793	(790)	令和2年10月1日
大分	792	(790)	令和2年10月1日
宮崎	793	(790)	令和2年10月3日
鹿児島	793	(790)	令和2年10月3日
沖縄	792	(790)	令和2年10月3日
全国加重平均額	902	(901)	—

(出典) 厚生労働省 [2020 : 1]

最低賃金の引き上げは最低限の格差是正策としては有効であり、継続されるべきだと考えるものの、格差社会の根本的な解決には極めて不十分であると認識されるべきである。最低賃金については全国平均 1000 円到達後も継続的な引き上げを推進すると同時に、実際に人々が働く際の賃金水準の引き上げを強化する必要があるだろう。具体策としては、フルタイム労働者に対しては最低賃金水準を高め設定するなどの案が考えられる。

第3節 控除について

ワーキングプアとは、フルタイム労働をしながらも生活水準ギリギリの収入しか得られない層を指す。もちろん、より高収入の職を探すなど、脱ワーキングプアに向けて意欲的に取り組むケースもあるが、目先の生活を精一杯成り立たせる日々を送るだけにとどまるケースも見られるのではないかと。

ワーキングプア世帯では、子育てに十分な費用をかけにくいことも課題である。低所得の子育て世帯向けの手当等を活用しても学校外教育への投資に回せる資金は限られてしまい、

子供が高収入を得る上で役立つ十分な学歴を得ることが困難になれば、ワーキングプアが遺伝しかねない。ワーキングプア世帯では保護者が収入を増やすために副業や兼業に取り組めば子供と家庭で過ごせる時間が減少するため、ワーキングプア世帯の子育ては大いに困難と言える。扶養控除の拡充などを通じて、ワーキングプア世帯の子供が十分な教育を受けやすい環境を整備することが求められる。また、そもそもワーキングプアの場合は結婚・子育てを断念するケースも少なくないと見られるため、少子化問題の緩和も意識し、ワーキングプア層でも結婚・子育てというライフイベントを経験しやすい体制づくりを進めることは大きな課題と考える。

児童手当をはじめとする各種手当の所得制限や、給与所得控除における控除額の上限設定も格差是正に寄与している。子育て支援など、低所得者支援以外の目的を有する手当については所得制限を設けることに賛否両論あるものの、予算の制約があることを考えると、低所得者支援にも寄与するよう一定の所得制限を設けることは有効である。また、仮に所得制限が設けられなかった場合でも、同額の給付による恩恵は相対的に所得の低い世帯においてより大きく感じられる。そのため、高所得者に対して低所得者以上の給付を行うのであれば、各種手当の存在自体が格差是正に貢献していると言える。

さらに、すでに進められている教育無償化などの施策がより推進されることも重要だ。富裕層を中心に学校外教育への支出が盛んである以上、公的教育の無償化を進めたとしても教育格差を完全に是正することは困難だ。しかし、教育無償化を行えば子供は自らの生まれた世帯の所得水準に関わらず、最低限の教育を受けることがより容易となる。一定の教育水準をクリアしやすい層が増えれば、教育投資に回せる費用が限られているワーキングプア世帯において、子供にワーキングプアが遺伝するリスクを抑制できる。格差の完全な解消は困難だが、格差を克服するチャンスはワーキングプア層にも与えられるべきであり、特に幼少期においてはより多くのチャンスが幅広い層に提供されることが求められる。

そして、高齢化が進む中で介護負担に苦しむ層が多いことも格差社会の一因と考えられる。老親の介護などで勤務時間の短縮を余儀なくされれば、残業の多い正社員職などを離れざるを得ないケースがある。介護を続けながら働くことで残業が困難となれば、残業手当を受給できないことによりワーキングプア化してしまうリスクがある。離職、転職を伴う介護が長期化すれば、介護が終了した後に以前と同水準の収入に戻ることが困難になることもあり得る。団塊の世代が要介護状態に至るケースが今後増加すると予想される中、介護をきっかけにワーキングプアとなる層が発生するリスクを抑制することが求められる。

結婚が難しいワーキングプア層が将来的に要介護状態となれば、介護保険制度の破たんリスクが高まることなども懸念材料だ。独身者は控除の少なさなどもあって税金・保険料の負担感が強い。ワーキングプアは所得の低さを理由に独身を貫くのではなく、むしろ積極的に婚活に取り組むなどして複数人世帯に入ることを通じて生活を改善できるチャンスがあるのではないかと。低所得の共働き世帯については配偶者控除枠を拡大するなどして、ワーキングプア層の孤立を防ぐことが重要と考える。

第3章 公的機関の活用

第1節 拡大されるべき支援

近年は未婚率の上昇や晩婚化傾向が見られることも、格差社会を深刻化させていると考

える。仮に1人当たりの所得や資産が限られていた場合でも、夫婦共働きであれば世帯収入はより多くなり、また安定しやすい。加えて、複数人が同一世帯で生活すれば住居費や租税・保険料などの1人当たり金額は抑制されやすい。未婚率の上昇等で世帯構成人員数が減少すれば、世帯収入の減少や1人当たり支出の増加によって家計収支の維持が困難となる世帯が増加すると考えられる。単身世帯が増加すれば世帯内での支え合いも難しく、ワーキングプアとして長年働き、資産のないまま老後を迎えれば生活保護など公的扶助による支援を受けざるを得ないリスクも高まる。現代社会では老々介護など老人が老人を介護せざるを得ない状態が問題視されているが、介護をする老人の存在さえなくなれば、社会保障制度のみによって支えられる要介護者の増加が予想される。格差社会の深刻化はワーキングプアなどとして苦しい生活を余儀なくされる層のみならず、社会保障制度の揺らぎを通じて日本国民全員に悪影響を与えかねない。高所得世帯など生活に余裕がある層に属している人々にとっても、格差の存在は懸念材料である。

歴史的背景にも目を向けると、就職氷河期と呼ばれた時代に正規の職を見つけることができず、フリーターなどとして働いてきた層の存在が格差社会の一因となっている。新卒採用に漏れた人材はその後も正社員の仕事を見つけることが難しく、年齢を重ねても賃金上昇は期待しづらい。むしろ、加齢とともに体力の衰えなどで同水準の労働が困難となれば所得が減少することも十分考えられる。非正規など雇用環境が不安定な形態で働いていれば、病気休暇などを取りづらいために労働能力の低下に伴って収入の維持が困難になりやすい。近年は多様な働き方が促進されてきてはいるものの、依然として新卒一括採用が行われており、ひとたび正社員の道から外れれば万年ワーキングプアとなりかねない。中途採用や転職市場の拡大などを後押しし、仕事を見つけることが困難な時代を経験した層にも再チャレンジの機会を豊富に提供することが、格差是正には不可欠と考える。また、非正規労働者の待遇改善を図ると同時に、そもそも非正規という雇用形態への依存度を下げるとの取り組みが進められるべきである。正社員に対しても短時間勤務を認めるなどして、雇用形態に関わらず労働者1人1人が極力希望に合った労働時間で勤務できる体制を整備することが望ましい。

第2節 個々の負担の抑制

ワーキングプアになりがちな層またはワーキングプア層の生活改善としては、社会保険制度の恩恵を受けづらい契約社員やアルバイト、フリーランス等が挙げられるが、近年では正社員であってもワーキングプアとなるケースがある。ブラック労働などで長時間のサービス残業を余儀なくされるといった悪質なケースのみならず、賃金水準の低さゆえにフルタイム労働であっても定時退社で残業代等の手当が上積みできなければワーキングプアになってしまうのだ。

もちろん、ワーキングプアといえども仕事があるため収入がゼロとは異なる。それに、仕事に就ける人々が増加することは望ましい。しかし、仮に仕事が見つかったとしても十分な収入を得にくいとなれば、そもそも就労意欲がそがれてしまう労働者もいると考えられる。ハローワーク等では失業者に就労を促しているものの、労働者が雇用条件の悪い求人にか出会えないとなれば労働意欲を刺激しづらくなってしまふ。

また、少しでも収入を増やそうとフルタイム労働に加えて夜間のアルバイト等に取り組

めば、心身にとって過度な負担となり、病気などのリスクが上昇すると見込まれる。ワーキングプア層は家計収支に余裕が乏しいことから資産形成も難しく、病気等により休業・失業となれば一気に家計が破たんすることも考えられる。さらに、結婚や子育てに必要な資金を捻出することが難しいため、将来のライフプランを描けないままに年齢を重ねてしまうケースも見られる。単身世帯であれば同居家族からのサポートもなく、ワーキングプアとして働き続ける以外の選択肢が乏しくなりがちだ。将来に何ら明るい見通しが無い状態でワーキングプアとして働き続けることは、労働者にとって大きな苦痛であるのみならず、国民の幸福度が低下し、健康を損なう層が増えるなどの形で医療費増や労働力減に繋がれば日本経済にとっても負担になる。

また、社会保険料の負担が重くなり拡大すれば、企業が支払う給与の増加分が相殺される形で、手取り収入が増えづらくなる。手取り収入の増加が緩慢あるいは認識できない場合は、労働意欲を減退させてしまう労働者も出ると考えられる。社会保険料については今後も少子高齢化が進む中で上昇圧力が存在することから、社会保険料負担が原因でワーキングプアの置かれた環境が悪化することのないよう、低所得層に対しては社会保険料負担が極力増えないような仕組み強化が求められる。また、厚生年金の加入対象者拡大などの格差是正策が進められているが、所得水準が低ければ恩恵は限定的だ。格差是正という方向に進んでいることは評価すべきだが、人口構成の変化に伴う負担増には致し方ない面があるものの、高所得者の負担額を増やすなどして、ワーキングプア層の負担拡大は極力抑制されるべきである。

高所得の給与所得者については生活の余裕度が大きいほか、昇給のチャンスも多いとみられることから、社会保険料の源泉徴収額が増加しても手取り額の減少が家計に与える負担感は限定的になりやすい。いっぽう、ワーキングプア層は賃金水準が低く、昇給の機会も限られるために、社会保険料負担が増加すれば手取り額の減少を大きな負担として実感しやすい。消費増税時には低所得者の負担感の重さを緩和する目的で軽減税率が導入されたことなどを考慮すると、社会保険料の引き上げ時にも、ワーキングプア層の負担感に配慮することで格差拡大を抑止すべきである。高齢者に対しても年金受給額の多い層については控除額をさらに抑制するなどして格差解消を図ることが望ましい。実際にワーキングプア層の生活がどの程度改善されるかは注視する必要があると考える。

第3節 多様な働き方

フリーランスなど組織との雇用関係を持たない働き方をする層が今後も増加すると考えられる。労働規制の対象外となる労働形態が増加すれば、最低賃金を下回る水準で合法的に働く層が出現するなどの形でワーキングプア問題が悪化することも考えられる。フリーランスなど従来の労働法規の対象となりづらい層に対しても時代の変化に合わせて労働条件に関する規制強化、ワークスタイルの多様化を進めるべきである。待遇改善策として給与所得控除の縮小と同時にすべての労働者が対象となる基礎控除の拡充が進められたことなど評価できる点もあるが、時代の変化への対応をよりスムーズに行うことで新たな労働形態でのワーキングプアの出現が抑制されることを望む。フリーランス層に対しても幅広い社会保険制度への加入チャンスを広げるなどの施策を講じることは、多様な働き方を支援する政府の方向性と一致している。

多様な働き方の実現は、シニア層や主婦層などが副収入の増加目的で不採算の仕事に取り組むという問題も引き起こしている。低採算の業務を実施する人々自体に不満がなくとも、一部の業務が低採算で実施されることにより、生活費用を稼ぐ必要のある層の仕事が奪われるリスクがある。各人のニーズに応じた労働機会が提供されることは重要だが、対価としての賃金をより必要とする人々の収入機会が過度に損なわれることのないよう配慮が行われる必要がある。シニア層・主婦層に加えて将来的には外国人労働力もさらに増加すると見込まれる。人材不足を緩和し日本経済の成長を後押しする中で、格差が助長されるリスクへの目配りも重要だ。

まず、副業解禁の流れを強化し、年収底上げを図る方法がある。ワーキングプアはフルタイム労働をしながらも生活が可能な最低水準程度の年収しか得られていない。時間当たりの賃金水準の低さも一因であるが、あわせて残業が困難など、フルタイム以上の労働から収入を得ることが難しいこともワーキングプア化の理由となり得る。近年は政府が働き方改革を推進しており、副業を解禁する企業が増加している。ある程度の残業を行うことで収入を増やしたいと考えているワーキングプア層については、副業の自由度が高まれば空き時間を活用して収入増につなげやすくなる。

具体的な取り組みとしては、控除見直しが一案と考える。2020年からは全ての人が対象となる基礎控除が48万円に引き上げられる。あわせて給与所得控除が削減されるため、ワーキングプア層が受けられる控除は副業を行ったとしても変化しないが、フリーランスなどにとっては控除額増に伴う税負担減のメリットがある。フリーランス市場が拡大すればワーキングプア層が同市場にて副業を行うチャンスも広がると考えられる。また、世帯所得にも目を向ければ、世帯主がワーキングプア水準の賃金である場合に、配偶者が在宅業務などを行う際の税負担が軽減されることで、世帯としてはワーキングプア状態から脱却しやすくなる。今後は基礎控除のさらなる拡充や、高所得者を対処とする給与所得控除の削減を推進することが格差是正の有効策の1つと考えられる。

フルタイム労働を実施しているワーキングプア層が副業を行うことで過労に至るなどのリスクには目配りが必要だが、残業の代替として副業を行い所得の底上げにつなげることは有意義である。ワーキングプアが抱える課題は就労先の欠如ではなく、フルタイム労働にも関わらず限定的な収入にとどまっていることである。仮に必要な労働力が減少すれば、労働者1人当たりにかかる費用が増加することから、フルタイム労働などの形で十分な労働力を提供すれば得られる対価も増加する。雇用情勢を判断するには有効求人倍率が参照されるケースが多いが、働き口があり、何とか生活が成り立ちさえすればよいという考え方に立つべきではない。フルタイム労働など一定以上に意欲をもって働く労働者に対しては、よりゆとりのある生活を実現できるよう、賃金水準の向上を図るべきである。特に近年は働き方改革の名のもとに労働者1人当たりの労働時間を短縮する動きが強まっているため、単位時間当たりの賃金水準が変化しなければ収入は減少しやすい。労働時間の短縮は労働者が生活と仕事のバランスを取ることを目的としており、企業の人件費抑制の口実とされるべきではない。

おわりに

本論文では、格差社会とワーキングプアの現状について分析を行った。ワーキングプアの

形態は多様であり、中には高学歴でありながらワーキングプアなど学歴・能力面では中所得・高所得層に見劣りしないワーキングプアも存在する。しかし、ひとたびワーキングプアとなれば自力での脱却は困難なケースも少なくない。各種手当の所得制限や所得税の累進税率、継続的な最低賃金引き上げなど格差是正に向けた取り組みはすでに実施されているが、大きな格差が残存している以上、対策は不十分と言わざるを得ない。格差やワーキングプアの存在は中長期的に社会保障費用の増大要因となり、日本経済を揺るがすリスクもある。訪日外国人観光客数の増加や堅調な景気を背景に財政の余裕度を極力高めると同時に、高所得の高齢者に対してより多くの負担を求めるなどして財源を確保し、ワーキングプア層に対してよりよい労働環境を手に入れるチャンスを多く与えることが望ましい。まずは政策などでワーキングプアに多くのチャンスを与え、意欲あるワーキングプア層が所得水準を向上させることで中長期的に日本経済の生産性を高めるべきだと考える。

そのために国民は選挙を通して投票をしなければならない。今の若者の投票率はこれからの日本を形成していくうえで極めて危機的状況といえる。2020年米国で大統領選挙があり、日本でも連日報道がされているが、米国民の投票率は全体の6割に達していると言われており、大学生が放課後2時間待ちの列を作り並んでいることがざらにある。一方で日本の投票率という点で令和元年7月の参議院選挙については50%を下回っている。そのうちの若者の投票数は極めて少ない。今年新型コロナウイルスの影響でこの先感染症が続き影響を受ける。その中で国民一人ひとりができることはまず政治の参加である。

【参考文献・インターネット資料】

厚生労働省 (2020) 「地域別最低賃金の全国一覧 令和2年度地域別最低賃金改定状況」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/
2020年1月17日 最終アクセス

国税庁 (2018) 「1年を通じて働いた労働者1人当たりの年間平均給与額」
<https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2018/minkan/index.htm>
2020年10月20日 最終アクセス

野村総合研究所 (2018) 「野村総合研究所、日本の富裕層は127万世帯、純金融資産総額は299兆円と推計～いずれも前回推計(2015年)から増加、今後、富裕層の次世代である「親リッチ」獲得競争が活発化～」
https://www.nri.com/-/media/Corporate/jp/Files/PDF/news/newsrelease/cc/2018/181218_1.pdf
2020年10月20日 最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

公的資金援助が及ぼした悪影響

立ち退き問題から開発援助のあるべき姿について考える

21W1005 石川 愛美梨

はじめに

日本は戦後賠償の一環として 1954 年から経済協力を開始し、公的資金を用いて発展途上国に様々な支援をしてきた。現在は多くが国際協力機構 (Japan International Cooperation Agency: 以下「JICA」) が行う政府開発援助 (Official Development Assistance: 以下「ODA」) であり、発展途上国の開発のために先進国政府が金銭的・技術的な支援を行っている。

公的資金で援助をするため、ODA は受け取った国や地域にとって良いことばかりをもたらすと考えていた。2017 年 9 月に訪れたタイのバンコクでは、日本の ODA が建設したタイ文化センターと地下鉄、ODA が一部拠出されたスワンナプーム国際空港を見学した。どれもタイの環境や社会へ配慮して建設されたものであるとされている。実際にタイの地下鉄はバンコク周辺の交通渋滞を緩和し、排気ガスによる大気汚染の緩和に貢献した。またスワンナプーム国際空港は経済発展と観光需要の発展による航空需要の増大に対応し、国際線が多く行き交う大きな空港となった。

しかし、タイから帰国して調べてみると、タイ文化センターは日本人によってデザインされたものであり、タイ建築の様式美とはかけ離れていたため、タイの設計者は激怒したという。隣接するタイ・パビリオンとも調和がとれておらず、タイの建築業界は日本の援助に対する不満を抱いたとも記されていた [チッティワタナポン 1990: 10]。

また 2018 年に訪れたインドネシアのアチェで、ODA によりもともと住んでいた場所からの立ち退きを余儀なくされた人々が、今もなお厳しい生活を送っていることを目の当たりにし、公的資金援助が現地の住民に悪影響を及ぼしている場合もあると知った。

そこで本論文では年代・国・事業内容の異なる 3 つの日本の開発援助案件を取り上げ、その在り方について考察する。第 1 章では 1970 年代のインドネシアのアチェにおける天然ガス開発で発生した立ち退き問題と人権侵害、第 2 章では 1990 年代のフィリピンのサンロケダム建設において発生した立ち退き問題と生計手段の喪失、第 3 章では 2010 年代のミャンマーのティラワ経済特別区開発で発生した立ち退き問題と合意形成プロセスにおける問題についてまとめる。

これら 3 つの案件はどれも立ち退き問題が発生している点と、住民の意向が反映されていないという点で共通している。年代が変わっても立ち退きという同じ問題が発生し、それに対する事業側の対応もあまり変わらない。そのことから公的資金援助はどのような対応をすべきだったのか、今後の ODA はどうしていきべきかを考える。

第 1 章 アルン LNG 開発における立ち退きと人権侵害



第1節 融資の経緯と環境問題

1971年にインドネシアのアチェで天然ガスが見つかった。国営石油公社（プルタミナ）の依頼を受けたアメリカのモービル・オイル（現エクソン・モービル）が、北アチェ県シャムタリラ・アロン郡で発掘した。このころ日本は、1973年の第四次中東戦争が原因で起こった石油危機に直面しており、省エネルギーや代替エネルギーの必要性が認識されていた。さらに高度経済成長とベトナム戦争の特需景気もあり、日本企業は大型産業設備の輸出に狂奔していたともいわれる。日本はアチェの天然ガスを輸入するために、その開発に参加した [佐伯 2010: 22-23]。

1974年1月に当時の田中角栄首相がインドネシアを訪問し、日本からの液化天然ガス（LNG）¹開発借款が正式に決まった。同年3月に318億円のLNG開発借款に関する交換公文が締結され、これと同時に日本輸出入銀行および民間銀行団（日本興業、三和、富士、三菱、住友、大和、東海、東京、日本長期信用など）の協調融資として、日本インドネシア・エル・エヌ・ジー株式会社（Japan Indonesia LNG Co., Ltd.: 以下「JILCO」²）を通じて、プルタミナに対し、8億9800万ドルが融資された。日本は1977年から20年間に年間750万トンのLNGを輸入することを決めた。こうして日本は、総輸入量の約3割ものLNGをインドネシアに依存してきた [佐伯 2010: 23-25]。

インドネシアにとっても、天然ガス開発は重要な意味をもつ。在インドネシア日本大使館が行った経済協力評価報告書（平成7年度）では、アルン LNG 開発借款について、(1) 案件の維持・管理状況、(2) 案件の選定・形成の適正度、(3) 当初目的の達成および効果、(4) 環境への影響の4点が評価され、「(インドネシアにとって) 石油と並ぶ貴重な外貨獲得資源となり、インドネシアの開発に貢献した」「年間1200万トンまで能力が増強され、(中略) 世界のLNG供給の20パーセントを占め」と書かれている [佐伯 2010: 25]。

1980年代中頃から、石油国際価格の暴落、産出量の頭打ちなどで、脱石油化・工業化が図られるようになったとはいえ、アチェのインドネシア経済への貢献は大きかった。エクソン・モービル、アルン LNG 社、イスカンダル・ムダ肥料(Pupuk Iskandar Muda: 以下「PIM」) 社、アセアン・アチェ肥料 (Asean Aceh Fertilizer: 以下「AAF」) 社、アチェ・クラフト・ペーパー (Kertas Kraft Aceh: 以下「KKA」) 社をあわせて、ロスマウエ工業地帯 (Zona Industri Lhokseumawe: 以下「ZILS」) の基幹プロジェクトと呼ばれる。この基幹プロジェクトからの収益は年31兆ルピア (約2790億ドル) をくだらないとも、北アチェ県はインドネシアで最も豊かな県として、スハルト時代、国家予算の20~25パーセントを稼ぎ出していたともいわれている [佐伯 2005: 33-34]。

しかしこれらの基幹プロジェクトは、アチェの人々を豊かにするものではなかった。強制的な土地収用、環境破壊、経済格差の拡大といった問題が起きたからだ。どの基幹プロジェクトも、環境に配慮したと主張する。例えばアルン LNG 社は、「環境保護に重点を置き、水質検査を怠らない。浄化された水は、従業員の飲料水としても用いられる。火災にも注意し、

¹ Liquefied Natural Gas の略。日本では液化天然ガスと呼ばれ、天然ガスを約マイナス162℃まで冷却して液体にしたものである。

² JILCO は、LNG 輸入を予定している関西電力、中部電力、九州電力、新日本製鉄、大阪ガス、日商岩井、日本興業銀行などが設立した輸入会社。LNG 精製をおこなうアルン LNG 社の株15パーセントを所有している。

世界でもっとも安全なプラントである。これまで一度も人身事故を起こしたことがない」という。これに対しアルン LNG 社を臨むウジョン・ブラン村の住民は、アルン社に村の土地 150 ヘクタールとられ、魚や貝が獲れる川を失ったと主張する。また天然ガスを液化する時に使った冷却水を海に流しているため水温が上がり、遠くまで行かないと魚が獲れなくなってしまった。網を投げてもアルン社のパイプに引っかかってしまうこともある [佐伯 2005 : 34-35]。

1990 年頃、サムドゥラ郡ではモービル・オイルの排水が村のエビ養殖池に流れ込み、エビが全滅した。それに対する補償を求めて裁判を起こしたが、却下されてうえに国軍兵士が村に来て、村長が殴られた [佐伯 2010 : 28]。

また 2002 年にはエクソン・モービルが流す排水の貯水池が氾濫し、近くの村を流れる川に沿って火災が発生した。住民は作物の燃焼、飲料水となっていた川の水の汚染、淡水魚養殖事業の崩壊に対する損害賠償をエクソン・モービルに請求し、北アチェ県の環境局も被害を認めた。しかしエクソンは操業地域内で掘削して泥を貯めており、調査では住民が主張するような汚染は実証されなかったと否定した [佐伯 2010 : 27]。

2004 年 10 月初旬にエクソン・モービルが垂れ流した化学物質がシャムタリラ・アロン郡の水田に流れ込み、皮膚病やかゆみ、咳などの病気の原因になったと訴え、11 月にエクソン・モービルが生産施設として利用している場所でデモを行った [佐伯 2010 : 27-28]。

2005 年 3 月にはタナ・ルアス郡でエクソン・モービルのパイプラインからガスが漏洩し、28 人がガスを吸いこんだため呼吸器障害で血を吐き、数百人が村から避難した [佐伯 2010 : 28]。

このような環境への影響は、実証することは困難である。しかし基幹プロジェクトによって人々が環境を破壊され、損害を被ったと考えているという事実は、人々が不公正な経済開発への不満を募らせる要因となったと指摘することができるだろう。

インドネシアの開発に貢献したと評価されるアチェの天然ガス開発だが、一方でアチェの独立運動³の要因が、この経済開発にあったという分析もある。国際問題戦略研究所 (Centre for Strategic and International Studies : 以下「CSIS」) のインドラ・ピリアンは、「アチェは最も豊かな州のひとつなのに、その大多数の人々が自分たち自身の村にいながら欠乏し、周縁化されているのだ」と、独立運動の根源が経済的不公正だったと指摘する [佐伯 2016 : 164]。そしてこの不満が、1976 年に「ジャカルタ体制による政治的コントロールからの自由と独立」を宣言したアチェ・スマトラ民族解放戦線 (Acheh/Sumatera National Liberation Front : ASNLF、通称自由アチェ運動 : 以下「GAM」) を支える基盤となっていったのである。

第 2 節 紛争と人権侵害

天然ガス開発を中心とする大規模開発がもたらした負の影響 (土地収用、環境破壊、経済

³ 19 世紀にイギリスがスマトラに進出することを警戒し、オランダが 1873 年にアチェに宣戦布告した。アチェはオランダ植民地支配に対する 2 つの戦争 (アチェ戦争・インドネシア独立戦争)、インドネシア共和国成立後の反乱、そしてアチェ・スマトラ民族解放戦線によるインドネシアからの分離独立運動と、3 世紀にわたって抵抗をしてきた。本論文で示すのは、3 つ目のアチェ・スマトラ民族解放戦線である。

格差の増大など)が、アチェの独立運動を加速させたということ、この天然ガス開発が日本のエネルギー・セキュリティのために日本の天然ガス開発借款で行われ、LNGのほとんどが日本に輸出されてきたことが紛争の背景にある。

天然ガス開発現場を国軍が警備し、インドネシアからの分離・独立を求める GAM のメンバーないし支持者と疑われた民間人を誘拐・拷問・殺害していた。そしてエクソン・モービルとアルン社は、警備の名目で軍事作戦の費用を負担しただけでなく、殺害された民間人を埋めるための採掘機を貸し出すなど、人権侵害に深く関与していた [佐伯 2005:25]。

アルン社の敷地内には、アチェでいくつか知られている国軍の「拷問センター」のなかで最も悪名高いランチュン・キャンプが存在する。つまり日本人は、電気代や税金を通して、アチェにおける人権侵害と密接に関わっていたのだ。

インドネシアの大規模開発現場で、政府や企業は地元の住民に対し、開発の効果として雇用機会の創出を約束する。アチェの天然ガス開発でも、アルン社は従業員の 75 パーセントがアチェ人だと説明する [佐伯 2010:25]。

しかし住民は、村の住民は誰ひとりアルン社で雇われていないと主張する。エクソン・モービル、アルン LNG 社ともに、従業員の内訳に関する公式なデータは発表していない。しかし、アチェの人びとが雇用される機会は少ないと報じられている。アチェの天然ガスはアチェのものであるはずが、アチェの人々は働くこともできず、生活の糧もない。アチェの人々は「開発の傍観者」でしかないと認識し、不満を抱いている。また、それを理由に GAM に参加したという意見もあるようだ [佐伯 2010:25-27]。

これらの意見から、経済開発が独立運動を生み出したと結論づけることはできないかもしれない。しかし、豊かに暮らせたはずなのに貧しいままだというアチェの人びとの思いは強い。

アルン LNG 社の従業員居住区は、従業員とアチェの人びととの経済格差を如実に示す。ひとつの丘を囲い込み、洋風の住宅のほか、スーパー、銀行、ゴルフ場、テニスコートやポート池まで備える。周辺村の家多くはいまだに土間で、井戸で水を汲み、薪で料理しているのとは対照的だ。経済開発が不公正である、自分たちは「開発の傍観者」でしかないといい、アチェが独立すれば、開発の恩恵にあずかれるという期待を醸成したと言えるだろう [佐伯 2010:27]。

2004 年 12 月のスマトラ沖地震・津波を受け、2005 年 8 月にインドネシア政府と GAM との和平合意が結ばれ、アチェ紛争は解決へ向かった。その一方でアチェの天然ガスは枯渇し、日本との売買契約も 2010 年～2011 年には終了した [佐伯 2009:57]。天然ガス輸入をインドネシアに依存している日本にとって、インドネシアにおけるエネルギー開発は緊急の課題となった。2007 年 8 月にはインドネシア＝日本経済連携協定 (Economic Partnership Agreement: 以下「EPA」) が調印され、日本がエネルギー開発のために援助・資本を供与する枠組みもつくられた。

EPA で推進されるエネルギー開発が強制的な土地収用、環境破壊、生計手段の喪失など、地元住民の暮らしを破壊したり、開発現場を警備する治安部隊による人権侵害が起きたりと、第二のアチェを生みだしてはならない。

第3節 土地収用と座り込み

和平合意が結ばれた4年後の2009年7月、村の土地すべてを失った住民がアルン LNG 社とロスマウエ市に対し、35年前の約束を果たしてもらおうべくデモを行った。35年前の約束とは、アルン LNG 社が稼働したら村を失った住民は未熟練労働者として雇用されること、若者を海外に留学させることの2点である。再定住地問題に乗り出してほしいこと、アチェを放置しないでほしいことを記した横断幕を掲げたが、このデモはロスマウエ市警察に妨害を受け、強制的に解散させられた。翌日プルタミナが所有する土地を新たな再定住地として準備することが約束されたが、この約束も守られなかった。その1年後の2010年6月に住民はアルン LNG 社の前で座り込みを開始し、アチェ州知事が問題解決をする期限を設けた2010年9月まで続けられた。しかしその期限も守られなかった。再定住地建設用地に当てられたプルタミナ所有地の土地所有権をロスマウエ市に委譲する手続きが進まなかったためである〔佐伯 2016：166〕。

2014年10月にアルン LNG 社の LNG 輸出基地としての操業が終了すると、アルン LNG 社が閉鎖すると土地問題が棚上げされるのではないかと焦った住民は、座り込みを再開した。その6日後にはロスマウエ市庁舎で2000人が約束遵守を求めてデモを行ったが、市長は面会せず、住民と警察のもみ合いで6人の重軽傷者が出た。

2015年2月、住民代表はもはや再定住地は求めていなかった。土地収用の際に取り残された墓地に参拝することができないことに強く批判し、土地の返還を望んだ〔佐伯 2016：167〕。

第2章 サンロケダム建設における立ち退きと生計手段の喪失



第1節 建設の経緯と目的

フィリピンの首都・マニラから北に約200キロメートル、ルソン島パンガシナン州アグノ川上流の「サンロケ多目的ダムプロジェクト」は、ダムの高さ約200メートル、堤頂長約1.2キロメートル、堤体積約4000万立方メートルの中央遮水壁型ロックフィルダム

ムである。6 門のラジアルゲートを持つ洪水吐がある発電所は容量 115 メガワットの発電機 3 台を有し、出力は 345 メガワット（1 メガワット＝1000 キロワット）ある。ダムは構造物はすべてパンガシナン州にあり、貯水池は北に接するベンゲット州にまでおよぶ〔一般財団法人日本ダム協会〕。

このダムの主な目的は、345 メガワットの水力発電で、鉱山採掘や輸出農業、輸出工業、観光業などのために安定した電力を供給することだ。その他の目的としては、パンガシナン平野 87000 ヘクタールの灌漑、洪水の制御、鉱山からの廃水の水質改善、清潔な飲み水の提供、さらにエコ・ツーリズムなどが挙げられている〔環境 NPO 団体 A Seed JAPAN 2010〕。

フィリピンの国営電力会社（National Power Corporation：以下「NPC」）を中心としており、フィリピンと日本の経済協カリストの筆頭に掲げられた最優先の国家プロジェクトとされていた〔国際環境 NGO FoE JAPAN〕。

1970 年代に計画されていたものであるが、当時の経済・財政状況の悪化により実現しなかった。それからおよそ 20 年後の 1997 年 4 月に丸紅・サイズ・イタルタイグループがスポンサーを落札、同年 10 月に電力購買契約（Power Purchase Agreement：以下「PPA」）が調印され、1998 年に日本が資金援助をし、莫大な費用のかかるこの計画が始動した。なおイタルタイは 1998 年 3 月に撤退を表明し、代わって関西電力が出資に参加する基本方針を決定した〔国際環境 NGO FoE JAPAN〕。

日本輸出入銀行（現在の国際協力銀行：以下「輸銀」）は、1998 年 10 月にサンロケダムプロジェクトの発電部門に約 3 億ドルを融資した。この時、民間銀行団（東京三菱、富士、住友、住友信託、さくら銀、三和、農林中央金庫）も合計で約 1.5 億ドルを協調融資している。しかし 1999 年 1 月に調査が不十分であったことがわかり、融資は一時停止され、外部専門家を含んだ輸銀調査団がフィリピンに派遣された。3 月に上流部での社会環境調査が終わり、上流部における立ち退き世帯が増加したものの、同年 9 月に輸銀は非発電部門（ダム建設）に 4 億ドルの追加融資を決定した。サンロケダムは、日本の融資がなければ実施不可能なプロジェクトである〔国際環境 NGO FoE JAPAN〕。

プロジェクトはフィリピン外の民間資本による BOT 方式⁴で実施されている。プロジェクト事業者であるサンロケパワー社（San-Roque Power Corporation：以下「SRPC」）がダムと水力発電所を建設し、25 年間にわたって運転、その後 NPC に発電設備を譲渡する。なお、ダム、洪水吐、監査廊などの非発電設備は、建設完成時に NPC に譲渡される。1998 年 2 月にプロジェクト着工、2003 年 2 月 14 日に雑残工事を除き竣工、2003 年 5 月 1 日に NPC による全ユニットの技術審査に合格し、25 年の運転期間がスタートした〔一般財団法人日本ダム協会〕。

⁴ Build-Operate-Transfer の頭文字をとって BOT 方式と呼ばれる。民間企業が発電所等を建設した後、一定期間の運営を請け負い、その後現地の事業体に移管する方式。サンロケダムプロジェクトの場合、サンロケパワー社はダムを建設した後、25 年間にわたって発電事業を行い、フィリピン電力公社に一定量の電力を卸し売りする。サンロケパワー社への料金支払いはフィリピン大蔵省が保証。25 年間の運営後、発電施設はフィリピン電力公社に移管される〔国際環境 NGO FoE JAPAN〕。

第2節 建設における社会への影響

ダム建設にあたり移転住民が多数に上り、社会的な影響が大きかった。住民移転は、下流のパンガシナン州で約 3600 人、貯水池があるベンゲット州で約 200 人に上ったため、根強い反対運動があったようだ。特にアグノ川上流に住む先住民族であるイバロイ族は、事業が始まる以前から反対をしていた〔国際環境 NGO FoE JAPAN 2003：8〕。

イバロイ族はアグノ川流域で、何世代にもわたって農業・漁業と小規模の砂金採取に従事してきた。彼らの生活は川沿いの肥沃な土地と山々で見つけられる金鉱に支えられてきた。イバロイ族にとって土地と水は、親族・先祖・神々とともに利用され、共有される資源である。しかしダム建設によって、彼らの生活・資源が脅かされている。貯水池の上流に堆積していく土砂によって、家屋・果樹園・棚田・牧草地・菜園、そして共同墓地までもが、土砂に埋もれてしまうと懸念されるのだ〔国際環境 NGO FoE JAPAN 2003：8〕。

イバロイ族がダム建設によって影響を受けるのは、サンロケダムが初めてではない。1950年代に建設されたアンプクラオダム、ビンガダムの時にも、イバロイ族は国の発展のために土地や資源を犠牲にするよう求められた。どちらのダムも発電用だったが、ダムの近隣地域にはほとんど便益はなかった。これらの建設によって移転させられた人々の多くは、家屋・土地・生計手段の喪失に対する補償措置を受けなかった。アンプクラオダムは2003年時点で、深刻な土砂の堆積によりまったく発電を行っていない。ビンガダムも激しい土砂の堆積で、部分的な発電を行っているだけである。このような経験から、イバロイ族はサンロケダムの建設に対して、当初から反対の意思を示してきたのである〔国際環境 NGO FoE JAPAN 2003：8-9〕。

およそ 4000 人の人々が、サンロケダムの建設のために土地を明け渡した。移転させられた人の多くは、砂金採取や農業でぎりぎりの生活を送っていた人々であった。輸銀やサンロケパワー社は、国際的なベストプラクティスに従って移転を実行すると主張した。それは移転する人々の生活水準が、移転前と同程度、または上がらなければならないことを意味する。しかし移転地には農地や砂金採取地がないため現金収入がなく、また多くの人は小作農であったために建物や果樹以外の補償を受けとることもできなかった。事業者が用意した土地で水道代・電気代を払う余裕もなく、「再々定住」した人もいる〔国際環境 NGO FoE JAPAN 2003：9〕。

2002年にはNPCがアグノ川沿いでの砂金採取を完全に禁止し、約 3000 人の人々が雨季の主な生計手段を失ってしまった。これに対して約 1000 人が砂金採取の継続を求める請願書を NPC や SRPC に提出した。これらの抗議行動や話し合いを経ても、なお適切な補償や代替の生計手段を求める声には応じてもらえない〔国際環境 NGO FoE JAPAN 2003：9〕。

また経済面での採算性についても疑問が上がっていた。サンロケダムで発電される電力の価格は政府にとって非常に高く設定されており、灌漑部門については財源が確保できず、進められない可能性もあった。これらの理由で事業の中止と建設によって影響を受けた人々に対する適切な補償を要求した〔国際環境 NGO FoE JAPAN 2003：11〕。

これまで輸銀による融資の審査は法手続きの正当性のみを重視し、住民参加や社会・環境配慮などは軽視してきた。そのためこのプロジェクトによって生じた立ち退きや住民の権利侵害、環境破壊への適切な対応がされずに被害が拡大し、ベンゲット州やパンガシナン州

でプロジェクトへの支持を撤回する動きが出てきた。また経済合理性の観点からも疑問の声が上がっており、地元の先住民族が当初から反対の意思を明らかにしてきたことなどから見ても、十分に予見できたことである [公共事業チェック議員の会 2000]。

2002年8月、ダム湖への貯水が開始され、2003年5月に発電部門の商業運転が開始されている。これに対し2003年6月、反対運動を行ってきた地元の住民や先住民族の団体がNGOとともに、融資者である輸銀へ真の問題解決に向けた「独立評価調査の実施」と「同事業への残りの融資10パーセントの抛出停止」を求める要望書を差し入れている。現地住民やNGOなどが、流域住民の生活状況の悪化や土砂堆積による上流域の村への影響といったサンロケダムの問題点を訴え続けてきたが、それに対し事業者は、生活補償や生活再建計画などを提供し、それで問題の解決は十分としていた [環境 NPO 団体 A Seed JAPAN 2010]。

また、サンロケダム上流の町では、同町で暮らす先住民族の人権の保護や川の土砂堆積の防止などの条件が満たされていないことから、2003年3月に事業の承認を撤回する決議の採択を行っている。フィリピンの地方自治法はサンロケのような開発プロジェクトに対し、関連自治体の承認を事業推進の要件としているため、本プロジェクトは法的正当性を根底から問われる事態となった [公共事業チェック議員の会 2000]。

これらの問題は輸銀などの事業側が、地元住民やNGOの声に真摯に耳を傾けず、慎重な判断を怠ったために起きてしまった。しかも契約がフィリピンにとって非常に不利な内容となっている。NPCはSRPCに、発電する・しないに関わらず不当に高い固定料金を維持管理費として支払う契約になっている。またこれとは別にフィリピン政府は事業に対する補助金として輸銀に4億ドルの返済義務を負っており、フィリピンの電力消費者と納税者に大きな負担となっている [国際環境 NGO FoE JAPAN 2003]。

第3節 住民の反対運動と代表者の暗殺

アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動 (Tignay Dagiti Mannalon a Mangwayawayati Agno: 以下「TIMMAWA」) を率いていた代表ホセ・ドトン氏が、2006年5月に何者かに射殺された。2001年にアロヨ大統領が就任したころから、政府の事業に反対して合法的に活動を行っていた人々が殺害される事件が多発していた。そのため国家プロジェクトであるサンロケダムに反対していたドトン氏も標的にされてしまったのだ。TIMMAWAのリーダーとして活動しながら農業の仕事も怠らなかった [国際環境 NGO FoE JAPAN 2006]。

ダム上流のイバロイ族から始まったダム反対運動が下流にも広がり、2001年3月にTIMMAWAが組織された。ダムの建設によって恩恵を受けるはずだった人々の組織である。サンロケダムの建設によって破壊された土地・所有物・作物などに対する適切な補償とダムの貯水中止を求める団体だ。生産性の高い農地や砂金採取による生計手段を失ったことによる影響は、広範囲に及んだ [アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動 2005: 1]。

ドトン氏はTIMMAWAが組織される前から農民たちのリーダーとしてダムの建設に反対していた。彼自身も農民であり、本事業によって悪化した住民の生活状況の改善のため、抗議行動や事業側との度重なる交渉を行った。2006年2月には日本政府とJBICに、ダムによる未解決の問題、既存の地域共同灌漑システムの改良等の代替案、灌漑施設に必要な土地

取得における小作農家の権利保護、新しい環境評価の必要性などを記した要請書を提出し、融資の決定を慎重に行うよう求めた [国際環境 NGO FoE JAPAN 2006]。

TIMMAWA による住民の生活水準の低下に関する報告によると、問題は大きく 3 点ある。一つ目は教育・医療を地用できる経済力を失ってしまったことだ。それは結果的に生活水準そのものの低下につながる。二つ目は、その日食べるものを手に入れることさえ困難なほどの貧困化である。生計手段を失ったために高い利子率で借金をし、さらなる貧困状態へと陥っている。またこれに対処するために、たいていの家族の一人または二人が海外へ出稼ぎに出ているという。三つ目はダム貯水と突然の放水によって悪化した洪水が、橋や道路を破壊したことである。農地が洪水に見舞われたことで、住民が育てていた米やコーンなどの作物も被害を受けた。洪水による被害を受けた農民の多くはもともと生活していくのがギリギリの人々で、この被害により、災害への対策がますます脆弱となった [アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動 2005：2]。

これらの問題をもって、TIMMAWA は影響を受けた住民が話し合いに参加することや補償を確実に支払うこと、話し合いで決定した事項が完全に実行されること、ダムの撤退などを求めた。中でも土地や生計手段の喪失に関する補償を強く求めている [アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動 2005：3]。

また TIMMAWA は、ダムが灌漑目的ではなく、洪水制御のために利用されることを疑っていた。もしそうならば、定期的にダムから放水される大量の水が灌漑用水路を通して、普段は洪水の影響を受けない地域にまで分散するために利用されるかもしれない。そして農地へ流れ込み、作物への洪水被害や農地の浸食が懸念されていた [アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動 2005：1]。

第 3 章 ティラワ経済特別区開発における立ち退きと脅迫



第1節 概要と開発の経緯

2014年4月23日、JICAはエム・エム・エス・ティラワ事業開発株式会社（MMS Thilawa Development Company：以下「MMST」）、ティラワ SEZ 管理委員会（Thilawa SEZ Management Committee：以下「TSEZMC」）、およびミャンマー・ティラワ SEZ ホールディング株式会社（Myanmar Thilawa SEZ Holdings Public Limited：以下「MTSH」）との間で「ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業 早期開発 Zone A 区域」を対象とした、合弁事業契約書に調印した。本事業はミャンマーの首都ヤンゴンから南東に約 23 キロメートルに位置するティラワ経済特別区（Special Economic Zone：以下「SEZ」）約 2400 ヘクタールの開発事業であり、2012年10月に再開された JICA の海外投融資業務において、初めてミャンマーで実施された事業である。本事業を実施する特別目的会社は、2013年10月に MMST、TSEZMC、MTSH により設立されたミャンマー・ジャパン・ティラワ・デベロップメント社（Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.：以下「MJTD」）であり、JICA は工業団地開発・販売・運営事業を行うために必要な資金を JICA が海外投資を通じて支援する [JICA 2014b]。

MJTD はティラワ SEZ Zone A 区域（約 400 ヘクタール）の開発・運営を順調に進め、2015年9月に同区域が開業した。2016年10月21日には、JICA は MMST、TSEZMC、MTSH との間で MJTD に関する合弁事業契約書の改訂契約書に調印し、第二期開発となる Zone B 区域（約 100 ヘクタール）の開発・運営を行うことが可能になった。また 2017年2月には Zone B の残りの区域（約 108 ヘクタール）も着工し 2017年7月末までに全世界の 17 の国と地域から計画を大幅に上回る 79 社（うち 39 社が日本企業）が工業団地への進出を決定し、34 社が操業を開始した [JICA 2017]。

日本政府と JICA はティラワ SEZ 開発に関連して、MJTD への支援のみならず、ミャンマー政府に対する円借款や無償資金協力、技術協力を通じて、ティラワ SEZ 周辺地域の電力、水、通信、道路、橋及び港湾などのインフラ整備、ティラワ SEZ 管理委員会およびワンストップサービスセンター（One Stop Service Center：以下「OSSC」）の運営に対する技術的支援、国際基準に則った用地取得・住民移転・生計回復の実施等を支援した。加えて、改正 SEZ 法や同法細則の策定といった法制度整備にも協力してきた。日本はティラワ SEZ を含む投資環境整備や雇用創出に資する包括的な取組みを通じて、ミャンマーの経済社会の発展に貢献した [JICA 2017]。

ミャンマーにとって初の大規模 SEZ 開発となる本事業は、関連法制度やインフラ整備等を含め、ハード、ソフト両面でミャンマー政府よりさまざまな協力を得ながら進めることが不可欠であった。JICA は資金面での協力に加え、事業に投資家の一員として参加し、ミャンマー政府との調整を円滑に進める役割も担っていた [JICA 2014b]。

ミャンマーでは、2011年3月のテイン・セイン政権発足後、民主化・市場経済化に向けた急速な進展が見られる。それに伴う経済成長により貨物輸送量の増大が見込まれているが、もともとあったヤンゴン港は水深が浅く、大型船は満潮時にしか入港できないため、ヤンゴン市に隣接するティラワ地区港を整備する必要があったのだ。しかしティラワ地区は電力設備がヤンゴン地域の中心エリアよりも遅れているため、第一フェーズでは同地区において港湾ターミナルの設備および電力関連施設の整備を支援し、輸送効率化および電力供給の安定化を図る。第二フェーズではヤンゴンとティラワ地区を結ぶ幹線道路の拡幅・整

備を支援し、増加する交通需要へ対応し円滑な交通の実現を図り、同地区への直接投資の流入の拡大促進、ヤンゴン市圏の発展および雇用創出を通じ、同国の経済成長を図る [JICA 2014b]。

またミャンマー政府は経済成長を通じた雇用創出や国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資の勧誘を重視しており、新政権発足後はミャンマー特別経済地域法の改正(2014年1月)など、投資関連法制の改訂やSEZ 開発等を方針として掲げている [JICA 2017]。

2015年11月の総選挙の結果選出された国民民主連盟(National League for Democracy: 以下「NLD」)による新政権も、引き続き雇用創出等を重要な目標とし、なかでもティラワ SEZ は豊富な労働力および司法へのアクセス等が大きな利点であるとして、開発を促進していく意向を示し、経済社会開発への貢献が期待された [JICA 2017]。

ミャンマーは「アジア最後のフロンティア」と呼ばれて高い関心を寄せられてきた。その一方で電力などのインフラ不足や経済関連の法制の未整備などについて不安を持つ企業が多く、投資環境の改善が大きな課題だった。ティラワ SEZ 開発はこうした日本・ミャンマー両国からの期待や関心に応えるとともに、ミャンマーにおける投資誘致にかかる課題に対処するための両国の協力事業であり、初期段階から官民を挙げて協力を行ってきた [JICA 2014b]。

第2節 開発において発生した問題

本事業は、ミャンマー政府も優先的かつ早期に開発を推進する意向を表明していた。しかしそれに伴い様々な問題が発生した。

2012年12月に日本とミャンマーの両国政府がティラワ SEZ 開発のための協力覚書へ署名すると、2013年2月にはティラワ SEZ 開発予定地(2400ヘクタール)内の各戸に「14日以内に立ち退くこと。立ち退かない場合には30日間拘禁する」という書面が配布された。住民を「不法占拠者(スクオッター)」とみなし、移転・補償措置は一切提示されなかった。住民によると、この通告を受けたのは901世帯にものぼった [メコンウォッチ]。

それを受けタンリン郡の住民は、開発予定地からの立ち退き通告を拒否する旨を記した手紙をテインセイン大統領に提出した。その3日後に日本政府はミャンマー政府に対し、「住民への説明会の実施を含む『国際的な環境基準』に沿った開発」を申し入れ、その結果、あまりに急な強制移転という最悪の事態は回避され、それ以降は、早期開発区域の移転・補償計画の策定がなされることになったが、その移転・補償「合意」プロセスにおいて、脅迫・嫌がらせのケースが報告された [メコンウォッチ]。

Zone A 区域の着工とともに、約400ヘクタールにおいて68世帯(約300人)が立ち退きを強いられた。当局は補償措置として金銭補償や職業訓練、就業機会の斡旋等の生計回復支援を計画したが、多くの住民は用意された移転地で農地や日雇いの仕事など、生活の糧を失ったまま、代替の生計手段を見つけることができず、以前より苦しい生活を余儀なくされた。受け取った補償金を使い切ってしまう借金を余儀なくされた世帯や、最終的には家屋を売却して移転地を後にする世帯も出ており、2014年12月時点で移転地に残っていた37家族の多くも、借金を抱えながら何とか生活を続けていた。Zone A 区域の残り2000ヘクタールの開発では、さらに1000家族以上(約4000人)が移転を迫られ、同様の影響を受けることが初期段階から懸念されていた [メコンウォッチ]。

タンリン郡の農民約 70~80 名は、ティラワ SEZ 内に位置する 600 エーカー（およそ 240 ヘクタール）強で乾季も稲作を営んできたが、2012 年 12 月に近隣のザマニ貯水池からの灌漑用水を政府当局に止められ、乾季の収入機会を喪失した〔メコンウォッチ〕。

また関連インフラである港湾の建設によって、内湾河川沿いで暮らす漁民（少なくとも 140 世帯）の生計手段に影響が及ぶことが懸念されている。これまで漁民に対する住民協議や補償措置は検討されていない〔メコンウォッチ〕。

2013 年 4 月 8 日と 8 月 23 日に Zone A 区域における環境アセスメントのステークホルダー協議が開催されたが、出席者は各々 31 名ずつで、政府関係者と事業実施主体の関係者でほぼ占められていた〔メコンウォッチ〕。

早期開発区域における移転・補償計画書については、公開の住民協議が 4 回実施されたが、当局側の一方的な説明に終わることが多く、住民側が意見を述べても、それが計画に反映されることはなかった〔メコンウォッチ〕。

第 3 節 ガイドラインに沿った異議申し立て

2014 年 6 月東京にて、ティラワ SEZ 開発に伴い移転を強いられた人々が、2010 年 7 月に施行された JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下「ガイドライン」）⁵に沿って異議申し立てを行った。これは JICA がガイドラインを遵守しなかったことにより現実に被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる。

ティラワ SEZ 開発で起きた主な問題は大きくわけて 5 点ある〔JICA 2014a〕。一つ目は農地の喪失とそれに伴う生計手段の喪失である。移転を余儀なくされる以前は自分の農地または他人の土地で農業を営んでいた。家畜を飼ったり、家の周りに畑を耕したりすることで収入を補う世帯も多くあった。しかし移転先は住宅用地であり、家の周りに畑をすることもできなかった。もともと土地ベースの生活を営んでいたため、移転先での生計手段を確立できなかった。

二つ目は生計手段の喪失と補償金を受け取る資格がなかったために起きた貧困化である。もともと他人の農地を耕したり近くで日雇いの仕事をしたりすることで生活していた人々は、土地や家畜、作物などの補償金を受け取る資格を有していなかった。また移転先の質の悪い家ではなく自分で家を建てることを選択して補償金を受け取った人々は、家を建てて農地を購入するのに十分な補償金はなく、生活苦に陥った。家を建てるのに費用がかかったことと生計手段の喪失により、多くの世帯が借金を抱えてしまった。

三つ目は教育機会の喪失である。2013 年 11 月と 12 月に移転した子どもたちは、学期末まで移転前の小学校に通うことが認められていた。しかし通学にかかる費用が移転前よりはるかに高額になり、学校をやめなくてはならない子どもたちが出た。近くの村の小学校は教室が狭く、移転してきた子どもたち 52 名を新たに受け入れることは困難であるとしていた。教室の負担を考えると受け入れられないが、状況を考えると受け入れざるを得なかつ

⁵ JICA は 2008 年 10 月 1 日の統合に伴い、2002 年 4 月 1 日に旧国際協力銀行が制定した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」及び 2004 年 4 月 1 日に JICA が制定した「JICA 環境社会配慮ガイドライン」を統合し、2010 年 4 月 1 日で新たに「JICA 環境社会配慮ガイドライン」として公布し、2010 年 7 月 1 日に施行された。

たという。このような背景により、子どもたちが不当な扱いを受けるのではないかと懸念されていた。

四つ目は基準を満たさない住宅および基本インフラである。最初に移転した 68 世帯は整備を急いだために、わずか一か月で建設された。土地の性質に対する家屋の構造に不安があったという。また家族で住むには非常に狭い家で、隣家との距離も近く、プライバシーの確保でさえ難しい。生活するための家庭菜園をするスペースもない。排水設備も不十分で、乾季であるにもかかわらず排水があふれ出してしまうため、雨季における家屋や土地への不安が募る。さらに道路が狭く木がないため、移転先は非常に暑く、不快なほどの住環境である。

五つ目は十分な量の清潔な水へのアクセスの喪失である。整備を急いだために給水ポンプは 4 機のうち 2 機しか使うことができず、汲める水も泥水で、飲料には適さない。開放井戸が二つあるが、表面には藻が繁殖しており、沈殿するのを待ってから汲んでも強烈な臭いがする。そのため清潔な水を買う世帯や汚い水を使わざるを得ない世帯がある。移転前は水を買わなくても清潔な水を存分に使うことができた。整備が不十分である土地に移転させられたために清潔な水を手に入れることが困難になり、健康への不安が生じた。これらの問題点を挙げ、住民は JICA に対して適切な補償を求めた。

このような問題が起きてしまった原因は、JICA 側がガイドラインを不遵守したことにある。申立人は何度も JICA に手紙を送り、開発によって住民の生活が悪化している旨を伝え、問題解決に向けた会合を開くことを要請していた。しかし JICA は適切な対応をしなかったため上記のような問題が発生し、異議申し立てをするに至ったのだ。

また移転同意書の署名をする際に脅迫があったという。有無を言わせぬ雰囲気の中署名を促され、署名をしなければ財産を破壊し補償を受け取れなくすると言われたそうだ。役人や警察官に説得・脅迫され、全員が同意したことになったのだ。

ミャンマーは歴史的に長く、反論する者を暴力的に抑圧してきた。現在は以前よりも意見を述べやすいとはいえ、長く抑圧されてきたために国民にとって反対意見を述べたり拒否したりすることは難しいようだ。地方政府の役人や警察官が脅迫や圧力、土地の横領や没収を手助けしていることも珍しくない。

JICA は独自の調査を実施しなかった。そのため、自由で適切な協議が住民によって行われたという役人の主張を鵜呑みにしてしまったのである。その結果移転前と同程度の生活を送れる予定であったプロジェクトに伴う移転が、脅迫や住環境の悪化などの悪影響を及ぼしてしまった。これは JICA のガイドラインに明らかに反している。ガイドラインが遵守されていたら起きなかった問題が、ティラワでは多く起きてしまった。

おわりに

年代・国・事業内容の異なる 3 つの ODA について取り上げたが、どのプロジェクトでも開発予定地からの立ち退きと移転地での生計手段の喪失、それらの問題への対応が変わっていないことがわかる。立ち退きに関してはどのプロジェクトでも脅迫や圧力があり、立ち退きで受け取れる条件や移転先の状況を把握しないままに移転させられている。2010 年に JICA はガイドラインを施行し、確実に遵守されれば第 3 章で取り上げたような問題は起き

なかった。このことから考えるとガイドラインは文章があるだけで、ティラワ SEZ 開発にはまったく反映されなかったことがわかる。

また、どのプロジェクトにおいても、住民の声は聴いてもらえないということが共通している。政府や企業に訴えかけても住民の意見は尊重されておらず、事業側が一方的にプロジェクトを実施しているように思える。立ち退きを強いられた住民にとって、元の生活を失ってしまっただけでなく、自分たちへの利益がないとなれば、ODA に反対する意見が出てしまうのは当然だと言えるだろう。ティラワ SEZ 開発ではガイドラインに沿った異議申し立てを行うことができたが、もともとガイドラインに沿ってプロジェクトを進めていたら異議申し立てを行う必要などなかったのではないだろうか。

公的資金援助は、発展途上国の開発のために実施されるものである。それは国の経済のためだけであってはならない。ガイドラインに沿って環境・社会の両方に配慮し、現地の人々が納得し受け入れられるプロジェクトを実施することが、本来の ODA のあるべき姿だろう。

【参考文献・インターネット資料】

JICA「ティラワ地区インフラ開発事業フェーズ1」

<https://www.jica.go.jp/oda/project/MY-P11/index.html>

2021年1月17日最終アクセス

——「ティラワ地区インフラ開発事業フェーズ2」

<https://www.jica.go.jp/oda/project/MY-P6/index.html>

2020年12月28日最終アクセス

——(2017)「ティラワ経済特別区(SEZ)第二期開発に対する海外投融資貸付契約の調印：投資環境整備や雇用創出を促進し、経済社会の発展に貢献」

https://www.jica.go.jp/press/2017/20170817_01.html

2020年12月28日最終アクセス

——(2016)「ティラワ経済特別区(SEZ)の更なる開発の実施について関係者が合意：官民連携を通じてミャンマーへの一層の外国企業の進出をサポート」

https://www.jica.go.jp/press/2016/20161021_01.html

2020年12月28日最終アクセス

——(2014a)「ミャンマー国ティラワ経済特別区開発事業に関する異議申し立て」

https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq00001mzeq1-att/objection_140602.pdf

2021年1月16日最終アクセス

——(2014b)「ティラワ経済特別区(SEZ)開発への海外投融資供与」

https://www.jica.go.jp/press/2014/20140423_01.html

2020年12月28日最終アクセス

アグノ川の自由な流れを取り戻す農民運動(2005)「サンロケ多目的ダム事業の建設と操業、および、破壊された土地と失った生計手段の補償に関するポジション・ペーパー」

<https://www.foejapan.org/aid/jbic02/sr/pdf/20051207a.pdf>

2020年12月28日最終アクセス

一般財団法人日本ダム協会「サンロケダム」

<http://damnet.or.jp/cgi-bin/binranB/WAll.cgi?db3=060>

2021年1月16日最終アクセス

環境NPO団体A Seed JAPAN (2010)「サンロケ多目的ダムプロジェクト」

<http://www.aseed.org/econavi/reserch/project/sanroque.html>

2021年1月16日最終アクセス

公共事業チェック議員の会 (2000)「フィリピン・サンロケダムに関する会長談話」

https://www.foejapan.org/old/aid/news/sr_diettalk00.html

2021年1月16日最終アクセス

国際環境NGO FoE JAPAN「フィリピン・サンロケダム」

<https://www.foejapan.org/aid/jbic02/sr/background.html>

2020年12月28日最終アクセス

—— (2006)「サンロケダムに反対してきた住民リーダーが地元で殺害」

<https://www.foejapan.org/aid/jbic02/sr/press/20060602.html>

2020年12月28日最終アクセス

—— (2003)『開発惨禍——日本が支援するアジアのダム——』

<https://www.foejapan.org/aid/pdf/disasters.pdf>

2020年12月28日最終アクセス

佐伯奈津子 (2016)「開発と紛争——インドネシア・アチェのODA事業による土地収用と住民の周縁化——」甲斐田万智子・佐竹眞明・長津一史・幡谷則子編『小さな民のグローバル学——共生の思想と実践を求めて』上智大学出版

—— (2010)「アチェにおける天然ガス開発と紛争——企業の人権侵害への荷担——」早稲田大学アジア研究機構 200～2009年度現代東南アジア研究グループ報告書『東南アジアの開発、資源、紛争・テロ』

—— (2009)「日本の対インドネシア・エネルギー開発援助・投資」『高木基金助成報告書』

Vol.6

<http://www.takagifund.org/grantee/report/rep2009/06-57.pdf>

2021年1月17日最終アクセス

—— (2005) 『アチェの声——戦争・日常・津波——』 コモンズ

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ「ティラワ経済特別区 (SEZ) 開発事業」

<http://www.mekongwatch.org/report/burma/thilawa.html>

2020年12月28日最終アクセス

プラサート・チッティワタナポン (1990) 「日本の ODA の問題点——タイからの視点——」

https://www.seijo-law.jp/pdf_slr/SLR-038-001.pdf

2021年1月16日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

技能実習制度が引き起こす問題
インドネシア人側からの視点

21W1009 岩月 駿壱

はじめに

技能実習制度を通じた日本の外国人材受け入れに関しては、これまで多くの調査・研究が行われ、近年はメディアでも頻繁に取り上げられている。しかし、その大半が日本到着後の状況に関するものであり、これらの制度について、送り出し国の視点に基づいた調査や報告は限定的である。技能実習生の受け入れについて、人材の募集・斡旋、受け入れ、事前研修などの渡航前プロセスについて、情報提供者の実体験も交えながら、技能実習生の権利という視点から、その実態を紐解こうとするものである。

なぜ本論文をこのテーマにしたのか。私なりの経緯がある。第一に私は国際協力学科に入学し、インドネシアのアチェ州における留学を経験したことで、日本と全く違う生活環境・文化・人々の考え方の違いを身近に体験したと同時に、日本で働きたいと考えている多くの現地の若者に会った。実際に私が住んでいる愛知県西三河地区では製造業が盛んで、多くのインドネシア人技能実習生も働いている。私が留学時、経験したことと同じように、日本で働く、もしくは働きたいと考えているインドネシア人にとって、インドネシアと全く違う生活環境・文化・人々の考え方の違いによる障害があるのではないかと考えた。

日本では、インドネシア以外にも多くの国からの技能実習生が就労しているが、本論文では、留学経験を理由に私のインドネシアに対する思いが強いことから、インドネシア人技能実習生に焦点を置いて進めていく。

第1章では技能実習制度の成り立ちや問題点を主に概説していく。第2章では実際に日本に来る前のインドネシアでどのような問題が起きているのか、送り出し国側の視点から技能実習制度について分析する。第3章では聞き取りを行なった元送り出し機関の職員と元技能実習生の実体験や技能実習制度についての意見を紹介していきたい。

第1章、第2章、第3章を通じて、日本で技能実習生たちが抱えている問題と渡航前に抱える問題を明らかにし、それぞれの問題の原因を探りたい。

第1章 技能実習制度について

第1節 技能実習制度の成り立ち

技能実習生の存在を知っている人は多くいると思うが、実際に実習生がどのような背景で、なぜ日本に来て働いているのか知っている人は少ないのではないかと。

1980年代後半バブル経済にあり、空前の好景気で人件費が高騰し人手不足を理由に倒産する企業が相次ぎ、産業界は人材確保のために外国人労働者導入を政府に求める事態となった。しかし外国人労働者を「移民」として受け入れることについて世論としては否定的であり、そこで日本政府は「外国人単純労働者」の導入は行わないが「外国人研修生」という名目で実質的には外国人労働者の導入を行った。現実には、研修期間を終えたら母国に帰る、つまり「移民」という議論に踏み込まない形で、人・労働力をどう受け入れようかという考えのもとできた制度である。そのため日本で培われた技能、技術や知識を開発途上国から来た技能実習生に伝承し、当該開発途上地域等の経済発展を担う人づくりに寄与する」という表向きの目的が掲げられたのである。

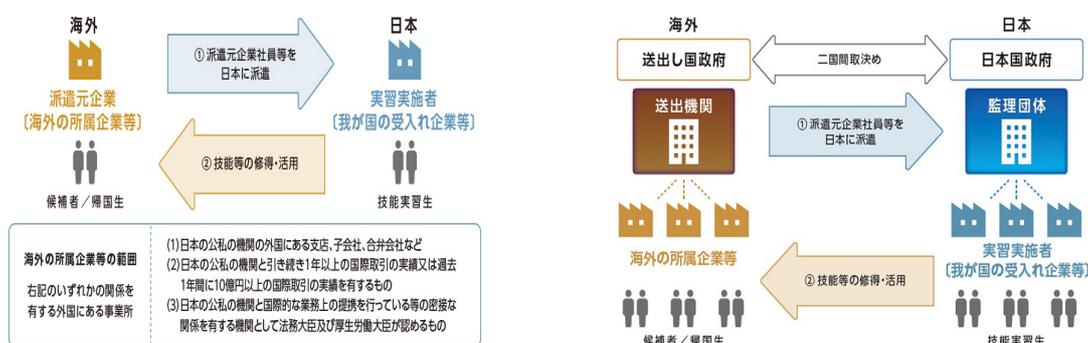
制度の目的・趣旨は1993年に技能実習制度が創設されて以来終始一貫している考え方であり、後述するような批判を受けて2017年に施行された技能実習法では、基本理念として「技能実習は、労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（第3条第2項）

と記されている「公益財団法人国際人材協力機構」。技能実習生は、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図る。期間は最長5年とされ、技能等の修得は技能実習計画に基づいて行われる。

前述したとおり技能実習生を受け入れる方式には、2つのタイプがある。1つ目が企業単独型であり、日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施する方式だ。そして2つ目が団体監理型であり、事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式だ。

2018年末では企業単独型の受け入れが2.8%、団体監理型の受け入れが97.2%（技能実習での在留者数ベース）となっている「公益財団法人国際人材協力機構」。

図1 企業単独型と団体監理型の受け入れ方



（出典）公益財団法人国際人材協力機構

第2節 技能実習生受け入れ理由と実習生側の事情

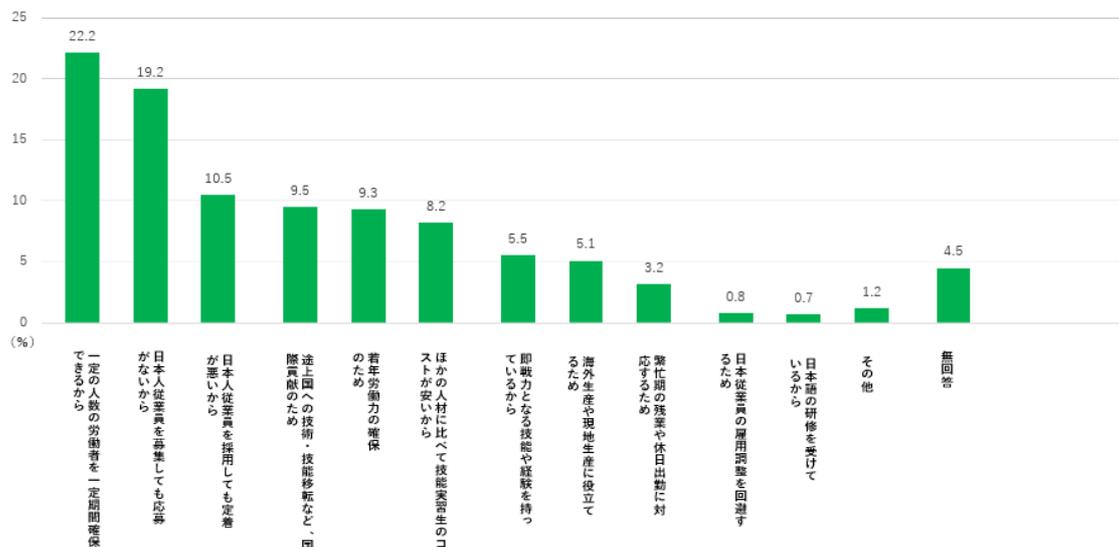
第1節で述べたとおり、技能実習生受け入れの趣旨は「技能、技術、知識の移転を図り、開発途上国の経済発展を担う『人づくり』」であり、技能実習生の基本理念の一つとして「労働力の需給の調整の手段として行われてはならない」（第3条第2項）と明記されている「公益財団法人国際人材協力機構」。

しかしながら、実際には図2からもわかるとおり、「一定の人数の労働力を一定期間確保できる」「日本人従業員を募集しても応募がないから」「日本人従業員を採用しても定着が悪いから」などの理由で受け入れを行っている企業が大半である。本来の目的である「途上国への技術・技能移転などの国際貢献のため」は4位となっており、現実には人手不足企業における労働力の供給手段になっている（図2）。

実習生の側の事情はどうだろうか。UTグループ株式会社による外国人技能実習生772名を対象とした実態調査（2019年）によると、技能実習生の来日目的は、技術の習得も挙げられているが、それ以上に「高い収入を得られる」が65%で最多である（図3）。

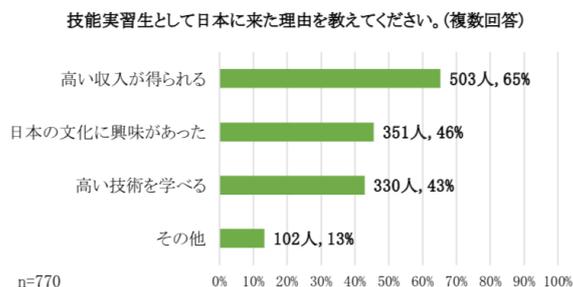
また、私の技能実習生の友人には、日本に来てお金を稼ぎ、そのお金を母国にいる家族に仕送りするために、日本での生活を相当切り詰めているケースも少なくない。実際にUTグループ株式会社の調査でも、母国への仕送り額（1カ月あたり）は、「5万円以上～10万円未満」が42%で最多であり、「10万円以上」も22%に上る（図4）。

図2 外国人技能実習生の受け入れ理由のうち最も重要なもの



(出典) 労働政策研究・研修機構 [2016: 124]

図3 技能実習生の来日目的

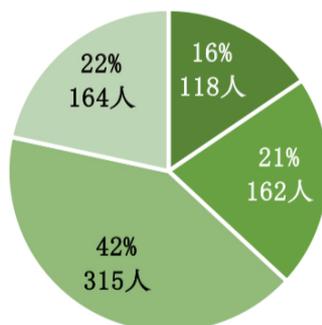


(出典) UT グループ株式会社 [2019: 3]

図4 母国への仕送り金額 (1ヶ月あたり)

母国への仕送り額
(1ヶ月あたり)

- 1万円未満
- 1万円以上～5万円未満
- 5万円以上～10万円未満
- 10万円以上



n=759

(出典) UT グループ株式会社 [2019: 1]

このような実態調査から、企業側の意見と技能実習生側の意見は、技能実習制度の本来の趣旨とは異なっていることがわかる。

第3節 技能実習制度の問題点

外国人技能実習制度に関する法律については、改正が重ねられているが、直近では2017年11月1日に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が実施された。新制度と旧制度の変更内容は多々あるが、変更点の幾つかを挙げ、旧制度の何が問題だったのかを突き止めていく。

1つ目の問題点は政府間の取り決めがない場合、保証金を徴収している等の不適正な送り出し機関が存在していたことだ。悪質ブローカーが介在したことも認められている。改正後は、技能実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除することが期待される。

2つ目の問題点は、監理団体や実習実施機関の義務や責任が明確に定義されていないため、実習体制が不十分であったことだ。改正後は監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とし、監理団体や実習実施者の義務や責任を明確にする方法を講じ、問題を把握しやすくなることが期待される。

3つ目の問題は、民間機関である公益財団法人国際研修協力機構が法的権限のないまま巡回指導をしていたことだ。法的権限がないので、監理団体や実習実施機関の協力の有無によってチェック内容に差が出ることもあり、細部まで確認ができずにいた。改正後は新たに外国人技能実習機構（認可法人）を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施することが可能になった。

4つ目の問題点は、実習生の保護体制が不十分であった点だ。改正後は、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の実習先変更支援を充実させた。

5つ目の問題点は、業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分であったことだ。改正後は、業所管省庁や都道府県等に各種業法等に基づく協力要請等を実施する他、関係行政機関で構成される地域協議会を設置し、指導監督や連携体制を構築することが決まり、適切な実習の実施と実習生の保護を行いつつ、本来の技能実習制度の目的を果たすことが期待される。

また、1993年「技能実習制度」の施行では、受け入れ直後の1年間は研修生であり、1年後に技能検定基礎2級に合格して初めて労働者として働く2年間の実習生となることができる。研修生の身分は、教育訓練中ということで労働者であることを否定され、労働保護は適用されていなかった。研修生は労働基準法の対象外であったことから、彼らの給与は賃金ではなく研修手当の名目で支払われ、最低賃金より低額で、しかも手当そのものが低下傾向にあった [村上 2017：1]。

法務省出入国在留管理庁によれば、受入れ形態別で、企業単独型1機関（0.9%）、団体監理型111機関（99.1%）の計112機関が不正行為を行っていたという [法務省出入国在留管理庁 2018：1]。そして「不正行為」が絶えないということは技能実習生の失踪の要因の一つでもある。また技能実習生が失踪してから3カ月後には在留資格取り消しの手続

きが始まることから、失踪した技能実習生は、不法滞在者になってしまう。技能実習生側からすれば失踪しても、多額の借金や家族への仕送りのため、まだ働かなくてはならない状況にある。またこのような状況を打破するために、より良い給与を求め失踪という手段を使わざるを得なかったかもしれない。

技能実習生が失踪せざるを得ないような環境に陥らせないためにも、企業・監理団体は、採用面接の際に具体的な作業内容、賃金の水準、労働時間について現地の言葉でわかりやすく説明する必要がある。特に賃金については一番重要な問題で基本給、1カ月の総支給額、保険料や寮費・光熱費等の控除額、手取り額を詳細に示し、強引に署名させるのではなく、両方が内容を理解したうえでの正当な署名が必要になる。「外国人技能実習制度＝悪」ではない。しかし、あくまで「実習生」だ。外国人労働者制度に統一し、きちんと「労働者」としての権利擁護を行うべきだと考える。

第2章 渡航前の実態

第1節 技能実習生の法的立場の矛盾

第1章では日本での技能実習制度の概要とその課題をまとめたが、第2章では渡航前にはどのような問題があるのか日本側の視点とは異なる視点で述べていく。

インドネシア政府は、日本への技能実習生送り出しの実施については「労働に関する法律2003年第13号」で定め、制度の運用については「海外インターンシップに関する労働省令2008年第8号」を適用している。この省令で扱われる海外インターンシップに参加する研修生は、「インドネシア人移民労働者の保護に関する法律2017年第18号」の対象外である。一方で、技能実習生の派遣については、「労働者の職業斡旋に関する労働省令2016年第39号」によって定められたシステムに沿って行われている。このように技能実習生という身分上、移住労働者としての保護の対象外になると同時に、採用や派遣については通常の労働者として扱われているという法的立場の矛盾が生じている。技能実習生の移住（渡航）プロセスを一貫して取り扱う法的枠組みの不在が、技能実習生を不安定な立場に置いていると言える [アジスほか 2020：5]。

技能実習生の送り出しに関わる重要なアクターのひとつである民間の職業訓練校の許可証の登録、発行、更新は地方自治体レベルで行われているが、職業訓練校が技能実習生の送り出し機関として機能するためには、中央政府からの法的な承認が必要である [アジスほか 2020：5]。

労働省令2008年第8号は、職業訓練校、民間企業、教育機関など、労働省からの許可を得てインターンシップをコーディネートする組織が、候補者との間の合意に基づき、彼らに仲介料を請求することを認めている。G-to-Gスキーム¹の場合は例外的に、渡航前費用として技能実習生から徴収できる費用の項目が定められており、その費用はおおよそ700万から800万ルピア（約500～571米ドル）の間である。技能実習制度の大部分を占め

¹ インドネシア政府が運営する海外労働研修センター（BLKLN）と、日本政府の認定を受け外国政府と直接協定を結び技能実習生を受け入れる唯一の管理団体である公益財団法人国際人材協力機構との間で管理されている政府対政府のルート。

る P-to-P スキーム²に関しては、候補者と合意した内容以外の手数料を徴収した場合の制裁として仲介業の営業許可停止が定められているものの、合意さえしていればその金額の上限や内訳についての制限はない。技能実習生（候補者）が支払う渡航前費用は、職業訓練校や送り出し機関によって大きく異なり、インドネシアの人権団体ヒューマンライツ・ワーキング・グループ（HRWG）による研修センターや職業紹介事業所などの実地調査では、8000 万ルピア（約 5714 米ドル）支払った事例も明らかになった [アジスほか 2020：6]。

第2節 送り出し機関・職業訓練校の問題

労働省令 2016 年第 34 号は、職業訓練校認定機関（LA-LPK）が認定システムを構築し、労働省の管理のもと国際協力事業を行うことを定めているが、この省令の効果は見られていない。

民間の職業訓練校の経営者の多くが、元技能実習生である。P-to-P スキームの場合、訓練校は、所属する研修生を送り出し機関に採用してもらおうと必死に情報収集や営業活動を行う。送り出し機関への採用プロセスへの審査通過が決まると、研修生に仲介手数料を請求することが多い。その他にも、職業訓練校は研修期間中の宿泊場所や食事の提供をすることで、これらの費用を研修生から徴収し、収益を得ている。また、パスポート、健康診断書、船員証書などの必要書類の取得にかかる手数料として高額な費用を徴収していることも少なくない [アジスほか 2020：6]。

また、職業訓練校が日本の関係者に直接コネクションを持つ場合は、監理団体がもつ採用枠を狙い営業活動をすることもある。情報提供者によると、日本の監理団体との取引を成功させるため、日本人の監理団体職員がインドネシアへ出張する際には、職業訓練校の職員が頻繁に接待しており、研修生から徴収している仲介手数料の一部は高額な接待費を賄うために使われている [アジスほか 2020：6]。

その他にも、研修生のパスポート取得のために求められている必要書類などの要件が満たせない場合、職業訓練校の職員は出入国管理官に賄賂を支払って、パスポートを取得する場合がある。同様に、漁業などの船上労働者に必要な船員証書取得に際し、発行条件である安全研修を未受講の研修生に対して証書を付与してもらうために、職業訓練校職員が港務局職員へ賄賂を支払う場合や、所属の研修生を G-to-G スキームの技能実習生として採用してもらうために、職業訓練校職員が労働省職員に賄賂を支払う場合もある。これらの賄賂にかかる費用も、研修生が支払う渡航前費用が財源になっている [アジスほか 2020：6]。

2020 年 3 月現在、インドネシアでは 222 の送り出し機関が登録されており、渡航前研修など技能実習生の渡航準備や諸手続きを行っている。しかし、送り出し機関での渡航前研修が、職業訓練校で受けた研修と同じ内容であったり、実戦的な研修が充分に行われていなかったり、研修所が不衛生であったりといった問題が報告された [アジスほか 2020：6-7]。

² インドネシア政府による認可を受けた民間の送り出し機関と日本の監理団体との間で管理されている民間対民間のルート。

また、技能実習生は、渡航前に送り出し機関、監理団体、実習実施者（受け入れ企業）などとの間で、業務内容や雇用条件、給与やそれから天引きされる寮の家賃や光熱費、保険料などを記した契約書や覚書に署名する。これらの書類は送り出し機関、監理団体、実習実施者によって準備され、内容について技能実習生が交渉できる余地はほとんどない。また、日本語で書かれた書類だけが渡され、インドネシア語による翻訳や説明がなかったという事例も報告された。高額な渡航前費用を支払うことが難しい技能実習生に対して、送り出し機関が関係する消費者金融業者を紹介しローンを組ませることもあり、これにより彼らは高金利の借金を負うことになる [アジスほか 2020：7]。

日本に到着後は、様々な経費が給与から天引きされ、日々の生活、仕送りや借金返済が困難になるケースも多く報告された。不十分な渡航前研修により、職場環境や日本での社会生活への適応が難しかったという経験はもちろんのこと、中小企業の職員や外国人労働者を対象とした労働組合が存在することや、困ったときに求めることができる支援など渡航前には知らされていないケースがほとんどだった [アジスほか 2020：7]。

第3節 職業訓練校の実態

技能実習生になることを目指す人のほとんどが、送り出し機関による採用プロセスに進む前に、民間の職業訓練校において日本語教育を主とした研修に3～6カ月間ほど参加する。第3節では、元技能実習生のインドネシア人Aさんにインタビューをして、職業訓練校での1日のスケジュールや問題点や疑問に思った点を教えてもらったので紹介したい。

表1 元技能実習生Aさんの職業訓練校での1日

時間	内容
5：00	起床
5：00~6：00	掃除
6：00~7：00	運動・入浴
7：00~8：00	朝食
8：00~9：45	日本語
9：45~10：00	休憩
10：00~12：00	日本文化・礼儀作法
12：00~13：00	昼食
13：00~17：00	日本語
17：00~18：00	入浴
18：00~19：00	夕食
19：00~21：00	課題
22：00	就寝

Aさんが通っていた職業訓練校の1日のスケジュールは表1の通りだが、職業訓練校に対する問題や疑問を多く持っていたという。まず、職業訓練校での生活環境が一番辛かったという。その理由として、技能実習生は自分の個室を割り振られることはなく、授業を

受けていた教室がみんなの生活スペースで、食事の際もその教室で食べて、就寝時は机や椅子をどけて、布団を敷きみんなで寝るような生活を送っていた。せめて、3~4人の班を決め、部屋の割り振りをして、少しでもプライバシーを守ってほしかったという。

日本語教育についても問題として挙げた。Aさんが通っていた職業訓練校には日本語教師が3人いて、その全員が元技能実習生であった。各自で作成した日本語の教科書を授業で使用していたため、内容がばらばらなうえ、3人の教師の意見も異なるため、語学力向上が困難であったという。

Aさん自身、帰国後に職業訓練校を設立しているが、その際に職業訓練校の日本語教師になるために必要な資格はなく、机と椅子と教室があればだれでも職業訓練校を始められるということを知ったという。このように日本語教師に誰でもなれてしまう現状が、職業訓練校での語学力向上を困難にしている原因の1つであり、日本語教師になるための条件を統一して定めれば、少しは改善につながると述べた。日本の文化や社会的な慣習、重要な法律や規範に関する情報は、日本から帰国した元技能実習生などから公式でない形で伝えられる程度で、正式な研修にはほとんど含まれていない。職業訓練校での研修に関して、標準化されたシラバスやカリキュラムなどはなく、その内容はそれぞれの訓練校に委ねられている。

第3章 インドネシア人情報提供者の実体験

第1節 送り出し機関職員Fさん

Fさんは長野で1年半、名古屋で4年、計5年半日本に留学した。2015年に日系の人材派遣会社に入社し、主に実習生の送り出し業務を行っていた。その会社は、2015年から技能実習生の送り出しを開始し、2015年は45人、2016年は300人、2017年は600人、2018年は900人、2019年には1400人の技能実習生を送り出している。しかし、様々な問題を見て技能実習制度の制度に疑問を持ち、退社を決意し、新たな人材派遣会社に就職した経歴を持つ人物である。

Fさんは、初めは、技能実習生度は日本の技術を通してインドネシアの産業を盛り上げることができると考えていたが、実際には労働者の確保のための制度であると気づいたという。また技能実習生にとって、人生に一度の制度であるため、少しの無理を言っても簡単にやめないということを企業の社員が話しているのを聞いたことがあり、技能実習制度の本来の目的との乖離を感じそうだと。

Fさんは、技能実習制度を終えたインドネシア人の再就職率を問題視していた。前に勤めていた人材派遣会社で技能実習から帰ってきたインドネシア人の就職支援も行っており、企業説明会を無料で開催していた。20社の企業、200人の技能実習生が参加をしたが、内定をもらえた技能実習生は、200人中たったの10人だったという。日本で単純作業しかやってこない技能実習生がほとんどで、日本語も上達しないまま帰国をし、何か役立つ知識を身につけたというより、誰でもできる作業をこなしていただけだったことが、その原因として挙げられる。

またFさんは、送り出し機関での費用の問題も挙げていた。インドネシアの労働局は、技能実習生が35万円以上の費用を徴収されたら失踪率が高まるデータを元に、送り出し機関は日本円で約35万円以上（最近では28万円以上）、実習生候補者に対して費用を徴収

してはいけないということを決めている。送り出し機関は年に1回、徴収費用明細書を労働局に提出しないとといけないのだが、そこでは主に紙ベースの手続きで、実際に徴収した費用を書き変えて提出することは可能であり、35万円以上徴収している送り出し機関も珍しくないという。

第2節 失踪した技能実習生 Dさん

Dさんは2015年、技能実習生として日本に来て、塗装業に従事していたが、2018年の実習期間終了日前日の夜に失踪し、現在は別の企業（プラスチック加工）に勤めている。

なぜ失踪をし、日本に残る決断をしたのだろうか。多くの理由があるが、その中でも経済的理由によるところが、一番の原因だとDさんは話す。Dさんは職業訓練校に入り、送り出し機関へ日本入国準備費用（在留資格認申請費用・渡航費・入国前講習費など）合計約30万を支払った。また、何か行うごとにそれに対する費用を払わなければならない、日本入国準備費用の他に約25万円を支払いがあった。

しかし当時のDさんは、日本で働くことができれば、簡単に返せる金額と認識していたため支払いに応じていたという。今思えば詐欺にあっていたと冷静に判断できるとその当時の出来事を振り返る。その他にも、Dさんの家族内の問題で借金をしていたこともあり、Dさんのインドネシアでの借金は合計約125万円にのぼっていた。現在ではその借金は返済したが、インドネシアの家族が住む家のローン24回と兄弟2人の学費の支払いも残っている。このような問題を抱えていることから、日本でお金を稼ぐために日本に残る選択をしたという。

Dさんは、実習生を受け入れる企業に対して、仕事に見合う給料を払ってほしいと訴える。Dさんが最初に勤めていた企業では、明らかに残業時間と残業代が一致していないことがあり、上司に意見を言ったところ、「インドネシアの給料に比べたら多いだろう」など、実習生を下に見る発言や、「反抗するならインドネシアに帰らせる」などと脅しとも取れる発言をされた。日本で仕事ができなくなると困るので、強く反抗できなかったという。このような技能実習生に対する社員の扱い（暴言・態度）など、企業に改善を求めたが一向に変わる気配がなく、このことも失踪することにつながったと述べる。

現在勤めている会社は人間関係など様々な面で充実しているが、会社の敷地から一步外に出ると、とてつもない孤独感に襲われるという。在留資格を持っていないことから、会社から家までの帰り道や、友人のアパートで寝ているとき、スーパーで買い物するときなど、警察に逮捕されてしまうのではないかと考えてしまうという。ただ仕事（実習）を辞めただけで、犯罪者のように何かにおびえて日本で生活しないといけない。そのような状況でもDさんはなぜまだ日本で耐え忍んでいるのか。金銭的な面で家族をサポートして、いつか日本で稼いだお金を資本にインドネシアでビジネスをするために希望を持って生きていると、Dさんは最後に語ってくれた。

おわりに

これまでに私が書いてきた技能実習生が抱えている問題はごく一部であり、他にも労災・セクハラ・パワハラなどの多くの問題があることをまず理解していただきたい。日本人労働者であれば、労働組合や弁護士、行政の相談窓口駆け込むだろうが、技能実習生

はそれができない。相談したことが受入れ企業や監理団体に知られると解雇され、即刻強制帰国になると恐れているからだ。

技能実習生は、日本に来る以前から多くの機関から搾取され、日本に来るために多額の借金を背負っているケースが多い。最低賃金でも、日本で3年間働けば、借金を返済して手元にお金を残すことができるが、期間の途中で強制帰国となれば、借金が返せないばかりか、送り出し機関に預けていた保証金は没収され、違約金を請求されることもある。だから、何があっても我慢して働くしかない。そうなるとうけ入れ企業の中には、技能実習生に対して人格をもったひとりの人間として見なくなるところもある。まるで奴隷と雇い主のような関係になって、何をしてもいいと思ってしまう人が出てくる。

アメリカの国務省は2020年6月25日に、世界の「人身売買に関する年次報告書」を発表した。日本に関する部分では技能実習制度の問題に触れている。報告書はこれまでも技能実習制度を問題視していたが、今回は、技能実習制度の実習現場内で起きている具体的な強制労働が継続して報告されているにも関わらず、労働搾取を目的とした人身取引犯罪のための送検が全くなかったこと、また、法外な手数料を徴収する仲介業者を排除するための法的措置を十分に実施していないと述べ、改善を求めている。数十年にわたり、日本社会に貢献している彼らが抱える問題に少しでも注目してほしい。

【参考文献・インターネット資料】

Human Rights Working Group (2020) 「ASEAN 地域における移住労働者の権利：ベースライン調査」

Kedutaan Besar Republik Indonesia, "Informasi Umum Pemagangan"

https://kemlu.go.id/tokyo/id/pages/informasi_umum_pemagangan/4340/etc-menu

2020年12月15日最終アクセス

Tempo.co (2020) "HRWG Desak Moratorium Kerja Magang di Jepang"

<https://www.msn.com/id-id/berita/dunia/hrwg-desak-moratorium-kerja-magang-di-jepang/ar-BB14m9fs>

2020年12月15日最終アクセス

UT グループ株式会社 (2019) 「<外国人技能実習生 772 名を対象とした実態調査結果を発表>実習期間終了後も「日本で働きたい」と考える技能実習生は9割以上」

<https://www.ut-g.co.jp/news/b0621d0000004gqy-att/release20190516.pdf>

2020年12月27日最終アクセス

VOA Indonesia (2020) "Banyak Masalah, Program Magang ke Jepang Diminta Ditangguhkan"

<https://www.voaindonesia.com/a/banyak-masalah-program-magang-ke-jepang-diminta-di>

tanggukan/5432689.html

2020年12月15日最終アクセス

アヴィアンティ・アジス、リドワン・ワヒュディ、ヨガ・プラセトヨ、ダニエル・アウィグラ、林茉莉子（2020）「インドネシア・日本の移住労働協力におけるパラダイムシフト～経済連携協定と技能実習制度のもとで日本へ渡った移住者たちの声～Human Rights Working Group（HRWG）——日本語要約——」

<http://hrwg.org/2020/05/20/buku-shifting-the-paradigm-of-indonesia-japan-labour-migration-cooperation/>

2020年12月15日最終アクセス

外国人技能実習機構「技能実習についての基本情報」

https://www.otit.go.jp/info_seido/

2020年12月15日最終アクセス

公益財団法人国際人材協力機構（JITCO）「外国人技能実習制度とは」

<https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/>

2020年12月15日最終アクセス

厚生労働省（a）「外国人技能実習制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/index.html

2020年12月15日最終アクセス

——（b）「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法について）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/global_cooperation/03.html

2020年12月15日最終アクセス

——（2018）「新たな技能実習制度について」

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsu_kyoku/0000204970_1.pdf

2020年12月15日最終アクセス

国務省人身取引監視対策部（2020）「2020年人身取引報告書（日本に関する部分）」

<https://jp.usembassy.gov/ja/trafficking-in-persons-report-2020-japan-ja/>

2020年12月27日最終アクセス

独立行政法人労働政策研究・研修機構（2016）「企業における外国人技能実習生の受け入

れに関する調査」

<https://www.jil.go.jp/institute/research/2016/documents/157.pdf>

2021年1月14日最終アクセス

藤井恵・松本雄二・軽森雄二（2020）『技能実習と特定技能の外国人受け入れ・労務・トラブル対応』税務研究会出版局

法務省出入国在留管理庁（2018）「平成30年の「不正行為」について」

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/ginoujishshukyougikai/191101/63_nyuukanshiryou.pdf

2021年1月16日最終アクセス

村上千恵子（2017）「外国人技能実習制度 30年の歴史と今後の課題」

http://iminseisaku.org/top/conference/conf2017/MS-3_Kamibayashi.pdf

2021年1月14日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

移民との共生と生活
ヨーロッパにおける現状とその歴史

21W1017 川井 凌

はじめに

この論文は、ヨーロッパにおける移民の生活と諸問題について述べるものである。具体的には移民が移民先で抱える問題および労働政策と現状である。2019年、イギリスに留学した。そのホームステイ先に、非ヨーロッパ系の人々が国の機関で就労していた。また街を歩けば、バスの運転手や地下鉄の駅員、スーパーの店員など様々な場所で移民の人々が働いていた。日本では中々見かける光景ではなかったため、その光景に非常に興味を持った。そこで今回の論文では、ヨーロッパ内における移民の現状と歴史、諸問題を述べていくことにする。

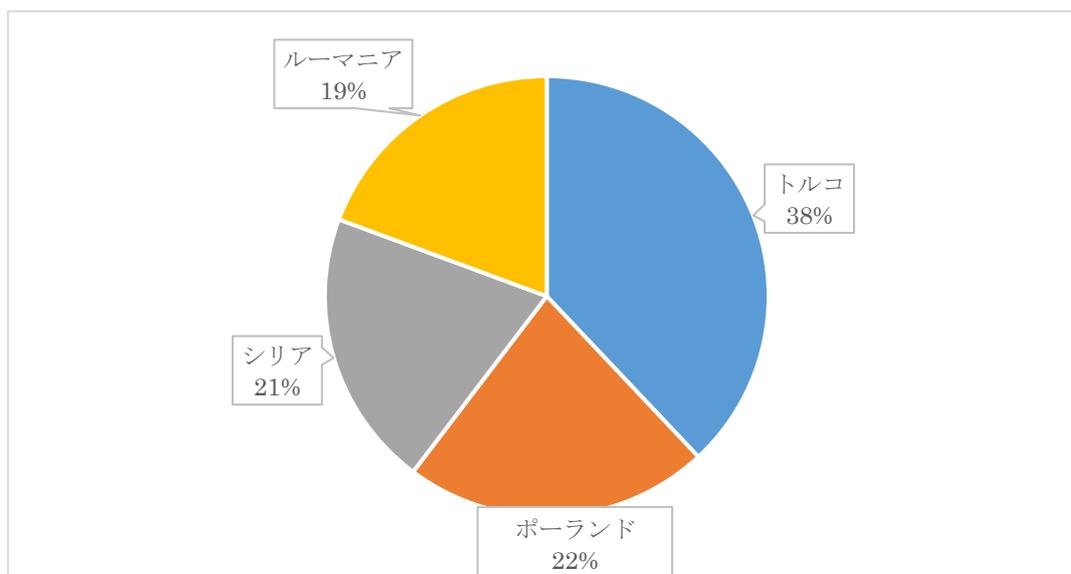
今回はドイツ、フランス、イギリスというフィールドを設定した。ヨーロッパの中でも主要なエリアであり、非ヨーロッパ系の国や地域との関わりが強く、今回の比較対象として最適であると考えたためである。それぞれの国において、マジョリティを占める移民について分析した。第1章ではドイツとトルコ系移民の関係性、第2章ではフランスとマグレブ系移民との関係性、第3章ではイギリスと南アジア系移民との関係性について述べることにする。

第1章 ドイツにおけるトルコ系移民

第1節 トルコ系移民の歴史

第1章ではドイツのトルコ系移民について述べる。ドイツ国内におけるEU圏外から来た移民の中でトルコ系が最もマジョリティを占めるからだ。ドイツ連邦統計局によると、2019年時点でドイツの人口は8320万人、ドイツ国内における移民は1122万8300人ほどいるが、その中でもトルコから来た者は426万人と多数を占める〔ドイツ連邦統計局 2019〕。そのため移民の事について論述する際に普遍的な観点で論述することが可能であると考え、今回はトルコ系移民について述べることにした。

図1 ドイツ国内における上位4カ国の移民の割合（2019年12月31日時点）



（出典）ドイツ連邦統計局のデータをもとに筆者作成

1950年代後半における西ドイツでは高度経済成長期に突入していた。当時は工業においても農業においても労働力需要が拡大していた。特に深刻だったのは農業である。1952年にはラインヘッセン地域の農民連盟などが外国人労働者を収集することを国家レベルで要求した。また同様に1955年には工業においても農業と同様に外国人労働者の収集を要求した。

1960年9月には、すでに約28万人の外国人労働者が従事していた〔近藤 2013:131〕。彼らは「ガストアルバイター」と呼ばれ、西ドイツにおける急激な経済成長によって引き起こされた労働力の需要拡大に対応するために集められた、いわば「お客さん労働者（ゲストワーカー）」をとなる。これは西ドイツにおける外国人労働者の政策を端的に表している。

西ドイツにおける外国人労働者に関する政策は「ローテーション政策」と呼ばれていた。この政策における主な目的は2つある。1つ目に外国人労働者の適切な補充によって労働力需要における不足分のみを補充しようとするためである。2つ目にドイツ人労働者を労働市場において優先し、非熟練労働を外国人労働者に代替させるためである。このように外国人労働者を一定期間内でローテーションさせていくことによって、適切な労働力の補充と西ドイツにおける一時的な労働力の助けを行った〔近藤 2013:135〕。

しかし1973年に第1次石油危機が発生し、西ドイツは経済が停滞した。同年11月には外国人労働者の募集を停止し、さらに翌年にはすでに滞在している外国人労働者の滞在許可延長にも制裁が加えられるようになり、外国人労働者の入国制限や帰国促進が行われた〔石川 2012:39〕。

しかしながらトルコ人には家族を本国から呼び寄せていることからすでに定住化が進み、帰国しないという選択肢を取るものが多かった。その原因としてトルコ本国での職を得る保証がなかったことが挙げられる。それは国内における政治混乱と、第1次石油危機によってトルコの経済が落ち込んだためであった。それに加えドイツ国内におけるドイツ人自体の出生率の低下の問題も重なった〔石川 2012:40〕〔川辺 2015:9〕。

1986年におけるドイツ人出生率は10%、その一方で外国人の出生率は12.8%であった〔石川 2012:40〕。そのこともありドイツ政府は外国人を一時的な労働者としてみるのではなく、移民としてみなすようになってきた。

そうしてできあがったのが「並行社会」である。「並行社会」とは統合されざる移民によって全体社会と交わることのない、独自の社会が形成されることである。この「並行社会」における具体的な問題は移民達の第2世代、第3世代の若者たちが教育を受けることができず、ドイツ社会において雇用不安にさらされること、またドイツ社会における移民にとってのインフラ整備がされず、独自のインフラ整備が行われてしまい、共存ではなく2つの並行した社会が形成されることにある。次節では「並行社会」の形成とその解決に向けた自治体の取り組みを述べる。

第2節 「並行社会」の形成と解消に向けた取り組み

ドイツは連邦国家のため、州政府の権限が非常に大きく、移民政策においても「移民法」のなかで各州が独自の制度を構築している。

しかしトルコ系移民は自分たちで様々な組織を構築し、自ら社会的な地位を確立していた。とりわけイスラーム団体はトルコ系移民に対して強い動員力を持っていた。宗教的実践

を通してトルコ系同士のコミュニティの形成を手助けしていた。しかしそれはドイツ社会に交わるのではなく、独立した社会の形成が行われていた。

そのようなドイツでの状況の中で、「並行社会」への解消に取り組んだデュースブルク市の施策について述べる。デュースブルク市はドイツ西部、ノルトラインヴェストファーレン州の都市であり、ライン川とルール川の合流点に位置する。ルール工業地帯の中心的な存在で、河港の取扱貨物量は国内第1位である。主要な工業製品は鉄鋼や重工業機械だ [ブリタニカ 2014]。

デュースブルク市では「外国人ゲッター」と称される移民の集住地区が形成されているため、積極的に移民の問題に関する様々な取り組みが行われてきた。また「並行社会」の解決の先進的な施策を行い、「移民国」としてドイツが成長する先駆けとなった。ドイツの移民政策として先進的な例と移民に対する具体的な取り組みの双方がみられるため、デュースブルク市を取り上げることにした。

デュースブルク市のような自治体では「統合担当局」が中心となって様々なサポートをしている。例えば住宅供給やコミュニケーション支援などである。これらの支援のみならず、先述したとおり、デュースブルク市では「並行社会」の解消に向けた特殊な取り組みも行われた。

それがデュースブルク中央モスク及び教育交流施設の建設に関わる話である。デュースブルク中央モスクの建設では、トルコ系とデュースブルク市の移民政策を行う中心的存在であるデュースブルク開発会社などの団体及び地域社会との協力関係が構築された。デュースブルク市はモスクを観光地として、トルコ系移民は宗教的实践を行う場として整備したのである。これは移民から開かれた働きとして扱われ社会統合振興の象徴として扱われている [石川 2012: 75]。

またこうしたデュースブルク市で行われた政治的な施策だけではなく、一般市民の生活においても社会統合の一片を見ることができる。

例えばドイツの首都ベルリンにおけるその一例だ。ベルリンには 2002 年時点で 12 万 3000 人のトルコ系移民が住んでおり、ベルリンの外国人人口の 28%を占めている [竹沢 2011: 34-35]。首都においてもトルコ系移民が移民のマジョリティを占めている。こうしたベルリンのトルコ系移民の状況の中で、彼らは仕事を見つけそれに従事しなければならない。ドイツでは移民が就職できる仕事は限られている。その一方で社会的な差別を受けやすいという、移民が仕事を得る難しさというのが、移民の自営業者を着々と増やしている。

移民の自営業者はその移民の出身者の利用が多く、また店の存在意義も出身者のためになっている事が多い。ドイツ社会にある店では移民の求める商品が置いていない場合や、またドイツ人側も移民が経営する店で自身のニーズに合うものがない場合も多く、こうした状況から店と消費者との間でドイツ社会から独立した「並行社会」の形成がなされている。

しかしながらベルリンでは、こうした状況が改善を見せている。ドイツ人の経営する店でも移民のニーズを満たす商品が売っていることや、移民が経営する店においてもドイツ人の顧客を持つ店が存在している。さらに多くの移民自営業者達が、ドイツ人の取引パートナーを持ち、ドイツ人を雇用しているケースもある。さらに移民の自営業者達はドイツ人の顧客に「トルコ的」要素を感じさせない工夫を店に施すことや、店におけるコミュニケーションにおいても気を使うなど、ドイツ人の顧客には常に気を使っている。

これらの取り組みによって移民の社会とドイツ人の社会が双方に結びつくきっかけを作っている。トルコ系移民は自身の行動をドイツの文化に適応させている。またさらに出身地が異なる顧客同士が存在することに対しても気をを使う。

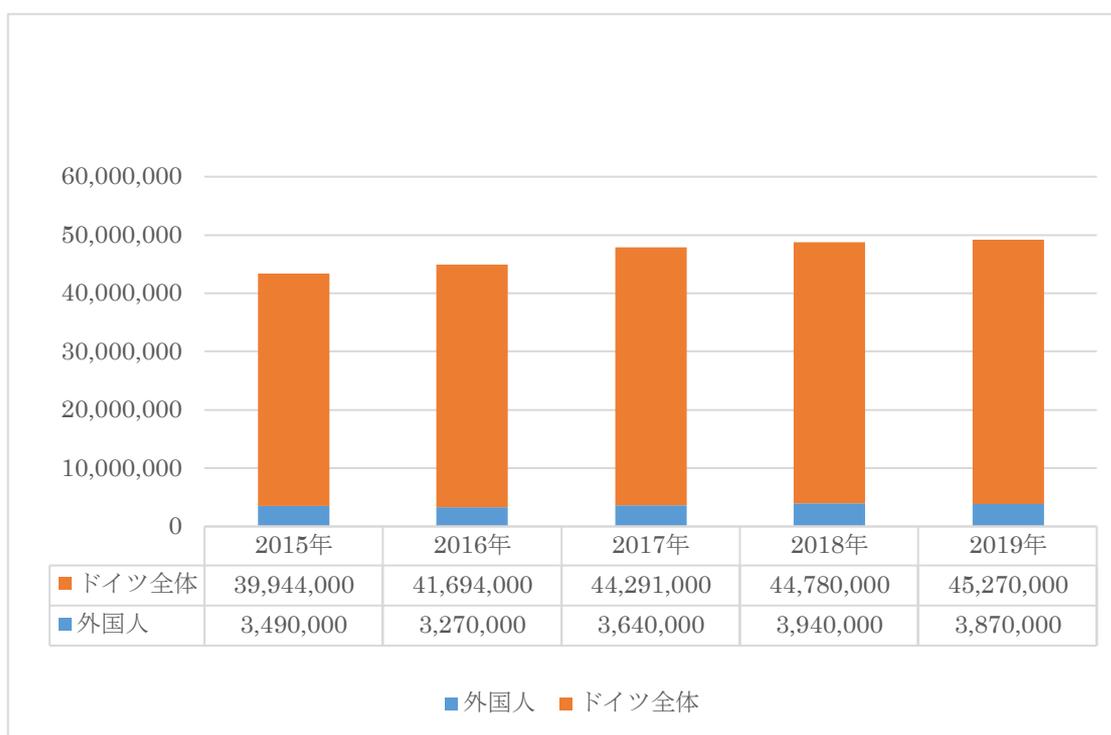
ベルリンではドイツ人とトルコ系を互いに他を意識する。それは時として明確になるのだが、経済的側面においては双方の存在は分断することはできない。むしろ経済的な側面では互いは欠かせない存在になっている大切な仕事のパートナーとなっているのだ。

第3節 人手不足解消に向けた移民政策

ドイツの外国人労働者は1973年の第1次石油危機後、1974年に受け入れを停止していた。しかし、ドイツ国内における状況が近年になって徐々に変化している。

まず受入対象がかなり限った分野であること、また高度技術やIT関連に関する外国人労働者の受け入れにはかなり容易であることが大きな特徴だ。理由としてドイツでは近年、少子高齢化による労働力人口の減少やグローバル化、デジタル化の著しい市場の変化で高度技術やITに関連した専門的な技術者が減少しているためである。

図2 ドイツ国内における外国人労働者人口とドイツ全体の労働者人口



(出典) 厚生労働省「海外情勢報告(2015~2019年)」をもとに筆者作成

まず1999年に部分的に出生地主義が導入され、限定的に二重国籍が認められた。さらに2000年にはIT技術者の不足緩和のため、外国人IT技術者の労働許可に関する緩和が行われた。緩和と言っても、あらかじめ期間が定められていることやIT分野での大学・専門大学卒業資格が必要であるなど、条件は現在と比べると比較的厳しい事がわかる。

しかし、2005年の移民法改正によって状況が一変することとなる。これは国内における外国人の滞在、就業、統合に関する法律に関わるものだ。特に大きく変化したのは国内における滞在資格に関することだ。

これまでドイツ国内で労働するためには滞在許可と労働許可の2つが必要であった。しかしこれらを統一した上で、滞在資格を滞在期限の期限付きの滞在許可と期限なしの定住許可に分類した。滞在資格が付与されるためには、原則連邦雇用庁（ドイツ連邦内務省の下部機関）がその就労に同意すること、優先権審査¹を受ける必要がある。

さらに受け入れ分野を拡大することとなった。自営業者、外国人講師、特定料理の調理人、看護・介護スタッフなどである。また季節労働者の受け入れも開始した。それらに加え、1989年東西ドイツ統一後の特定産業の需要を満たすため、トルコを含む中東欧と二国間協定を締結し、労働者の受け入れを例外として認めた〔厚生労働省 2005〕。

2012年4月より、特に医師及びエンジニア（機械・自動車製造及び電子工学）の人材不足に対処するためにEU域外からドイツに来るこれらの資格を有する高度人材の受け入れ要件が緩和され、優先権審査を受けることなく、ドイツでの就労が可能になった。またこれらと同時に、移民がドイツ国外で取得した学位や職業資格についての認定方法が定められた〔厚生労働省 2015〕。

2012年まででも、2001年と比較するとかなり移民の労働に関して受け入れ範囲の拡大や条件緩和などが行われていることがわかる。さらにこの路線は拡大していく。2012年にEUブルーカード²制度が導入され、大学卒業資格に加え、年収などの条件があるが、EU域外の人材がよりEUの労働市場に参入しやすくなった。さらにEUブルーカードに関していえば、EU域外からの専門人材受入を拡大する法案「専門人材移民法」を可決した。それまでのEUブルーカードは大卒者などの高学歴者を対象にした優遇措置を、今回の法改正によって職業訓練を受けた技能労働者にも拡大適用するという法案内容になっており、より幅広い人材の確保を目指したものとなっている〔厚生労働省 2019〕。

こうして現在までドイツはIT関連や高度技術者の外国人労働者の受け入れだけではなく、一定の分野においても外国人労働者を受け入れてきた。労働者の多様性が広がることで問題になるのは差別のことだ。

ドイツ政府はこれに関しても2006年に法整備を行っている。それが「一般均等待遇法」である。これにより雇用や職業訓練等において民族的背景、宗教や信条、性別、障害、年齢、性的アイデンティティを理由とする差別は禁止されている。差別があった場合は連邦非差別局への相談等が可能であり、差別を行なった事業主には損害賠償義務が課せられる〔厚生労働省 2019〕。

ドイツでは過去、外国人労働者に関していえば一時的な労働者の扱いでしかなかった。国内の情勢が悪化すれば、外国人労働者はたちまち窮地に陥るなど自国民優先の政策が取られていた。しかし、ドイツ国内においてトルコ系移民の定住化や少子高齢化による人材不足などの背景から、移民政策や外国人労働者に関する対策について定住を政府自身が許可す

¹ 具体的な求人応募の中に体的な求人応募者の中に、ドイツ人、EU加盟国市民、欧州経済領域の市民、スイス市民およびドイツにおいてあらゆる職種の就労が可能な外国人がいないことを確認するためのものである。

² EU加盟国から発行される高度技能者向けの滞在許可証のことである。

ることや外国人労働者の一時的な滞在許可の緩和など、ドイツ社会に移民がますます必要とされている。ドイツは外国人労働者を一時的な労働力と見る政策からドイツを支える大切な柱として外国人労働者を扱っていくという方向へ変化していったのであった。

過去 20 年間のドイツの外国人労働者に関する政策の動向を見るとそれが著しく現れており、ドイツ自身がいかに人材確保に苦勞しているかが伺える。

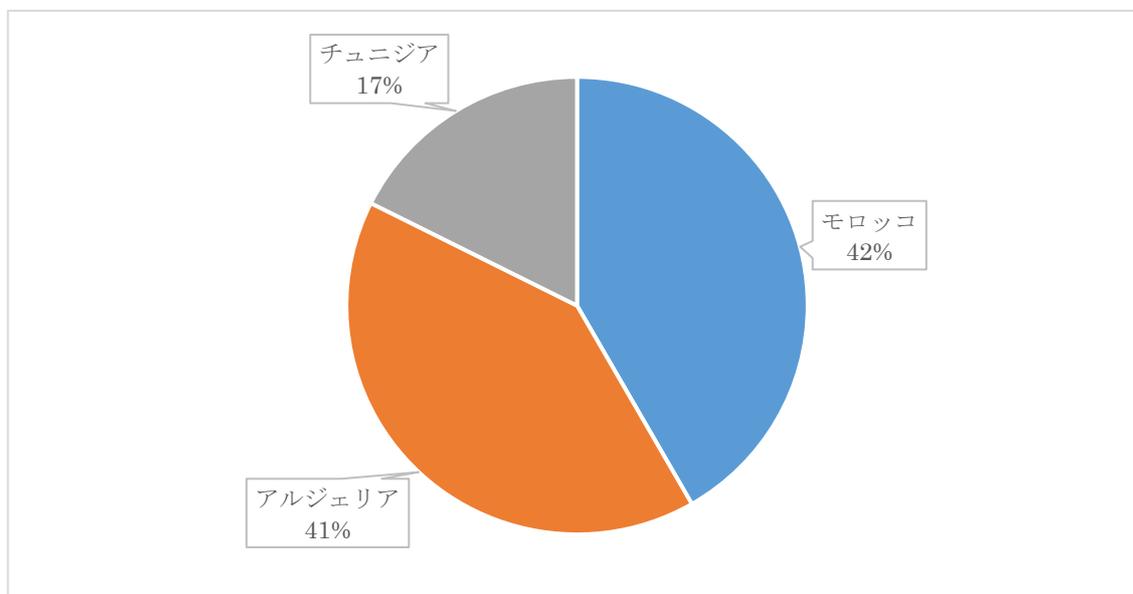
さらに移民が独自のコミュニティを形成し、ドイツ社会との統一が難しくなっている現状もあり、自国民と移民の生活のあり方をどう扱っていくかという困難に直面している。本当の統一社会を目指すのならば自国民と移民という括りすら不要になるはずである。その括りを無くすことで、生まれ育った土地やアイデンティティなど関係なく統一できていくのではないだろうか。

第 2 章 フランスにおけるマグレブ系移民

第 1 節 マグレブ系移民の歴史

第 2 章ではフランスに在住するマグレブ系移民のアルジェリア人について述べる。第 1 章ではドイツにおけるトルコ人のことについて述べたが、それはトルコ人がドイツの非ヨーロッパ系移民の中でも圧倒的な数を占めていたためであった。本章でも同様にフランスに在住する非ヨーロッパ系移民の中でも圧倒的な数を誇るフランスの植民地であったマグレブ系（アルジェリア、モロッコ、チュニジアから成る北アフリカの西部）について述べることにした。

図 3 フランスにおける非 EU 系移民の割合（2017 年）



（出典）フランス国立統計経済研究所のデータをもとに筆者作成

第 2 次世界大戦後フランスは、国の復興のため、労働力として相当数の移民を必要とした。1945 年 11 月 2 日に移民政策の基本方針が発表された。この中で最も重要な面は滞在

と就労の許可を分けたことである。

移民の最初の局面は外国人労働者として見られた。しかし就労の条件にはフランスに住む権利は含まれなかった。この政令には移民における民族の割り当ては設けられていなかったものの、アジア系やアフリカ系よりヨーロッパ人の受け入れを奨励した〔ハーグリーヴス 1997：37〕。

しかし政府の思惑とは異なりヨーロッパ人はあまり流入せず、代わりにアフリカ系が急速に増加した。特にマグレブ（アルジェリア、モロッコ、チュニジアから成る北アフリカの西部）出身者が増加した。理由としては、まず戦後の西ヨーロッパ各地における生活水準の差がなくなり、その結果ヨーロッパ諸国間の移住を促す動機が少なくなったことである。次にヨーロッパと発展途上国の間の生活水準の格差が広がり、アフリカなどの貧困に苦しむ地域に住む人々にとって魅力的な移住地域となったためである〔ハーグリーヴス 1997：37-38〕。

さらにマグレブの中でも最も増えたのはアルジェリア人であった。1964年には2万5000人だったのが、1982年には80万5000人となり、フランスに在住する外国人でも最大の数になった〔ハーグリーヴス 1997：39〕。

ここまでアルジェリア人が増えたのには理由がある。アルジェリアは元々フランスの植民地であった。隣接するモロッコやチュニジアなどよりも、厳格に植民地として管理されていた。植民地支配下の中、1947年にアルジェリア人はアルジェリアに適用された組織法³によって正式にフランスと対等の地位を享受することになった。また1962年のアルジェリア独立時まで、公式にフランスにとって不可欠な領土の一部としてみなされ、非ヨーロッパ系の人々までを含めてすべての住民はフランス人として正式な地位を有していた。これらの出来事に伴い、アルジェリア人は、フランス本国への入国及び出国に関して行動の自由が保持され、独立後であっても、数年間この権利を有することになった。さらにフランス国立入国管理局の取り締まりからも排除されていた。こうしてアルジェリア人は、フランスに在住する外国人の中でマジョリティとなっていった〔ハーグリーヴス 1997：39〕。

しかし、状況は一変する。アルジェリア政府は1973年9月にアルジェリア人のフランスへの移民としての渡航禁止を勧告した。これはフランス国内における移民排斥が高まっていたからである。同年にマルセイユ市街電車職員に対するアルジェリア人の暴力行為は差別的な暴動を引き起こし、約10名の移民労働者が死亡したという出来事が発生したことからだった。このような背景からアルジェリア政府は渡航禁止を言い渡したのである〔宮島 2009：43〕。

また1973年の第4次中東戦争によって引き起こされた第1次石油危機によって景気が悪化したため、フランス自体も新規の移民労働者の受け入れを停止している。受け入れを停止した上で1977年5月から1人10000フランの補助金を出し、外国人帰国奨励政策を行っていた〔宮島 2006：25〕。

1980年代に入り、外国人帰国奨励政策の打ち切りに伴い、移民政策は統合政策へと向かう。そのような中でフランス政府は移民達を無視するのではなく移民の存在を重要視するような政策を行ってきた。例えば1981年には外国人が結社やラジオ放送の自由化をす

³ フランスによる植民地体制再編のための法律である。

ることで独自の文化活動を奨励した。1989年には移民の統合を実現するための「高等統合評議会」を政府内に設け、移民の統合のために活動してきた「社会行動基金」を公的機関として位置づけて資金を投入している〔竹沢 2011：97〕。

しかし、2000年以降フランス各地で起きた暴動は、移民問題がフランス国内において重大な課題であると示している。次節ではそれらの問題とともに、近年新たに浮き彫りになった問題を取り上げる。

第2節 移民第2世代と「サンパピエ」

前述の通り、フランスでは過去、多くのマグレブ系移民を受け入れてきた。現在ではヨーロッパ最多の約370万人のマグレブ系移民が住んでいると言われており、彼らの多くは低所得者向け団地といわれる適正家賃住宅に住んでいる〔宮島 2009：40〕。また、ほとんどが第2世代に移りゆく中で、その彼らの生活の実態は長期的な失業や学歴の低さから社会的、経済的に周縁化されているだけではなく、礼拝などの宗教的な行為の実践の有無にかかわらず、肌の色や名前から、国籍はフランスであっても実際は差別を受けるなど様々な問題に直面している。

移民第2世代の特徴は、言語運用能力などの文化面ではフランスの文化に同化しており、出身国の文化を失いつつあることである。また移民第1世代の宗教的实践は、出身国で培ってきたものである。つまりそれは習慣として彼らの生活に根付いている。しかし、第2世代については宗教的实践が個人の選択で行われている。これは、第2世代がフランス社会に同化し、フランス国民のアイデンティティを持つことに繋がっている。フランス社会においてムスリムアイデンティティを選択せず、フランス人として生きているからだ。さらにフランスは出生地主義であるため、国籍は完全にフランスである。

だがしかしこうした中で、第2世代の彼らはフランス社会において少数派の立場にいる。基本フランス人よりもマグレブ諸国出身の彼らは失業率が元々高い。実際フランス人よりも教育格差があり、低学歴であるということも影響しているだろうが、フランス人よりも高学歴もしくは平均であったとしても、状況は変わらない。また雇用の有無に関してもヨーロッパ系よりも非ヨーロッパ系の方が、1.5倍の確率で採用されない〔宮島 2009：71〕。彼らのこうした社会的経済的排他は、低学歴などのハンディキャップに加え、肌の色や名前などからマグレブ系移民だと判断されてしまい、差別なども引き起こっている。

さらにイスラモフォビアを理由とした差別も広がっている。イスラモフォビアとはイスラームに対する恐怖や嫌悪のことである。「全国人権諮問委員会」の調査によれば、50%の人がカトリックを肯定的なものと考えているが、ムスリムの宗教に対しては28%の人しか肯定的な考えを持っていなかった〔宮島 2009：72〕。イスラモフォビアはムスリムアイデンティティを一方的に否定することで、ムスリムの社会的共存を不可能としている。ムスリム系の移民たちは、フランス国籍を持っていたとしても、社会的経済的排他を受けている現状がある。

フランス政府はこうした現状を解決しようと何度も対策を打ち出している。1980年初頭から「都市対策」を行った。これは移民第2世代の社会的乖離を打破する目的として行われた。まず第2世代の移民が数多く住む郊外の集合住宅の改築および企業の誘致などの「都市インフラの整備」および教育重点校の設置を行った。また第2世代の「市民の政治参加、

デモクラシー、シティズンシップの実現のために、この政策は移民第2世代が非宗教的、反差別的、平等を訴えるブール運動（アラブの運動という意味）に対して膨大な補助金を支出した〔宮島 2009：74〕。

しかしながらこのような対策を打ち出しても、第2世代の問題は解決しなかった。なぜなら、この差別問題はエスニック的な差別問題ではなく、その第2世代が集まる地域に住んでいることが原因だとされてしまったからである。

また第2世代が「ペーパーフランス人」として疑われるようになると、ブール運動は自分たちが他のフランス市民として違わないことを強調するようになり、「差異への権利」に代えて、「法の下での平等」や「エスニックな属性の法的非認知」を強調するようになった。このような状況からフランスにおいて差別の禁止は一般的な注意喚起となったしまった〔宮島 2009：74〕。

しかしながら、フランス政府もこの状態を放置するのではなく、1996年にはフランスの法の下での平等の形式性を見直すべきだという主張が国務院によってなされ、1998年には反差別法を国内法に取り入れることになった〔宮島 2009：74〕。

さらに同年には当時のオーブリー労働連帯大臣が、第2世代の問題は彼らに実質的平等を十分に保証できない統合モデルの問題であり、それゆえにこれまでの状態の見直しと寛容が必要だと強調した。そして2004年には英国の「人権平等委員会」にならって「反差及び平等のための高等機関」が設置された〔宮島 2009：75〕。

これらの対策を踏まえてもフランス国内において移民問題が重要な課題であることに変わりはない。

2005年10月から11月にかけてフランス全土でいわゆる「都市暴動」が発生し、わずか3週間の間にフランス全土の都市郊外で2万台近くの車が燃やされ、百数十台の公共バスと数十軒の公共施設が放火された。これらの事件を起こしたのはアフリカ系の移民の第2、第3世代の若者達であった。またフランス政府はこの事態に非常事態宣言までを行なった。出生地主義を採用するフランスではアフリカ系の移民の第2世代の若者は、両親の国籍にかかわらず、成人と同時にフランス国籍を取得できる。その意味では間違いなくフランス人であるが、移民として扱われており、居住、学業、就職、警察などから様々な差別対象になり、フランス社会に統合不可能な存在として排除されている。こうした境遇のもとで生まれた移民の苦しい声による都市暴動だった〔竹沢 2011：98〕。

さらに1974年以降外国人労働者の受け入れが禁止されてから、正規の滞在許可証や労働許可証を持たず、フランス社会で労働に従事するいわゆる非正規滞在者は後をたたず、彼らの引き起こす事件や抗議活動も無視できるものではなかった。1996年にパリのサンタンブローズ教会やサンベルナル教会に立てこもって、抗議活動を行い、彼らの存在をフランス社会に対して明示することになった。また2005年の夏には滞在費の安い「家具付きホテル」や老朽化した建造物の火災が相次ぎ、50人ほどが死亡するなど、彼らの存在が係争の種火となった〔竹沢 2011：98〕。

彼らは、正式な労働許可証などを持たないことから、「サンパピエ（書類なし）」と呼ばれている。「サンパピエ」は居住、労働、収入、衛生、教育などの生きていくための諸条件において困難を抱えているうえ、フランス政府も彼らには一切の権限を与えていない。また正規の滞在許可証や労働許可証を持っていないことから、政府側は「サンパピエ」の存在を黙

殺する傾向にある。

具体的には「サンパピエ」をはじめとする不法移民労働者に対する取締りは、2006年の新移民法の成立から厳格化している。新移民法では外国人労働者を雇用する雇用主に対して労働許可証の有効確認及び6カ月毎の開示を行い、それらを行わなかった雇用主に対しては最高3年間の公民権・市民権の停止などの厳格な措置をとる〔厚生労働省 2010〕。

しかし、フランスは「人権の国」を自称しているために、「サンパピエ」の取締りは国是に反するとして、多くの団体が彼らの支援に乗り出している。フランスの移民問題は、この「サンパピエ」と彼らを支援する各種団体や市民、さらには国外強制送還を含めた強制措置を行うフランス政府とマジョリティの4つの存在が対峙するものとなっている。

実際、「サンパピエ」が土木・建設の業務に携わり、フランス社会を支えている現実もある。もちろんそれは違反行為ではある。しかしながら、そうした移民がいなければフランスを根本から支えることができない。フランス政府は不法移民労働者に対して厳格な措置を行う方針であることが、政策から見受けられる。しかし、彼らの存在もフランス社会に必要であり、正式な労働の許可や限定的な職業における限定的滞在などの条件を策定していくことで、「サンパピエ」の存在を違法ではないものにしていくことが求められているのではないだろうか。

また移民第2世代に関しては出身国のアイデンティティを完全に個人の自由としており、見た目や名前はヨーロッパ系とは異なっている。しかしフランス国民として、アイデンティティを持っている。だからこそ彼らの社会的統合を目指し、雇用の問題などを解決すべきである。彼はフレンチアイデンティティを持っているのだから統合も難しくないのではないだろうか。

第3節 移民の社会統合へ向けた政策

これまでフランスの移民の実態などを記述してきた。第3節ではフランス政府が外国人労働者に対してどのような対応を行っているのかを書いていく。

フランスは、すでに記述したとおり、正規労働許可証を持たない「サンパピエ」の存在や移民第2世代の失業率の高さなどの問題に直面している。当然のことながらフランス政府はこうした問題を把握し、移民の社会統合への動きを加速させている。

社会統合への動きとして、フランス政府は2006年に新移民法を成立した。方向性としては不法移民の排除及び新規移民受け入れの厳格化、移民の社会統合への道筋を示した。

また社会統合への道としていえば、フランスへの永続的な滞在を希望して入国する者に「受け入れ・統合契約」の署名が義務付けられた。これによって、フランス政府には入国者に対して各種公共サービスの提供を義務付けられ、また入国する移民も市民教育やフランス語教育の受講などが義務付けられる。さらにこの契約の遵守が滞在期間の延長の審査にも影響するため、移民には大変重要な契約である〔厚生労働省 2010〕。

さらにこの新移民法では、実質的な永住権である在留許可証の申請要件として、「統合条件」が追加された。その条件とは、一定のフランス語力とフランス共和国憲法の遵守及びそれに合致する振る舞いである。

さらに2009年には、フランス国内において経済貢献を見込める外国人投資家に対して、10年間有効の在留許可証を交付する措置が導入された。フランス国内における雇用創出

や一定額投資などの条件がある。2016年には高度人材パスポート制度が創設された。これはフランスの競争力に貢献する可能性のある外国人に対して、最大4年まで滞在を認める滞在許可証で、2016年11月に施行された改正移民法により既存の「能力・才能」「出向労働者」「EUブルーカード」等の滞在許可証を統合したものである〔厚生労働省2019〕。

その他の受け入れ部門に関しては、季節労働者や臨時労働など期間が一時的なものが多い。また臨時労働許可証取得に際しては労働市場テスト（国内労働市場において求人が充足しなかったことを証明すること等を要件に受け入れなどを行う制度）が必要である。だが、元植民地であったアルジェリアやモロッコなどの地域には滞在・雇用の優遇措置を取っている。また国内の労働力不足を補うため2008年にはEU加盟国以外の出身者に対して、30種の職種で労働市場テストを行わず、労働許可が下りるようになった〔厚生労働省2010〕。

しかし、経済悪化による雇用情勢の悪化を受けて、国内の失業者に対するの対策が最優先されるようになった。そのため2011年には留学生の卒業後におけるフランスでの就職に際し必要な身分変更が困難になった。またEU加盟国以外の出身者に対する開放職種が14種に縮小され、新規労働移民の流入が制限されている〔厚生労働省2015〕。

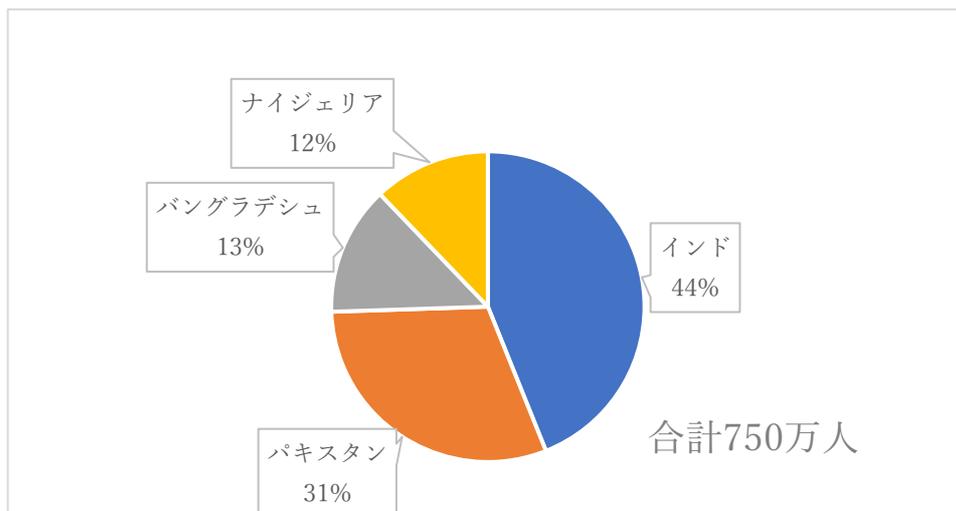
このようにフランスでは移民の限定的に受け入れ、またフランスの経済貢献および国の競争力に貢献する可能性のある者に対するの優遇措置を行うことで安定的な雇用を保障し、移民が生活しやすい環境を作ることによって社会統合への道を模索する。

第3章 イギリスにおける南アジア系移民

第1節 移民の歴史

本章では、イギリスの近代における移民増加幅が最も大きい南アジア系の移民について講じる。第1章や第2章と同様に、近代の移民でのマジョリティを形成しており、また非ヨーロッパ系という背景から考察することにした。

図4 非EU系移民の統計（2011年）



（出典）英連邦統計局のデータをもとに筆者作成

1800年以前のイギリスにおける移民は主にヨーロッパ系が中心であった。しかし1945

年以降、移民は多様性を増すことになる。ヨーロッパ系だけではなく、カリブ海諸島、南アジア、香港、アフリカなどから移住してきた。さらに 1948 年、英国国籍法において英連邦⁴市民には自動的に英国における居住及び労働の権利が与えられた。そのため、経済発展につれて非熟練労働力がと必要とされた第 2 次世界大戦後に、新英連邦諸国（インド、西インド諸島、パキスタン等）からの単身の移民労働者が増加した。しかしその結果英国国民と移民の間では溝が生じるようになった。1958 年には民族暴動⁵が発生し、それをきっかけに 1962 年には英連邦移民法が成立した。英連邦移民法は労働許可制度の導入によって英連邦諸国からの移民にも制限が課されそれ以降、移民の受け入れ制限などが始まった [樋口 2004]。

1971 年、既存の法を整理して成立した移民法では、居住権の有無による移民の区別が設けられた。自身かいずれの親がイギリス本土出生生まれである者に限り、居住権が付与されたことにより、単身の移民労働者が減少した。さらに 1981 年の英国国籍法によって、両親のいずれもがイギリス本土生まれである場合を除き、自身が本土生まれであっても自動的に市民権が付与されないこととなり、英国へ移民することが難しくなった [三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 2007：16]。

しかし、2000 年に状況が変わる。近年の経済成長の持続へのニーズと高齢化に伴う労働人口不足によって、専門分野の技能労働者、熟練労働者だけではなく、非熟練労働者までもが深刻な労働者不足に陥った。

英政府はそれを受け、2000 年に労働許可制度を改正、2001 年に開始して 30 年ぶりに移民規制を緩和した。さらに、国際競争力への維持・向上のため、2002 年には高度技能者を対象にした「高度技能移民プログラム」を導入するなど、移民に対する規制をより緩和した。また、時々の需要に合わせて必要な制度を策定していたため、受け入れ区分が巨大で複雑なものになったことで、入国審査官の判断の統一や、手続きの簡素化を課題として抱えている。そこで、2005 年には国境管理 5 箇年計画を策定し、先端技術の活発化、受け入れ・在留制度の簡素化、客観性の向上、管理の強化などを進めている [三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 2007：16]。

このようにイギリスは歴史的に見て、長年移民受け入れ国であった。その大半の移民は英連邦諸国であり、旧植民地からの流入であったため、イギリスに対しての尊敬や文化的理解があった。そのため、移民を社会的統合する必要性がドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国に比べて高くなく、必ずしも英国への同化を求めないとする考え方であった [三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 2007：19]。

しかし、近年では東欧諸国などの英連邦以外からの移民流入も始まっている。それは 2004 年、ポーランドなどの東欧諸国が EU に加盟したことがきっかけである。当時の東欧諸国とイギリスなどの西欧では経済格差があり、出稼ぎ労働者が数多く発生した。特にイギリスにおいては、2004 年の新規加盟国に対して移民の受け入れ数を制限していなかったため、数多くの出稼ぎ労働者がイギリスに来た。また 2005 年のロンドンテロ事件の犯人が、

⁴ イギリス (連合王国) を中心とする自治領、旧植民地諸国から構成されるゆるやかな連合体。

⁵ イギリス西部ノッティングヒルでカリブ系住民が多く住んでいた同地に、反移民を標榜する白人労働者階級の若者集団のメンバー 400 人あまりが集結し、地域の黒人に対する暴行などの破壊行為を展開した。

移民子孫のイギリス人であったことを受け、「イギリス人らしさ」とは何かという議論も活発になっている [三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 2007：19]。

第2節 多文化主義への違和感

ヨーロッパではフランスやドイツをはじめとする国で移民の社会統合が行われてきた。それはイギリスも同様である。しかし、社会統合する上で多文化主義を選択したイギリスは現在、批判の声にさらされている。その一連の問題について述べる。

1950年代の移民の大量流入によって、イギリスでも民族差別は横行していた。南アジア系移民もそれらに直面した。イギリス政府はこの民族差別問題に対して旧植民地出身者に対する入国制限を行った。イギリス社会では同化的政策から文化的多様性の正当性を認識する多文化的アプローチへ移行した。政府は教育、雇用、公共サービスなど生活面のあらゆる場面において民族差別を禁止する措置を行った。例えば教育プログラムにおいては「複数の信条に配慮した宗教教育」を導入した。また宗教グループと一緒に活動しているコミュニティに公的資金の援助を行った。また1965年には雇用・住宅供給・公共サービスなどにおける民族差別を禁止する法律も制定された [大山 2015：81]。

だが2001年に状況が変わる。2001年の夏、イングランド北部のいくつかの街で、アジア系イギリス人のコミュニティと白人系イギリス人のコミュニティの衝突が引き金で暴動が発生した。イギリス政府は、民族間で分断されたコミュニティの修復のため、「コミュニティの統合」という政治的課題を提示した。さらに統合に関する議論に加えて「イギリス人らしさ」についての議論されるようになった [大山 2015：82]。

2005年にはロンドン同時多発テロ事件が発生したことにより、多文化主義に対するさらなる批判が引き起こされた。ほとんどのテロ実行犯がイギリス国内で生まれ育ったという事実が国民の不安を高め、多文化主義が国家のアイデンティティの統一を妨げていると批判された。報道では、多文化主義がイギリスの政治的共同体を壊し、多文化主義的な政策が過激派を保護してきたと論じられ、国内のテロリズムは多文化主義のせいであるとされた。これらの反応を踏まえ、イギリス政府はムスリムのコミュニティを国家の安全保障の観点から監視するようになっていった [大山 2015：82]。

イギリスでは、移民はもとより、国内でもウェールズ人やスコットランド人など、様々な民族に分かれている。そのため、イギリス政府のアプローチ自体は多文化主義傾向にある。また移民政策に関しても多文化主義傾向の政策をとる。ただ市民権の取得においては、主流の価値観や慣習を理解することを義務付け、また英語テストやイギリスに関する知識を問う市民権テストが導入され、国王と国に対して忠誠を誓う儀式を行うことが条件とされている。また近年では、市民権教育に関してはコミュニティの統一に関する教育なども行われ、さらに政策領域によっては多文化主義的な政策よりも市民統合への方向転換を行っている [大山 2015：83]。

このようにイギリスでは多文化主義の政策が取られているが、それらが原因だとされる事件や暴動などをきっかけに見直しが行われている。ドイツやフランスと比較して、移民に寛容であった。また移民の社会統合を積極的に行うわけではなく、教育、雇用、公共サービスなど生活面のあらゆる場面において民族差別を禁止する措置を実行しなど、より移民が自分たちの暮らしやすい社会をめざしていたことが見受けられる。第3節では労働につい

て詳しく見ていく。

第3節 選別的な移民の受け入れ

イギリスでは現在、過去の移民の受け入れ体制とは異なり、全ての移民を受け入れ、市民権を与える制度ではなく選別的な移民の受け入れを行っている。これらはフランスやドイツと同様の流れである。イギリスならではの移民の受け入れ政策としては、ポイント制の導入が上げられる。これは2008年にスイス国籍、EEA加盟諸国（EU加盟国とアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーのこと）以外からのイギリスで就労したい移民を対象に行われるものである。これは5つのカテゴリーに分類されており、それぞれのカテゴリーの条件を満たすと、イギリスで就労することが可能になる。

表1 イギリスにおけるポイント制度の概要（2019年）

階層	概要
第1層	成長と生産性に貢献する高度技能者が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 例外的技能者（年間2000人まで） ・ 投資家 ・ 革新者ビザ及び事業立ち上げビザ
第2層	求人のある技能労働者が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般（年間制限枠は2万700人である。ただし、看護師や医師、博士号相当の資格を必要とする仕事、年収が15.9万ポンド以上となる仕事には適用されない） ・ 企業内転勤 ・ 宗教活動家 ・ スポーツ選手
第3層	低技能労働者が対象 2019年の時点で適用されていない
第4層	学生が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般学生 ・ 生徒
第5層	青少年交流、一時的労働者が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 創造的業務及びスポーツ関係者 ・ 慈善団体関係者 ・ 宗教関係者 ・ 政府の認可した人的交流 ・ 国際協定に基づく入国者（外国政府または国際機関の職員など） ・ ワーキングホリデー ・ 季節労働者

（出典）厚生労働省「2019年 海外情勢報告」をもとに筆者作成

このポイント制度の評価は、それぞれの階層で異なり、年齢、過去の収入、資格などが客観的かつ明白な基準に基づき判断される（表 1）。

第 1 層、第 2 層に関しては原則 5 年以上就労することで定住権の申請が可能になる。また第 1 層に分類対象となる移民たちは入国の時点で雇用先が決定していなくても問題ない。第 2 層では、申請者は事業主などが発行する保証者証明書の提出が求められている。またそれを作成するためには、事業主が原則として居住者労働市場テスト（英国国内及び EEA 加盟諸国内での人材確保が困難であることを証明するためのもの）を実施しなければならない。第 3 層から下の層に関しては、ビザが切れた時点で出国しなければならない [厚生労働省 2019]。

この制度によって国にとって利益になる第 1 層、第 2 層の高技能移民は国に滞留することになり大きな国益つながる。また一時労働者や季節労働者などの低熟練労働者については、国に滞留することなく、最小限の滞在期限とすることによって、移民の選別を行っている。

また 2005 年のロンドン地下鉄同時多発テロ事件などによって、国民たちの移民たちに対する反感的な感情により昨今の政策では移民の減少へ少しずつ動き出している。そのため過去よりもイギリスは移民の受け入れなどに大変厳格になっている。国益となる人材のみを長期的な滞在にすることで、移民の受け入れを最小限にとどめているのが現状である。

おわりに

ドイツ、フランス、イギリスの移民の状況から、移民の受け入れ体制の差によって、移民が労働に従事できる場所や職業が異なっていることが明らかになった。

第一に、1950～1970 年における各国の移民の扱いによる違いがあった。ドイツでは移民を一時的な労働力として移民を取り入れた。フランスもドイツと同様であった。イギリスは受け入れた移民に対して、市民権を与えていた。移民たちは一時的な労働力扱いであったが、国によって受け入れ先で定住できるか否かは、その後の移民の生活に直結していた。例えばイギリスでは多文化主義を取り、移民に対する理解を国民に促した。その一方ドイツでは必要なくなった移民の労働力を徹底的に排除する方針を取った。

第二に、移民の生活は、国の方針によって大きく異なっていた。一方、近年では労働力の人口減などもあまって、移民の選別的受け入れを行っている。移民をただの使い捨ての労働人口とするだけでなく、国力につながる存在を受け入れている。

移民の状況は、国の状態に特に翻弄されやすく、経済状況などが大きく影響する。果たしてそのような使い捨ての労働力として、移民を扱っていくというはいかがなものだろうか。自国民の生活が最も大切かもしれない。しかし、移民もその国の経済を支える一員である。だからこそ共存の道を模索していくことが大切であるのではないだろうか。

最近では日本でも技能実習生の受け入れなど、移民の労働に関することも多く目にするようになった。一日街を歩けば外国人労働者をあらゆるところで目にする。農業、建設業、介護などの分野で、外国人労働者は昨今の日本経済を支える大切な要因となっている。人口減に伴ってヨーロッパ諸国が歩んできたように、日本でも将来、移民の労働力を現在よりも必要とする時が来るかもしれない。その時、ヨーロッパ諸国で発生したような統一社会の形成の問題や移民排斥の動きが起きるだろう。そのような問題へ対処するには日本人自体の

意識を変えていくことが大切なのではないだろうか。

大切なのは、移民の存在も我々の生活に必要な不可欠であると認識することだ。日本社会を支える大切な要員であるからこそ、移民に対して排斥を行うことや差別をすることは正しくないことである。日本はすでに移民に対しての厳しい措置を取りながらも移民労働者を受け入れている。それは変える必要はないだろう。だが我々日本人の意識として、日本でも移民との共存という時代はそう遠くない未来の話であるということを意識し、移民たちとの共生社会を全員で作ることが大切だ。

【参考文献・インターネット資料】

アリック・G・ハーグリーヴス（1997）『現代フランス 移民から見た世界』明石書店

石川真作（2012）『ドイツ在住トルコ系移民の文化と地域社会-社会的統合に関する文化人類学的研究』有斐閣

英国統計局（2012）

<https://www.ons.gov.uk/peoplepopulationandcommunity/populationandmigration/internationalmigration/articles/internationalmigrantsinenglandandwales/2012-12-11#passports-held-to-determine-nationality>

2020年12月1日最終アクセス

大山彩子（2015）「多文化主義と多文化主義的政策の動向 イギリスを事例として」

https://teapot.lib.ocha.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=40496&item_no=1&page_id=64&block_id=115

2020年12月14日最終アクセス

川辺純子（2015）「トルコの経済発展と日本企業」『城西大学経営紀要』第11号

https://libir.josai.ac.jp/il/user_contents/02/G0000284repository/pdf/JOS-18801536-1101.pdf

2020年12月28日最終アクセス

近藤潤三（2013）『ドイツ移民問題の現代史——移民国への道程』木鐸社

厚生労働省「2019年 海外情勢報告」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/>

2020年12月17日最終アクセス

厚生労働省「2015年 海外情勢報告」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/16/>

2020年12月17日最終アクセス

厚生労働省「2010年 海外情勢報告」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/12/>

2020年12月17日最終アクセス

厚生労働省「2005年 海外情勢報告」

<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/08/>

2020年12月17日最終アクセス

菅野泰夫（2004）「EUの移民政策と英国への影響 欧州の移民政策は日本の成長戦略の参考になるのか」『ユーロウェイブ@欧州経済・金融市場』Vol.28

https://www.dir.co.jp/report/research/economics/europe/20140724_008784.pdf

2020年12月28日最終アクセス

竹沢尚一郎（2011）『移民のヨーロッパ 国際比較の視点から』明石書店

ドイツ連邦統計局（2019）

<https://www.destatis.de/EN/Homepage.html>

2020年12月1日最終アクセス

ブリタニカ国際大百科辞典小項目事典（2014）「デュースブルク」

<https://kotobank.jp/word/%E3%83%87%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%96%E3%83%AB%E3%82%AF-101582>

2020年12月28日最終アクセス

パニコス・パナイー（2016）『近現代イギリス移民の歴史 寛容と排除に揺れた200年の歩み』人文書院

樋口英夫（2008）「英国の移民問題―「過去」と「現在」」

<https://www.jil.go.jp/column/bn/colum098.html>

2020年12月28日最終アクセス

フランス国立統計経済研究所（2017）

<https://www.insee.fr/en/outil-interactif/4268205/bloc-1b.html?lang=en>

2020年12月1日 最終アクセス

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（2007）「平成18年度内閣府経済社会研究所 英独仏における外国人への取り組み及びその課題に関する調査研究報告書」

<http://www.esri.go.jp/jp/prj/hou/hou024/hou024.html>

2020年12月6日最終アクセス

南埜猛・澤宗則（2017）「インド系移民の現状と動向：インド政府統計による考察」『兵庫地理』62

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/90004012.pdf>

2020年12月1日最終アクセス

宮島 喬（2009）『移民の社会的統合と排除 問われるフランス的平等』東京大学出版会

——（2006）『移民社会フランスの危機』岩波書店

宮治一雄（1979）「両大戦間期のアルジェリア植民地体制」『アフリカ研究』18

https://www.jstage.jst.go.jp/article/africa1964/1979/18/1979_18_7/_pdf

2020年12月28日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

観光地化するチャイナタウン
チャイナタウンの成り立ちと発展

21W1022 黒田 直希

はじめに

カナダへ留学に行った際、バンクーバーにあるチャイナタウンを訪れた。そこは中国とは遠く離れた別の国の中にありながら、中国の伝統的な建築や中華料理店、そして中国語で書かれた看板などの数多くの中国文化が広がっていた。しかしながらカナダとは全く違う文化を持つはずのチャイナタウンは現地の人々から観光地として受け入れられている。

世界各地に存在しているチャイナタウンの中でも日本に存在するチャイナタウンは特に観光地化が進んでいる。日本以外にあるチャイナタウンはエスニック・コミュニティとしての機能が強いのにに対して、日本のチャイナタウンは訪れる人々のほとんどが華僑や華人ではなく日本人観光客である。

本論文では日本のチャイナタウンである三大中華街がエスニック・コミュニティとしてではなく観光地として発展するまでにどのような形成や変容を遂げたのか、そして池袋に形成されている新興のチャイナタウンが三大中華街のようにそれぞれの都市を代表する観光地として発展していくための課題を考察する。

第 1 章ではチャイナタウンの形成と変容、そしてそれを構築する華人や華僑についてまとめる。第 2 章では日本の三大中華街の中でも最大の中華街である横浜中華街をモデルにし、どのようにして観光地として発展していったのかを取り上げる。最後に第 3 章では新興のチャイナタウンである池袋チャイナタウンの形成と観光地として今後日本に受け入れられるための課題を取り上げる。

第 1 章 チャイナタウンの形成

第 1 節 華人・華僑について

現在、中国を離れて海外に居住する中国人および、その子孫である華人は約 6000 万人に上ると中国の国務院は発表している [山下 2019 : 3]。

世界各地に華人が広く分布していることから、中国では「海水のいたるところに華僑あり」と言われてきた。1810 年ブラジルで茶の栽培を始めるためにサンパウロに華人労働者が導入されたのが、世界におけるおそらく最初のアジア人のコロニーである。インド洋においては、1830 年に最初の華人がモーリシャスのポートルイスに現れたとされている [山下 2019 : 15]。

日本において、中国から海外に移住してきた中国人およびその子孫のことを「華僑」と呼び、華僑の中で移住先の国籍を有している人のことを「華人」と呼ぶこともある。「華人」「華僑」は明確に区別がされているわけではなく、中国では「華僑華人」と合わせて使われる場合もある。

海外へ移住した一世や二世の華僑たちは、祖先の地やふるさとへの強い思いを抱いており、祖先の地の人々との血縁・地縁関係を重んじる傾向が強い。祖国の中国人としてのアイデンティティを持っている。そのため華僑は故郷とのネットワークを活用して商業などを営むケースが多い。華僑たちは故郷への送金や投資をして企業を作ってきた。彼らの送金や投資は、故郷の一族や親戚たちの生活および地域経済を支える重要な外部資金源となるなど中国祖国に対し強い思いがある [何 2010 : 21-22]。

ところが三世になると中国人としてのアイデンティティは薄くなる傾向がある。その後、数世代にわたり海外で生活基盤を築き上げた華僑たちは、次第に居住地の社会・文化と融合

するようになり、居住先の国民となる数が増えた。また中国政府の政策転換により、華僑たちは二重国籍を認められず移住先の市民権を取得することが奨励された〔何 2010:21-24〕。

そのため現在では、華僑たちは移住先で国籍を取得して帰化することが多く、出稼ぎではなく定住する傾向にある。

世界中の華人の分布パターンと華人の職業の変遷について、歴史やグローバルな視点から考察すると華人の分布パターンにおいて3つの特色を見ることができる。

1 つ目に華人は東南アジアやカリブ海地域など熱帯に多く分布しているということである。これは熱帯におけるヨーロッパ人の植民地開発と、とりわけプランテーション経営において、勤勉で安価な労働力として多数の華人労働者が必要とされた。

2 つ目に華人は沿岸部に多く分布している。これには華人の職業や移住の経路が関係している。華人がまず上陸するのは港であり、また、貿易をはじめ経済活動に有利な沿岸地域に華人は多く居住した。そのため世界の主要なチャイナタウンはほとんどが港湾都市に形成される。例えば東南アジアでは、シンガポール、ペナン、ジャカルタ、バンコク、ホーチミン、ヤンゴン、北アメリカではサンフランシスコ、ニューヨーク、バンクーバー、ヨーロッパのロンドン、アムステルダム、オーストラリアのシドニー、メルボルン、日本の三大中華街などだ。

3 つ目に華人は都市部に居住する傾向が強いことである。初期の華人社会はプランテーションの契約移民や鉱山労働者であり、あるいは北アメリカのようにゴールドラッシュや大陸横断鉄道建設などの労働に従事する者が多く、都市部より農村部に居住する傾向にあった。しかし彼らの多くは、契約期間や工事の終了の後には、新しい職を求めて都市へ再移住した。アメリカやカナダでは、華人に対する排斥運動が高まるにつれて、華人はより安全な地域のチャイナタウンに集中していった〔山下 2019: 44-46〕。

第2節 チャイナタウンの形成

チャイナタウンとは、中国の国外において、華人の住居や経済、社会、文化施設などが集中する地区であり、華人によって形成されたエスニックタウンの一つだ。

チャイナタウンは、中国文化と華人が生活する地域のホスト社会¹の文化との接触によって生まれたもので、各地にみられるチャイナタウンは、当該地域の華人のホスト社会への適応洋式をよく反映している。チャイナタウンは華人にとって様々な活動の舞台である。チャイナタウンを経済的側面から見てみると住宅、多種多様な店舗、オフィスや工場などから形成される。中でも中華料理店は数多く見かけることができる。中華料理店はチャイナタウンとその周辺に居住する華人の他にホスト社会や他のエスニック集団の人々も顧客となる。

中華料理店の他に青果店、肉屋、魚屋、ほかの中国食品材料店、美容院、理髪店、雑貨店、スーパーマーケットなども多く存在する。規模の大きいチャイナタウンになると華人を主たる対象とした銀行、保険、法律関係の事務所をはじめ、旅行会社や骨董品、土産物屋、映画館、書店などが設立される。これらの営業は華人によるエスニックビジネスであり、華人同胞への各種サービスを提供するという側面のみならず、華人へ雇用の機会を提供するという重要な機能を有している〔山下 2019: 42-43〕。

¹ エスニックマイノリティに相反する概念でそれを受け入れている多数派の社会のこと。

つまり、海外に移住した華人がチャイナタウンを形成する大きな理由は、新天地において華人同胞が集団で居住することによって必要な物資、サービス、情報などを入手しやすくなり、伝統的な生活様式を維持するのに有利だからである。

また、華人排斥が強かった第二次世界大戦前のアメリカのように、ホスト社会や他のエスニック集団から自らを防衛するためでもあった。そのためオールドチャイナタウンの旧来型では華人同胞への経済社会、文化の種々のサービス提供が重要な機能となっている。

世界各地にみることのできるチャイナタウンは形成過程から2つのタイプに分けることができる。

1つ目は伝統的なチャイナタウンであり、その多くは都市の中心部近くに形成されている。このタイプのチャイナタウンは「オールドチャイナタウン」と呼ばれる。ニューヨークのマンハッタン、サンフランシスコ、バンクーバー、ロンドン、アムステルダム、シドニー、メルボルンなどの中心地に存在するチャイナタウンはオールドチャイナタウンである。

2つ目は、都市中心のオールドチャイナタウンとは別に、近年、郊外に新しく形成されているチャイナタウンである。老朽化が進んだオールドチャイナタウンから、より居住条件が優れた郊外に移り住んだ華人や、香港や台湾出身の豊かな華人、さらには近年急速に裕福になった中国大陸出身の新移民などによって新しいチャイナタウンが形成されている。これらのチャイナタウンは「ニューチャイナタウン」と呼ばれている。

サンフランシスコにあるオールドチャイナタウンの西の郊外やリッチモンド地区に新しく形成されているチャイナタウン、その他にもロサンゼルス市のチャイナタウンの東の郊外モンレーパーク周辺、バンクーバー南部のリッチモンドにあるチャイナタウンはニューチャイナタウンの一例である。このようなニューチャイナタウンが郊外に形成される一方で、ロサンゼルスやサンフランシスコのオールドチャイナタウンでは、インドネシア、ベトナム、ラオス、カンボジア出身の華人の流入も著しくなっている[山下 2019:15-17]。

ニューチャイナタウンの多くは郊外に形成されるが、その形成の原動力の一つはオールドチャイナタウンに居住していた老華僑である。ホスト社会への定着の進行とともに、一部の老華僑はより居住条件に優れた郊外へ移住することでニューチャイナタウンを形成する場合が一般的である[山下 2019:309]。

しかし、台湾や香港の出身者、そして近年多く見られるようになった中国大陸出身の富裕層は、オールドチャイナタウンではなく最初から郊外の住宅地に移住する場合も多く、このような地域がニューチャイナタウンに発展していく例が各地で見られる。このような形成を持つニューチャイナタウンは住宅、商業型と呼ばれ、住宅地のメインストリートにはスーパーマーケット、中国料理店、をはじめ商業機能が集積し、華人住民にとっては生活の便が良く、人口の増加と共にニューチャイナタウンは周辺地域に拡大していく。ニューチャイナタウンの多くは郊外に立地するが、オールドチャイナタウンと同様、ダウンタウンにもニューチャイナタウンが形成される場合がある。ほかにも住宅、商業型のニューチャイナタウンよりもさらに裕福な新華僑が集中する高級住宅型のニューチャイナタウンやニューチャイナタウンの中では最も新しいタイプとされるモール型が存在する[山下 2019:309-312]。

第3節 チャイナタウンの変容

華人社会は現在急速に膨張と拡張を続けている。1970年代末以降の改革開放政策に伴い、海外出稼ぎや海外留学のブームが起こった。また中国の急速な経済発展に伴い、中国企業の海外進出が活発化した。大量の中国移民の流入は、従来の伝統的なチャイナタウンを大きく変化させることとなった。

増加する華僑や移民たちについて、新たな移住先においていくつかのパターンを見ることが出来る。

社会経済的地位が高い華人は、郊外に新たに形成されたニューチャイナタウンに住宅を求める傾向があるのに対して、社会経済的地位が低い集団は、オールドチャイナタウンに流入する傾向にある。

オールドチャイナタウンはダウントウンに位置し、アクセスにも恵まれており、ホスト社会との関係が良好である場合には、観光地化が進んでいく傾向にある。

世界のチャイナタウンで観光地化が進んでいるチャイナタウンは、それほど多くはない。そのような中で、サンフランシスコやニューヨーク、マンハッタンのオールドチャイナタウンは、同市の観光において、重要な観光スポットになっている。中国食材店、中国書店、旅行社、銀行、華人関係団体、学校、宗教施設など華人同胞へのサービス機能も重要な位置を占め、チャイナタウン内に居住している華人も多い。

チャイナタウンに限らず、エスニックタウンの観光地化を進める際には、エスニックタウンのシンボルが形成される。チャイナタウンの場合シンボルとして形成されるのは中国式桜門の牌楼²である。横浜中華街には、10基の牌楼が建設されている。チャイナタウンの観光地化という観点では、牌楼の建設の他にイベントの開催が重要である。特に春節には獅子舞、龍舞、パレードなどを見学するためにホスト社会の人々が多数訪れ、イベントの開催は、チャイナタウンの観光地としての知名度を高める役割を果たしている。

一旦形成されたチャイナタウンが衰退し、あるいは消滅してしまった例も存在する。カリフォルニアでは、華人排斥運動の高まりによって、華人は白人からの迫害の危険から逃れるために、サンフランシスコのようなより規模の大きいチャイナタウンに集中移住した。この結果により、サクラメント、サンノゼ、ストックトンなど多数のチャイナタウンが衰退や消滅をした。このようにチャイナタウンの盛衰には、華人のホスト社会の相互関係の良し悪しが大きく関わっている場合やチャイナタウンの盛衰には、華人が生活する国と中国との政治的関係が大きく影響している場合もある。反対に、神戸南京町や韓国のソウルにある仁川中華街のように一旦衰退したチャイナタウンが、行政側の観光開発により再建される場合もある [山下 2019 : 50-52]。

チャイナタウンの変容に関わる近年の重要な現象として、中国から海外へ移住した華人の再移住があげられる。例えば華人の最大の集中地域である東南アジアから、北アメリカ、オセアニア、ヨーロッパなどへ移住する華人が増加している。中でも、ベトナム戦争終結以後、ベトナム、ラオス、カンボジアのインドシナ三国の社会主義化の影響で、大量のインド

² 中国の伝統的建築様式の門の一つ。牌坊とも読み、扉がなく開放的なもので中華文化のシンボルとされる。

シナ難民が世界中の分散していった。これらの難民の中には資本主義体制下で商工業に従事していた華人が多く含まれていた [山下 2019 : 52]。

世界各地のチャイナタウンでは華人の現地化の進展に伴い、オールドチャイナタウンから離れていく華人が増える一方で、これらのインドシナ系華人は、オールドチャイナタウンに移住する傾向がみられる。オールドチャイナタウンではこのような背景からインドシナ系華人が営業する店舗が増加している。インドシナ系華人たちがオールドチャイナタウンの商業活動に参入してきた影響で、昔からいる華僑たちは店舗経営の後継者が不足したこともあり、より恵まれた環境を求めてオールドチャイナタウンから郊外へ転出するものが続いている [山下 2019 : 52-53]。

しかしその一方で一部のオールドチャイナタウンは観光地化が進んでいる。

この典型例は日本の三大中華街であり、多数の観光客が訪れる都市の重要な観光地になっているが、これは一部のチャイナタウンに過ぎず、世界的にチャイナタウンを見れば適合しない。チャイナタウンの観光地化に関しては中国文化がホスト社会において観光資源になるかどうかが重要なのである [山下 2019 : 308-309]。

海外在住華人の増加、中国経済の発展などに伴い、世界各地のチャイナタウンは急速に変容しているのである。

第2章 日本のオールドチャイナタウン

第1節 日本のチャイナタウンの形成

日本では江戸時代末に開港され、外国人居住区が形成された港町である横浜や神戸、長崎にオールドチャイナタウンが形成された。現在オールドチャイナタウンである横浜中華街、神戸南京町、長崎新地中華街は「日本三大中華街」と呼ばれ、多数の日本人来訪者を引き付ける重要な観光地となっている。そして改革開放³以後は新移民の華僑たちの増加に伴い、東京の池袋にニューチャイナタウンが形成された。

日本三大中華街はオールドチャイナタウンに属し、いずれの都市も地元を代表する観光スポットになっており、近年では海外からやってくる旅行者にも人気が高くなっている。特に横浜中華街は、世界屈指の規模を持つチャイナタウンだ。

これらのチャイナタウンで一番歴史が古いのは長崎にあるチャイナタウンである。江戸時代の鎖国中にも長崎の出島でのみ明朝、朝鮮、琉球、オランダとは交易が続いていた。その名残により、最盛期には長崎に居留する華人は、長崎の人口の1割を占めたのである。横浜中華街や神戸南京町が誕生した経緯は、1857年に日米修好通商条約⁴が締結され、その翌年、横浜、長崎、函館が開港したことにある。当時のおもな輸出品は生糸や茶であった。神戸港のルーツは、平清盛が日宋貿易の拠点とした大和田泊にある。神戸港も横浜や長崎と同じように日米修好通商条約により、1867年に兵庫港として開港した。開港した横浜と神戸、長崎には、やってくる西洋人たちのための「外国人居留地」が設けられた [青山 2004]。

³ 1978年末に開始された中国国内体制の改革で対外開放政策のこと。

⁴ 1858年7月29日に日本とアメリカの間で結ばれた通商条約。神奈川・長崎・新潟・兵庫の開港と貿易を自由にする事や日本の関税自主権の欠如といった不平等な条約。

今も残る横浜の山手や山下町、神戸の海岸通りや北野、グラバー邸で有名な長崎の山手は、幕末から明治期、こうした西洋人たちの住居や商館が建ち並んだ場所である。

かつて黒船の来航により急速に開国することとなった日本であったが、いきなり欧米人たちがやってきて居住をはじめ、貿易が開始されたが、日本側にはそれに対応する知識も用意もなかった。そのため、ここで活躍することになったのが、欧米人たちと一緒に日本にやって来た華僑達であった。欧米人たちが日本に生活拠点を構えるには、たとえば洋服や靴の仕立て・修繕、食材の調達、メイドなど、いち早く西洋文化に接していた華僑たちのサポートが必要になった。同じ漢字文化圏である彼らは、筆談によって容易に日本人との通訳が可能であり、なによりも日本の人々が不慣れだった為替や貿易の仕組みを理解していた〔青山 2004〕。

こうして、横浜と神戸、長崎では、欧米人たちと共に華僑たちも居住するようになった。今も、かつての欧米人たちの居留地に隣接する形で中華街があるのはこのような背景がある。そのため、いずれの中華街も幕末の開港都市に形成されたということは日本のチャイナタウンの特色の一つになっている。

今のような中華料理店を中心とした観光地となっている中華街が成立したのは、中華料理への馴染みが広がる 20 世紀に入ってからだ。つまりチャイナタウンは最初から華僑達の町だったのではない。神戸の南京町は、当時から世界中の食材が集まる街と言われてきた。そこでは中国人のための町としてではなく、日本人と中国人が親密に付き合う町として築いてきた〔青山 2014〕。

アメリカのチャイナタウンでは多くの場合、白人からの差別や暴力に対抗するために生まれたという背景がある。しかし日本のチャイナタウンでは、日本人と華僑が隣人として共に暮らしてきたのである。

第 2 節 日本三大中華街が観光地化するまで

日本にある三大中華街の中でも横浜中華街は街そのものの広さや経済的規模の大きさから日本一の中華街とも呼ばれる。1970 年代頃から始まったアジアブームでメディアにも取り上げられ、休日にもなると全国各地から年齢や性別、人種に関係なくたくさんの観光客でにぎわっている。

世界各地にチャイナタウンは数多く存在するが、日本の中華街には他の国のチャイナタウンには見られない特徴がある。

それは、中国人のコミュニティのための生活の場所というよりも商業の町としての機能のほうが強いことである。中華街を構成している人々の一部は日本人であり、本来中華街は異文化であるはずの日本に受け入れられ、それぞれの都市にとっても強く根付いている。

横浜中華街では訪れる人々の民族を見ると、中国人を除いて日本人が最も多く、その割合は 95% 以上にも及ぶ。世界のチャイナタウンを見ても、このように中国人よりも現地住民が多く訪れるチャイナタウンはまれである〔寺井 2007 : 3〕。

世界中には様々な規模のチャイナタウンがあるが、そのほとんどのチャイナタウンは移民してきた華人が一時的に身を寄せるか、あるいは巣立ちが出来ず、ゆえにそこに暮らし続ける場所となっている一方で、横浜中華街は、横浜市の側も中華街を横浜の観光名所として

大きく PR している。横浜中華街は横浜の重要な一部として認識されている。これほどまでに現地に根付いている中華街は日本以外では見ることが出来ない。

しかし中国人よりも日本人がたくさん訪れるほど、日本に受け入れられ、日本文化に馴染んでいる中華街だが、これらの過程には様々な衝突が存在した。

横浜中華街を例にみると、横浜開港後より順調に発展してきた横浜中華街であったが、1894 年以降、戦争や災害などの大きな変動が襲うようになった。そのたびに中華街は様々な影響を受けることになる。

最初に起こった変動は 1894 年に起こった日清戦争である。日清戦争が始まると日本国内での中国人に対する処遇は厳しくなった。当時の日本政府は華人の居住地での生活に対し様々な制限を行うために勅令をだした。

その勅令の一つが居住地の府県知事に住所・氏名・職業を登録することであった。これにより居住地や職業の自由などが厳しく制限された。この登録制度によって、当時横浜に住んでいた華人の 3 分の 1 が帰国することになるが、その一方で帰国せずに横浜にとどまった華人たちは対策を講じた。1894 年 11 月に横浜中華会館⁵は中国の各海港場に、戦時居住不適格者の横浜再来を禁止した。横浜を訪れる中国人を、横浜に住む華人自らで規制をすることにより、横浜中華街の秩序と経済を守り、日本との摩擦を回避しようとしたのである [寺井 2007: 5-7]。

それにより一時は危機に陥った横浜中華街であったが、日清戦争が終結すると復興をはじめ、中華街に華人の学校が設立されるなど新しい発展を遂げた。

その後も関東大震災・日中戦争・第 2 次世界大戦により中華街は大きな打撃を受けたがそのたびに、地元住民との関係を保つ努力を続けることなどで、華人はホスト社会との結びつきを強めながらも復興していった。

横浜では中華街の設備、発展のために、1971 年に横浜中華街に店舗を持つ華人と日本人が協力して、横浜中華街発展会協同組合を結成した。同組合は横浜中華街の各入口に牌楼を建設し、中国情緒あふれる街づくりに努めるとともに、旧正月を祝う春節祭を主催し、テレビ、新聞、雑誌などマスコミの報道を通して、横浜中華街の知名度の向上を図った [山下 2000: 77-78]。

オールドチャイナタウンはダウンタウンに位置して、アクセスに恵まれホスト社会との関係が良好である場合に観光地化が進む傾向にある。

本来のチャイナタウンの重要な機能であった華人同胞へのサービス提供だけではなく、横浜中華街は日本人観光客を対象とした中華料理店、中国物産店などが集積する観光地として存在することとなった。その要因には、ホスト社会である日本人の中国文化に対する興味や関心の高さがあった。

1972 年日本と中国は国交を回復した。これを契機に日本では、全国的な中国ブームが起こり、中国語を学習するものが増加した。日本人の中華街に対する関心も高くなり、ここを訪れる観光客も次第に増加していった。

⁵ 横浜開港に華僑コミュニティによって形成された最古の公益団体。かつては在住華僑の対外折衝の窓口と位置づけられていた。

日中の国交が復興した以後、中国大陸から輸入される物品も豊富になり、中国料理店だけでなく観光客相手の中国民芸品、物産展、中華菓子店などが増加していった。日本では中国文化が観光資源として成立している。

中国料理は日本人に好まれ、本場の中華料理の味を求めて、また中国世界を疑似体験するために多くの日本人が中華街を訪れる。

そうして、横浜中華街は全国各地から観光客が訪れる観光地に発展したのである。

新改装された店舗も多く、これらの建築様式もより中国的なデザインを取り入れる傾向がみられ、景観的にも中華街としての街づくりが進められているのである。

横浜中華街の建設を皮切りに、神戸南京町や長崎新地中華街にも、新しい中華街を建設・発展させるために中華街店復興組合が組まれることとなった [王 2016]。

現在の中華街のイメージが形作られたのは、ここ最近、それも数十年間の出来事だ。日本の中華街とは中国の文化を生かしながら、日本の中で観光地として受け入れられ溶け込むように工夫され、中国人と日本人が協力して作っていったものである。

第3節 現在のチャイナタウン

現在の中華街は大通りには中華風な建物が数多く建ち、毎日たくさんの観光客が訪れている。大きな店が立ち並ぶ大通りでは段差をなくす整備が進み、道幅も広がっている。裏路地に入ると以前のような狭くて入り組んだ中華街独特な路地が残っているが、その多くは安全対策やバリアフリー化のための対策が進んでいる。

最近の中華街は、中華料理店も増えているが、ほかにも多種多様な店が出店している。古い店、タイ式マッサージ、ベトナム料理店、水族館、喫茶店、和菓子屋、クレープ屋、ファストフードなど中国と日本の文化だけにとどまらないようなたくさんの種類の店が出されている。

このように現在の日本三大中華街は中国文化と地元社会の文化が混ざりあった伝統的な中華街としての側面に加えて、中国人や日本人だけでなく人種を問わないたくさんの観光客が訪れる観光地として新たな開発と発展が今も続けられている。

それまであった中華街独特の街並みや中国料理などの中国文化を味わえるような店だけではなく、日本の流行に合わせて新しい店が立ち並び発展を遂げていくことで、それまであった中華街としての街並みが失われていくのではと考える。

中国本土から海外にやってきた一世や二世の華僑たちは、祖国である中国に対してとても強い思いや中華コミュニティを有している。しかし、その後数世代にわたり華人たちは、中国人と日本人が協力し合い、互いの文化が混ざり合うことで形成された中華街という街で生まれ、育ってきた。それによって居住先である日本に同化することを選択する華人が増えている。

それにより日本の三大中華街という、地元社会と同化することによって発展してきた世界にも類を見ないような稀有な発展を遂げた中華街が新しくやってきた華僑たちの伝統的な文化を守ることよりも自らの利益を優先する行動によって失われている。

これまで中国人と日本人が協力し合うことで生まれた中華街を守るためにも中華会館や地元社会との深い関係が必要になってくるのである。

第3章 日本のニューチャイナタウン

第1節 池袋チャイナタウン

中国の改革開放後、とくに1980年代半ば以降、中国大陸から新華僑の急増に伴い、日本最初のニューチャイナタウンが、東京都豊島区の池袋駅北口周辺に形成された。

横浜中華街をはじめとする日本三大中華街は、一般に日本人来訪者を主要な対象とした観光地化の進んだオールドチャイナタウンである。これに対して池袋に形成されたチャイナタウンは新華僑によって形成された日本最初のニューチャイナタウンとなった。

1978年末以降の中国の改革開放政策の推進に伴い、出稼ぎや留学などで世界各地へ出国する中国人が増加し、日本においても、中国人人口が急増した。中国の改革開放政策の実施以降、来日した新華僑とそれ以前から日本に居住してきた華僑たちは日本社会への適応の面で非常に大きな差異が認められた。

新華僑の日本における居住分布をみると、就職先を見つけやすく、同法が多く住む大都市である東京を中心に、その周辺の神奈川、埼玉、千葉の各県に多く住む傾向がある。法務省の在留外国人統計によれば、2020年6月末には、日本に在留する中国大陸出身者の28.6%が東京に居住し、神奈川、埼玉、千葉を加えた東京大都市圏には過半数の54.7%が居住していた〔法務省〕。

池袋は、東京都豊島区にある池袋駅周辺の繁華街であり、新宿、渋谷などとともに、東京の主要な副都心の一つである。池袋は様々な路線が乗り入れる東京の重要なターミナル駅であり、JR駅に限れば、新宿駅に次いで日本2位の乗降客数の駅だ〔JR東日本〕。

新華僑達が池袋周辺に集中するようになった主な理由は池袋周辺に日本語学校が多く立地したこと、池袋駅から徒歩5分～10分くらいの地区に老朽化した安価なアパートが多かったこと、東京有数の繁華街である池袋には、来日したばかりで日本語がほとんどできない中国人留学生でも居酒屋やレストランの皿洗いやビルの清掃などのアルバイトを見つけやすかったことがあげられる〔山下2019:287〕。

かつて池袋周辺は大学生が居住していたが、次第に豊かになった日本人学生は少々高くてもより綺麗で立派なアパートを好むようになった。そのため新華僑達は生活費を抑えるために池袋周辺の狭いワンルームの安価なアパートに2～4人で共同生活するケースが多くみられた〔山下2019:288〕。

第2節 池袋チャイナタウンの発展

新華僑達のエスニックビジネスの発展には中核となる新華僑経営のビジネスの立地が重要な意味を持つ。それが池袋チャイナタウンのシンボリック存在となった、中国食品マーケットの知音と陽光城である。

知音は1991年に池袋北口で開店した。知音のビジネスはもともと中国語の録画ビデオのレンタルサービスから発展して、池袋チャイナタウン最大の食品マーケットと書店を開業し、旅行社、中国料理店、毎月2回発行の中国語フリーペーパーを発行する総合企業に発展した。知音の立地は、池袋周辺のみならず、東京都内および周辺の埼玉、千葉などの県に在住する新華僑を吸収した。これらの新華僑の来訪者の増加に伴い、知音の周辺には中国料理店、PCや携帯電話の販売店、ネカフェ、カラオケ店をはじめ新華僑経営の店舗、オフィスが数多く開業した〔山下2019:291〕。

2002年には知音の近くに陽光城が開業した。陽光城は路面店であり、中国式の赤や黄色の目立つ店舗の外装は池袋チャイナタウンの象徴的景観となった。陽光城でも知音同様に食料品販売の他に中国語のフリーペーパーを発行している。これらの池袋で発行されているフリーペーパーの内容は中国や日本に対する時事問題、芸能などのニュースの他に中国料理店や商店などの商業広告、求人報告などに多くのページが割かれている [山下 2019 : 292-293]。

池袋駅北口周辺では 1990 年代から新華僑経営の店舗が増え始めたが、陽光城の開業が池袋チャイナタウン形成の大きな要因となった。

新華僑ビジネスの特色は、同胞である新華僑を対象としたものがほとんどである。日本三大中華街が主に日本人観光客を顧客にしているのに対して、池袋チャイナタウンの店舗の顧客は新華僑同胞である。しかし新華僑が経営する中国料理店が増加するにつれて、低価格をセールスポイントにする中華料理店が多くなり、全体的に価格競争に陥り、実際の収益が少ない状況で、経営的に苦しんでいる中国料理店も少なくない。そこで池袋チャイナタウンの中華料理店のほとんどは、日本人にもわかりやすい写真付きのメニューを用意し、日本人客には日本人の食の好みに合わせて、油や香辛料を控えめにするなどの配慮をしてより多くの日本人客を取り込む努力をしている。中には日本人客に対してきめ細かなサービスができるようにトレーニングしている店もあり、中国人客よりも日本人客をメインターゲットとして考えている場合もある [山下 2019 : 294]。

池袋チャイナタウンが形成される過程で新華僑と地元コミュニティとの相互関係は極めて希薄であった。新華僑で地元の組織に加入しているものは少なく、新華僑と地元の日本人の間には相互のコミュニケーションもほとんど見られないのが現状である。1990年代から池袋に新華僑が増加するにつれて、新華僑と地元との間でトラブルが頻発するようになった。そのようなトラブルの代表的な例としては、日本ではごみの分別回収が進んでいるが、多くの華僑はゴミ出しのルールを守らないことが挙げられる [山下 2019 : 297]。

新華僑の増加に伴い、池袋での新華僑が関係する犯罪が増加し、治安が悪くなった。新華僑経営の商店や料理店が公道である歩道上に大きな置き看板を放置したり、歩道にはみ出して商品を並べたりして迷惑を被っている。新華僑のほとんどが地元の町会や商店会に加入せずに、街灯などの電気代も払わない、などの批判もある。しかしそれに対して新華僑の代表者は、「地元の商店会や町会は新華僑の増加に伴い池袋の治安は悪化すると批判するが、池袋の新華僑の経営者たちのほとんどはまじめで、新華僑の組織を結成して非合法的な勢力の侵入を防いでいきたい」と話している [山下 2019 : 298]。

日本社会のルールを理解していない華僑もいるが、だからこそ新華僑の指導を強めることが大事である。しかし、中国では日本のような地元の組織がないのでそれに対する理解やメリットが十分わかっていないという背景がある。

地元の代表者は新華僑を排除しようとしているのではなく、友好的に付き合っていきたいが、その前提として新華僑達に「郷に入っては郷に従え」という諺どおりに行動してほしいと主張している [山下 2019 : 298]。そのためには地元住民と新華僑の間での十分なコミュニケーションが必要だ。

第3節 池袋チャイナタウンが観光地化するには

オールドチャイナタウンに属する日本三大中華街は、多数の日本人観光客を集める重要な観光地として発展してきた。これに対して池袋チャイナタウンは 1990 年代以降形成された新興のニューチャイナタウンである。

チャイナタウンには大きく分けて発達段階として萌芽期、成長期、成熟期の 3 つの段階が存在する。

池袋チャイナタウンでは展開される中華料理店や食料品販売店、パソコンや携帯電話の販売店、不動産店などの多くの顧客は新華僑同胞であり、池袋チャイナタウンはもっぱら同胞相手にサービスを提供する店舗の集合である。これはチャイナタウンの発達段階としては 1 段階目の萌芽期にあたる。

しかし新華僑経営の中華料理店、美容院、貿易業などの中には新華僑同胞に限らず日本人の顧客を多く取り込もうとする経営戦略を採用しているところもある。これは発達段階でいうと第 2 段階である成長期である。このような意味では池袋チャイナタウンは第 2 段階の成長期に入ろうとしている状態である。

3 段階目である成熟期のチャイナタウンとして日本三大中華街が該当する。池袋チャイナタウンが今後、成熟期を迎え日本三大中華街のような多数の観光客を集める観光地と化すためには、増加する新華僑達と地元住民やホスト社会との関係やコンフリクトという問題が積み重なることとなる [山下 2019 : 299]。

池袋チャイナタウンは整備や開発が行き届いていないため、治安が悪く、風俗街が多いなどの問題がある。そのためいいイメージを持たれず地元住民もあまり近づかず、観光客も訪れることはない。

観光客が訪れやすくするために、雑居ビルが立ち並ぶ街並みから、中華料理屋やシンボルとなるような牌楼を建てることで、中国文化を前面に押し出し、景観をよくする。わかりやすいシンボルや中華料理というわかりやすい名物を作ることによって、SNS やメディアに取り上げられやすくなり、東京近辺だけではなく日本全体に、池袋チャイナタウンという新興の中華街を知ってもらうことが出来る。

また、治安の問題も池袋チャイナタウンには存在する。池袋駅北口を降りてすぐの地域は風俗街やキャバクラ、ネットカフェなどが立ち並び、観光客はおろか地元住民もあまり訪れることはない。観光客が来やすい環境を作るためには、政府や地元の自治体が主体となり、そこに住む華僑達と協力して、治安改善に取り組む必要がある。日本三大中華街のように華僑と地元住民が主体となり、中国から新たにやってくる華僑たちを管理、教育できれば問題解決には近づくことになる。

他にも、中華料理の味付けも中国の料理をそのまま再現した中国人に向けた味付けではなく、横浜中華街のような日本人の好みに合わせた味付けに変えることにより、それまでは同じ華僑相手にしていた商売を日本人もターゲットに据えることが出来る。

しかし、そのような数多くの問題を乗り越えて、池袋チャイナタウンを観光地として発展させるには、ホスト社会との関係を良好にしていき、新しくやってくる華僑たちに対して華人たちや地元住民がうまくコミュニケーションをとっていくことが今後のカギとなっていく。

中国と日本それぞれ片方の文化に同化していくのではなく、互いが互いの文化と認め合い尊重し合う形で入り混じっていくことが中華街の発展には重要であると考えます。これからも中華街は時代によって形容や街並み、文化、商売相手を変容させていくところであろう。それこそが中華街が観光地として繁栄を続けていくには最も大切なことである。

おわりに

チャイナタウンが日本三大中華街のような日本中から毎日数多くの観光客が訪れる観光地へと発展を遂げるためには、地元住民との関係性、治安の改善、同族である華僑ではなくホスト社会をターゲットとした商売などが重要であることがわかった。

チャイナタウンは、時代や環境によって様々な変容を遂げてきた。チャイナタウンに居住する華僑たちは、自国の文化である中国文化を生かし、異国であるそれぞれの地域での生活や商売のために地域住民と互いに協力してきた。それぞれの地域で同胞である華僑たちだけではなく地域住民とも協力し合うことで生まれたネットワークを駆使することで商売を成功させてきた。日本の三大中華街を例にみると、その結果として、現地に同化するのではなく、日本と中国のお互いの文化が混ざり合った形で中華街という観光地ができあがったのではないかと考える。華僑たちは、日本人がその時代ごとに必要としているニーズに合わせて柔軟に適応していった。

現在の池袋駅北口周辺は風俗街やラブホテル、ネットカフェなどが多く、治安の悪さもあってか観光客が訪れることは少ない。しかし三大中華街が地元の日本文化と共生し、観光地として発展させてきたように、池袋チャイナタウンが観光地として発展できない理由はないと考える。

テレビでも街中華などの中華料理がよく取り上げられており、中国文化は日本人に非常に受け入れられている。華僑たちの教育や治安維持を地域住民たちと協力し、共生していくことが、今後世界各地のチャイナタウンが観光地として発展していくためには重要である。

【参考文献・インターネット資料】

青山樹人（2014）「【コラム】日本の中華街はなぜ生まれたのか—近代日本の黎明を支えた華僑たち」

<https://www.d3b.jp/npcolumn/4457>

2020年10月12日最終アクセス

王維（2016）「【16-08】日本各地の中華街～その歴史と特色～」

https://spc.jst.go.jp/experiences/change/change_1608.html

2020年12月30日最終アクセス

JR東日本「各駅の乗車人員 2019年度版 ベスト100」

<https://www.jreast.co.jp/passenger/index.html>

2021年1月15日最終アクセス

何彬（2010）「在日老華僑・華人の老後——横浜中華街を事例に」『人文学報』423号
https://tokyo-metro-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=repository_action_common_download&item_id=5993&item_no=1&attribute_id=18&file_no=1&page_id=30&block_id=164
2021年1月15日最終アクセス

寺井美由紀（2007）「横浜中華街——華人の歴史と商売の変化——」桜美林大学国際協力専攻
2007年度卒業論文
https://www.obirin.ac.jp/la/ico/images/_04report/2007terai.pdf
2020年12月30日最終アクセス

法務省「在留外国人統計」
<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000032030598&fileKind=0>
2021年1月15日最終アクセス

山下清美（2019）『世界のチャイナタウンの変容と形成 フィールドワークから華人社会を
探求する』明石書店

——（2000）『チャイナタウン 世界に広がる華人ネットワーク』丸善ブックス

名古屋学院大学国際文化国際協力学科
2020年 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

持続可能な観光
私たちが知らない観光の現実

21W1028 瀬古 拓也

はじめに

自身の大学生活で、多くの海外の国を訪問した。普段の生活を離れ、異なった文化に触れることによって、心身をリフレッシュする大きな効果をもたらした。

世界における観光客は年々増え続けている。2018年には約14億人の人々が世界を移動し、世界の観光収益も約1兆7000億ドルとなった〔UNWTO 2019：2〕。観光は、本来、受け入れる地域にとっては、恩恵の多いものである。観光客が宿泊や、買い物でお金を落とし、経済効果ははかり知られない。国を訪れ、その国を好きになってくれることは、お互いの理解や平和につながってくる。しかし、その観光が、人々の生活、自然に悪影響を与える事があると思ってもよらなかった。

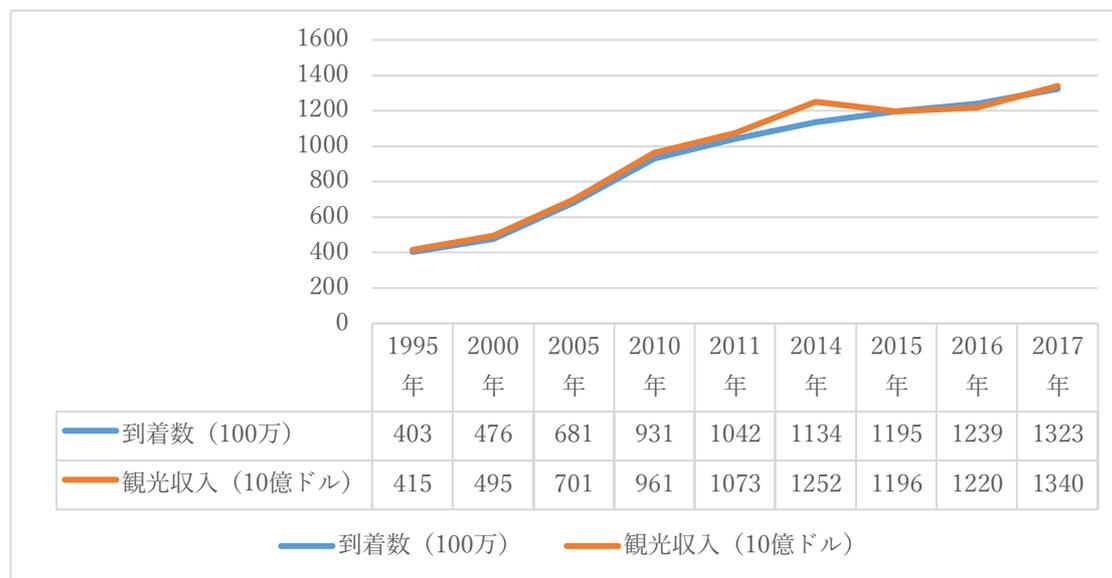
本論では、観光によりどのような恩恵を受けて、さらに世界でどのような問題が発生しているか明らかにしていく。第1章では、観光客が増えていく中、どのような悪影響があるかを概説していく。第2章では、日本国内の観光がどのような影響をもたらしているのか、第3章では、2020年に世界中で猛威を振るった新型コロナウイルスと観光についてまとめる。

第1章 世界の状況

第1節 観光客の移動数と観光収入

過去数十年の国際観光客到着数は、ここ数十年右肩上がりに増えてきた。1990年に国際観光客到着数は約4億人、2000年は約6億人、2018年は約14億人と世界中で観光客が増加したことが分かる。また、2030年には18億人になると予想もされている〔UNWTO 2018：4〕。

図1 国際観光客数及び観光収入



(出典) UNWTO [2019：3] をもとに筆者作成

その要因として考えられるのは、過去数十年間で都市部は急激に変容し、その人口は著しく成長したことである。国際連合によると、1990年には世界の人口の43%が都市部に住んでいたが、2015年には54%に成長し、2030年までには60%に達すると言われている [UNWTO 2018: 4]。この急速な都市化と並行して、経済開発、移動費用の低下、旅行手続きの円滑化、先進国・新興国・地域経済における中間層の成長に導かれた観光部門の成長により、ビジネスとレジャーを目的とする旅客にとって都市はますます人気の目的地となり、多くの人々が移動した。さらにここ数年、アフリカや中東などで観光客数が急激に成長し、加速している。

観光による収益も1995年には約4000億ドルだったのが、2008年には1兆ドル、2017年には1兆340億ドルと、ここ数年右肩上がりで見られ続けている（図1）。

急速な観光客の増加はどのような影響を及ぼしているのだろうか。第2節では、国連世界観光機関（UNWTO）が作成した資料をもとに観光のプラスの面、マイナスの面を見てきたい。

第2節 観光のプラスの面、マイナスの面

UNWTOは、プレダ応用科学大学レジャー観光ホスピタリティ専門技術センターの大学准教授コー・コーエンズ博士及びNHL ステンデン応用科学大学ヨーロッパ観光未来研究所アルバートポマス博士並びにベルナデット・パップ研究員の協働で、観光による都市とその住民に対する影響について調査した。観光はただ単に娯楽を求めるだけでなく、観光により人々の交流が増え、自国の良い部分を国際社会へとアピールでき、歴史的建造物の保護、修復資金の確保、さらに観光業における季節的な仕事で雇用も作り出すことが出来るなどプラスの調査結果が出ている。一方賃貸住宅、タクシー、ショップ、レストラン、公共交通機関の価格上昇、さらには汚染、騒音、ポイ捨て、交通機関の過密というマイナスの面も結果として出ている（表1）。

表1 観光の肯定的、否定的理解

プラス	マイナス
多くの国際文化に触れられる	賃貸住宅の価格上昇
多くのイベント作り出す	民家の価格上昇
良いイメージを与える	タクシー価格の上昇
街の歴史的建造物の保護	ショップの価格上昇
伝統的建築物の修復	レストラン・カフェの価格上昇
観光業における季節的な仕事	公共交通機関の価格上昇
多くの美術、文化的な物の供給	レジャー施設の価格上昇
多くの観光宿泊施設の建設	地域住民の住宅減少
訪問者と知識文化共有	公共交通機関の過密
多くのレジャー施設の建設	汚染、騒音、ポイ捨て
街の活気	通り、歩道の過密

（出典）UNWTO [2019: 4] をもとに筆者作成

表2 観光は各国にどのような影響を与えているか？

	通り・店・交通 機関の過密	住宅コスト増加	商品・サービスの コスト増加	輸送費の増加
アルゼンチン	51%	51% 3位	56% 2位	42% 2位
オーストラリア	52%	45%	49%	39% 3位
ベルギー	41%	44%	40%	33%
カナダ	43%	41%	43%	32%
フランス	41%	42%	38%	26%
ドイツ	41%	44%	36%	36%
ハンガリー	45%	47%	51%	36%
イタリア	43%	43%	42%	34%
日本	35%	29%	33%	28%
ポーランド	36%	46%	43%	36%
韓国	65% 1位	65% 1位	70% 1位	61% 1位
スペイン	56% 2位	56% 2位	55% 3位	39% 3位
スウェーデン	55% 3位	45%	45%	38%

(出典) UNWTO [2019: 8] をもとに筆者作成

本来、観光というビジネスは地域を活性化するものであり、その主役でもある地域住民にとって悪影響があるものであってはならない。スペインでは観光客が押し寄せることにより一部の住民による反観光デモが起こるようになってきているといわれる[西東 2018]。「せっかく観光地を訪れたのに混雑していて楽しめなかった」「観光地がゴミだらけで不快だった」などと印象に残るのは非常に残念なことである。マイナスの面が大きくなるのが原因で観光客の満足度が減少すれば、観光客が減り、その分収入が減ることが予想される。観光資源である文化遺産や自然が損なわれれば、地域における「観光」そのものが成り立たなくなるだろう[西東 2018]。

このような観光による悪影響を表したことが「オーバーツーリズム」である。2016年に Skift 社が「オーバーツーリズム」という用語を提示、その後商標登録を行い、いくつかの定義が作られた。オーバーツーリズムは、「目的地の全体またはその一部に対し、明らかに市民の生活の質または訪問客の体験の質に悪い形で過度に及ぼされる観光の影響」と定義されている[UNWTO 2018: 4]。レスポンシブル・ツーリズム・パートナーシップ¹という団体は、オーバーツーリズムを「サービス事業者、顧客、地域住民、訪問客を含むすべての人たちが、訪問客が多すぎて、その地域での生活の質または体験の質が受け入れられないほど悪化していると感じる目的地」と定義する。

オーバーツーリズムは観光を通じて、その場所に住んで良し、訪れて良しとするとは反対の意味になる。このような用語が提示されたのは、地域住民と、訪問客の双方が悪化するのを防ぐためでもある。世界におけるオーバーツーリズムへの注目は高まっており、2018年

¹ 観光に携わるすべての人が、その土地の環境や文化などに与える影響に責任を持つべきであるという考えのもと、より良い観光地をつくる動きのこと。

に4月にはイギリスの「The Telegraph」紙において、「オーバーツーリズムを2018年のワールド・オブ・ザ・イヤーにすべき」という内容の記事が掲載されるほどである[UNWTO 2018: 4]。日本でも2018年7月には観光庁が「持続可能な観光推進本部」を設置し、オーバーツーリズムは日本においても看過できない問題になっている[UNWTO 2018: 4]。

第3節 各国のオーバーツーリズムの状況

第2節では、成長する観光業がプラスだけでなく、マイナスの影響も与えていることを指摘した。第3節では、オーバーツーリズムについて、各国がどのような状況にあるのかを見ていきたい。スペインのバルセロナ市は、1992年バルセロナオリンピック契機に観光復興に注力し、市の重要施策に観光を位置づけた。その後2007年には延べ宿泊観光客数が1992年の3.5倍の1400万人に増えた。2010年の一時期にはフランスを抜いてインバウンド客数が世界1位になるなど目覚ましい成果を上げた。その反面、人口の20倍を超える観光客が殺到することにより様々な問題を抱えるようになった[崔 2020: 3]。

バルセロナ市内は混雑、騒音、ゴミ、物価の上昇、都市部における居住環境の悪化、モラルの低下、マンション価格や賃貸料の高騰などの問題が起きている。過度な観光客増大によるネガティブの影響は、地域社会、経済、環境に及んでいる[崔 2020: 3]。

観光による弊害がマスコミから報道され、反対デモなども過熱し、2015年には観光対策を選挙公約とした市長の当選を機にオーバーツーリズムに対する対応に着手した。市長は「バルセロナをきれいな街を再生させる」と宣言し、今後1~2年間は観光に関連した商業施設の開設や建物の新設禁止を決定した。観光客にも人気が高バルセロナ大聖堂とその周辺歴史地区では、カフェテリア、自転車レンタルショップ、24時間スーパーなどの開設が禁止された。2年間新規ホテルも建設もできなくなり、すでに38のホテルの建設プロジェクトが中止になった。また、周辺自治体との連携やバルセロナ市内における超過観光税により、観光客を中心部から近隣へ誘導するように努めた。しかし、民宿物件が急増したタイミングと重なったこともあり市中心部の宿泊者は増え続けた。不満を抱いた市民の間では、ツアーバスを攻撃して観光客排斥のビラを撒いたり、観光業者への抗議デモを行ったりするなど、反対行動が過激化している[崔 2020: 3]。

「観光客削減計画」で最も懸念されるのは、経済への影響である。観光収入はバルセロナのGDPの14%を担うほか、12万人の雇用に繋がっており、同産業が後退することに関連産業が猛反発していることである。スペインにおいて観光産業は極めて重要な産業で、GDP12%を担っていることから観光業に「後ろ向き」となることは、スペイン全体への影響もある程度出てくると予想される[崔 2020: 3]。

韓国でも同様に、観光客の過剰現象で悲鳴を上げていることが多数ある。韓国の場合、ジェントリフィケーション現象²が観光地化によって加速されていき、大きな社会問題になっている。

代表的なところとしてソウルの韓屋村の北村が挙げられる。押し寄せる観光客のため居住環境が悪化していく反面、ホットプレイスになることによって地価上昇、賃貸料上昇が起

² 都市において、比較的低所得者の居住地域が再開発や文化的活動によって活性化し、結果、地価が高騰すること。

きる。住んでいた住宅は急に宿泊施設、民宿に変わり、街の八百屋さんや美容室などは、カフェや飲み屋に変わる。住民は騒音やごみ、汚臭等で苦しんで、その地域から移住する。また既存のお店を運営していた人々は、賃貸料の上昇で追い出されるような現象が起きている。住宅街が商店街化へ加速化していくことによって街の個性も薄れていき、最終的には街の魅力も失い、持続可能な観光地としての存続は厳しくなると予想される [崔 2020:3]。

ソウル市では、「観光許容時間制」を設けて午前 10 時から午後 5 時までの時間だけ観光できるように法規を定めているが、強制力がなく有名無実な法規になっている [崔 2020:3]。

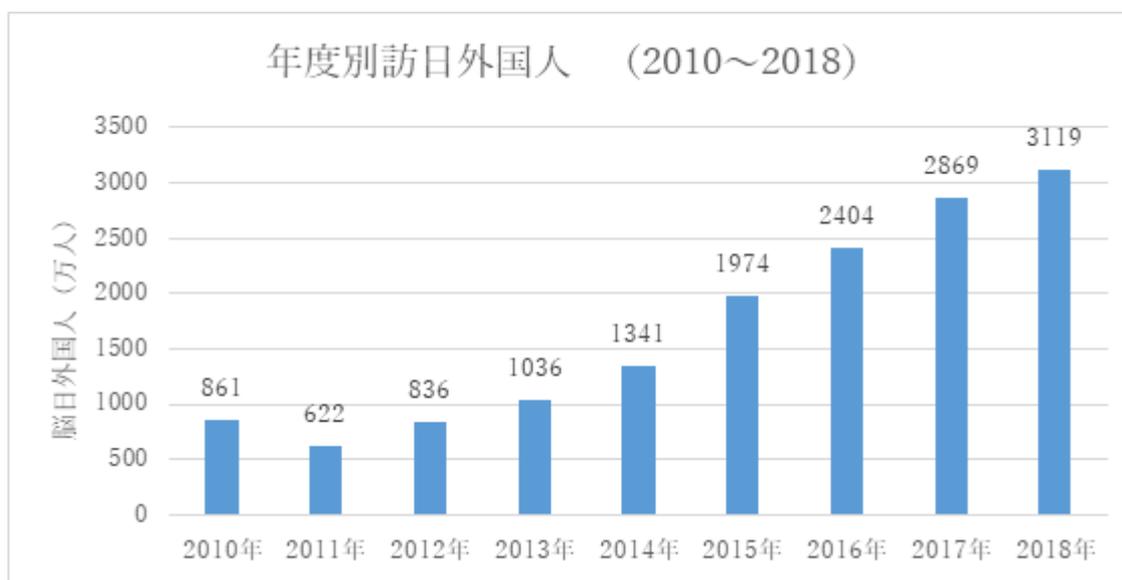
第 2 章 日本の現状

第 1 節 訪日外国人の推移とその要因

訪日外国人観光客は、2013 年から 1000 万人を超え、2016 年には 2000 万を超え、さらに 2018 年は 3000 万人を超え、のちにインバウンド 4000 万人の時代になるといわれている。

さらに、年度別で訪日外国人観光客の推移を見ていきたいと思う。2010 年頃から訪日外国人観光客は 1000 万人に迫る数になってきており、2011 年東日本大震災が起これ、前年度よりも訪日外国人観光客が減ったが、翌年の 2012 年からは右肩上がりで、訪日外国人観光客は増えている。2012 年と 2018 年を比較しても訪日外国人観光客が 3 倍から 4 倍近くに増えており、その中でも 2011 年から 2015 年の訪日外国人観光客数の成長率は世界で最速であると言われている伸び率である (図 2)。

図 2 年度別訪日外国人 (2010~2018)



(出典) 日本政府観光局 (JNTO) をもとに筆者作成

ここまで訪日外国人観光客が増加している要因を探っていきたいと思う。一番大きな要因としては、政府主導の「観光立国」樹立を目指した一連の政策と考えられる。日本は 2003

年に「ビジット・ジャパン」と銘打ち、観光立国に向けて第一歩を踏み出した。その後 2015 年には新たに「観光ビジョン」が策定されて、「世界が訪れたい日本」を目指し、民間企業も積極的に巻き込んだ改革を取り組みだした。

2018 年の政府からの発表によると以下の政策が訪日外国人観光客の増大に効果的だったという見方を示している [インバウンドプロ 2019]。

1. ビザの発行条件の緩和
2. 免税制度の拡充
3. 出入国管理の充実
4. 航空ネットワークの拡大

例えば、ビザの緩和では、「ビジット・ジャパン」の事業重点国としていた国のうち、ビザの発給が厳しかった 5 カ国（中国、フィリピン、ベトナム、インド、ロシア）へのビザの発給をやすくした。この結果中国からの観光客は 100 万人以上増え、2015 年から 2017 年の国地域ごとの訪日観光客数を比較した場合もベトナムで 40% 増、フィリピンで 37% 増、中国で 32% 増、ロシアで 30% 増、インドで 7% 増となっている。このように訪日観光客数は 4 つの要因がありものすごいスピードで増加している [インバウンドプロ 2019]。

第 2 節ではインバウンドにより追い風になっている業界を取り上げていきたい。

第 2 節 インバウンドの効果による追い風

訪日外国人旅行者の増加に伴い、大都市や観光地ではホテルの需要が高まっており、地価を押し上げている。建設計画が相次ぐ大阪市の商業地は、全国の上昇率 1～5 位を独占した。

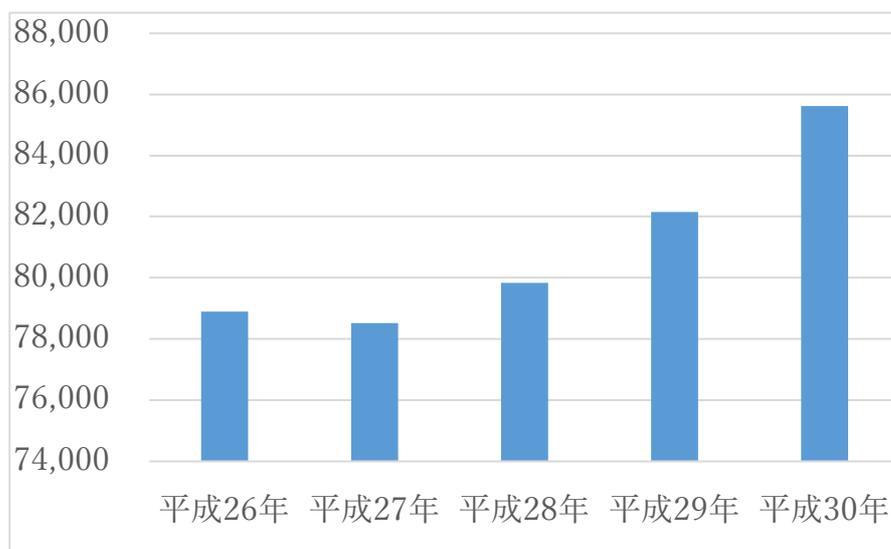
大阪府は、宿泊施設の客室稼働率が 2016 年で最も高かった。大阪市内では、ホテルに加え飲食店や中国人に人気のドラッグストアの出店も多い。道頓堀地区は前年比 41.3% で、上昇率が全国 1 位となった。京都市中心部もホテル不足が顕著となっている。外国人に人気の高い八坂神社付近の商業地は 29.2% 上昇。周辺では、需要の高さに比べ、売り出される物件が少なく驚くような高値での取引もある [産経ニュース 2017]。

こうしたインバウンドによる成長は、オリンピック後には、落ち着くと考える人もいるが、訪日外国人が今後も増えていくと、ホテルや商業施設へのニーズも高まり、建設業界も継続的に成長をしていける可能性は高い。やはりインバウンドは建設業界の成長、影響を与えていくだろう。

ここで国内における日本国内のホテル数の推移をみる (図 3)。インバウンドの効果もあり国内全体でホテルの数は年々増加をしている。これは、建設業界には追い風だと考えられる [チャウ 2017]。

建設業界同様に、小売業にとっても、インバウンドは追い風になっている。訪日外国人観光客の国内消費額は 2017 年に 4 兆 4161 億円 (前年比 17.8% 増) と初めて 4 兆円を突破。今後東京オリンピックを見据え政府は 8 兆円を目指しておりさらなる消費市場拡大が見込まれる。日本の少子高齢化が進む中、訪日外国人観光客の旺盛な消費取り込みは死活問題となっている。百貨店業界における 17 年の免税売り上げは前年比 46.3% 増、爆買いブームに沸いた 2015 年の 1943 億円を大きく上回り、過去最高を更新した [江上 2018]。

図3 日本国内ホテル数推移



(出典) 厚生労働省 [2019: 5] 「平成 30 年衛生行政報告例」をもとに作成

百貨店業界全体の17年売上高は5兆9532億円、4年連続でマイナスが続いている中で、明るい材料となってくる。特に化粧品や婦人向けの装飾品雑貨の人気が続いている。しかし、百貨店は営業時間が19時から20時に閉店という事で観光地を巡ったり、食事をした後のお客さんを取り込んだりするのは難しい。その中で、24時間営業しているコンビニエンスストアや深夜遅くまで営業をしているドラッグストア、ディスカウントストアは右肩上がりに売り上げを伸ばしている。インバウンドによる売り上げアップは営業時間と関係してくる[江上 2018]。

インバウンドにより恩恵を受けるだけでなく、日本の各地でもオーバーツーリズムにより日本の玄関口空港、世界遺産、観光都市で様々な問題が発生している。第3節では私自身、気になっており、日本でも話題になっている3つの問題を取り上げたい。

第3節 日本のオーバーツーリズム

世界遺産である富士山は今、世界遺産の登録抹消の恐れがある。そのため入山者を抑制する方法として2014年に「富士山安全協力金」を導入して、分散登山のための情報提供を強化している。

対応の背景として、ゴミや水利用が増えて自然環境が毀損され、登山道や山頂が混雑し安全確保が難しくなった事情に加え、UNESCOの要請が告げられている。2013年に世界遺産に登録された富士山に対し、UNESCOは「信仰の山としての神聖性」を損なうとして、入山者の抑制を求めた。要請に応えない場合には登録抹消の可能性もあることから、山梨県、静岡県と地元市、町村が検討を重ね、環境保護や登山環境の整備、安全対策に充てるため、任意徴収型入山料の創設で合意した。当初は試験的に協力金を導入し、2014年から本格的に移行した。協力金は、五合目以上の登山者一人当たり1000円と低額に抑えられたものの、徴収率が目標の70%に届いたことはなく、2017年は前年比マイナス3.3%の48.2%であった。

入山者アンケートの大半は協力金に賛成ではあるが、制度が浸透していないうえ、「登山口の受付での現金払い」という徴収方法がネックになったと考えられる。徴収率アップに向け、受付周辺の声掛けスタッフが増員されたほか、ネット上の事前支払いも可能となったが、現状、ネット経由は全体の2%にとどまる。分散については、地元自治体の実態調査に基づいて安全快適に登山可能な1日当たり上限人数を算定したうえで、混雑予想日を避けるように広報に努めている。これに対し、分散を奨励するだけでは、混雑解消は難しい、実際の混雑ぶりに比べて上限規制が緩く安全確保に効果があるか疑問、等の指摘がある一方、宿泊業者等からは上限設定はビジネスの障害となりかねないという懸念も聞かれるという〔高坂 2019：111-112〕。

続いて日本でもトップクラスの人気がある観光地・京都府では、観光客が2015年から2017年までの3年連続で5500万人を突破していたが、一転して2018年は国内海外合わせた観光客数が前年比のマイナス3%の5362万人となった。海外の観光客は市内に宿泊しない客13%、宿泊客は11%増加し、日本人客の宿泊客も10%増と堅調ではあったが、もっとも多く占める、日本人日帰り客がマイナス9%となり、トータルとして減少となった。

日本人日帰り客減少の一因として、近年のあまりの混雑を避けた可能性が高い。京都市産業観光局「京都観光総合調査」の満足度調査によると、日本人が残念に感じた要因として「人が多い・混雑」とする回答が17%（前年比2%増）と最多で、他にも飲食店やトイレの混雑、渋滞を問題視する回答の割合が高い〔高坂 2019：111-112〕。

京都市では、観光客が来訪するたびに様々な問題が生じている。交通関連では、渋滞、路上駐車その他、バスなどの公共交通機関を利用するための待ち時間が長く、場合によっては乗車を断念せざるを得ない事もある。また、白タク行為が増え、その車両が長時間路上駐車するため、交通渋滞を一層悪化させている〔高坂 2019：111-112〕。

生活面では騒音、ごみ捨て、住宅等敷地内への立ち入りや覗き込み、落書き、外国人向けの開業による住環境の劣化、民泊施設による伝統的町並みへのダメージ、失火への懸念がある〔高坂 2019：111-112〕。

経済面では生鮮品等売り物に触ってダメージを与える、さらに京都ならではの例として、賽銭箱に外貨の投げ込み、芸者さん当の悪戯等の写真も指摘されている。沢山の観光客で賑わっている京都府ではあるが持続可能な観光にしていくために多くの課題もある〔高坂 2019：111-112〕。

最後に、日本に入国する際の玄関口である空港では、忘れものに悩まされている。日本での観光を終えて帰国をする外国人観光客がスーツケースを置き去りにしていく。日本で大量のお土産を購入した観光客が、持参してきたスーツケースに収納できなくなり、一回り大きなスーツケースを購入し、空港で商品を差し替える。もってきた古いスーツケースは不要になる。多い日には10個以上のスーツケースが空港の隅に放置される。個人のスーツケースであるために「ごみ」として処理をしてよいのかわからず、処理できなくたまっているのも現状である。さらに国際空港では、深夜早朝に出発するLCCの増加もあって登場手続き前、または到着後に空港のロビーなどで過ごす「夜明け客」が外国人を中心に増加し、治安の面でも心配の声が上がっている。多くの観光客を受け入れる玄関口空港の治安悪化は大きな課題である〔伊沢 2019〕。

第3章 新型コロナウイルスが観光業に与えた影響

第1節 コロナウイルスによる航空業界への影響

新型コロナウイルス感染症の拡大で、世界的に人の移動が制限された。それにより国内外から各地への人の移動が激減した。観光産業には非常に影響が大きい。2020年4月の訪日外国人は2900人、統計が開始された1964年以来最少になった。これは前年度2019年4月と比べると99.9%の減少となった〔刈部2020〕。

日本への入国制限が厳しくなるにつれて、国際線の減便・運休が続いている。国内の19航空会社が加盟する協会が4月上旬に発表した数字によると、2～5月の各社の旅客収入は5000億円押し下げられるという見通しだ。2020年3月23日の時点では、4000億円以上の減少見込みとされていたが、従来の見通しを1000億円拡大したことになる。また、当初1兆円規模としていた年間の減収見込み額だったが、現在の状況が1年以上続いた場合、2兆円規模の減収となる可能性も出てきた〔刈部2020〕。

2021年1月時点で、日本が出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う地域は、73カ国・地域となっている。これにはJNTO（日本政府観光局）の重点20市場に加えEUに加盟していない欧州16カ国や中東5カ国、中南米6カ国、アフリカ4カ国なども含まれている〔外務省〕。逆に日本からの渡航者や日本人に対しての入国に際して条件や行動制限をとっている国・地域はさらに多く、143カ国・地域となっている〔外務省〕。

このように、インバウンド、アウトバウンド共に入国制限がかかっている影響で、航空便の利用者は大幅に減少した。全日空や日本航空は4月の国際線については当初の運航計画と比べて9割を超える減便としていたが、5月も同様の減便となった。本来ならばゴールデンウィークも含みかき入れ時でもあり、大きなダメージとなった〔刈部2020〕。

例えば、羽田空港では出発全141便のうち12便は出発したものの、129便が欠航した。運航した便でも乗客が一桁台という便もあった。国際空港運送協会の発表でも、2020年第二四半期のスタートは世界で70%減便、アジアで75%。欧州では90%に減便を予想。今年1年間の旅客数は前年比で48%減少すると見込み、航空界会社旅客収入は前年比55%減となる3140億ドル（約33兆6700億円）の減収となる見込みとなっている〔刈部2020〕。

2019年の訪日旅客数の伸び率は前年比で2.2%、東日本大震災の影響で伸び率がマイナスに転じた2011年以來の低い伸びであった。外国人旅行消費でも前年比6.5%増と伸び率は低迷。そこへきての今回の新型コロナウイルス感染症の拡大による世界の旅行需要の冷え込みで今年、さらには来年度以降も厳しくなってくると考えられる〔刈部2020〕。

新型コロナウイルスにより大きなダメージをうけた観光業界だが、第2節では政府主催のGoToキャンペーンの効果について書いていきたい。

第2節 GoToキャンペーン with コロナ

東京商工リサーチによると2020年10月9日現時点で、新型コロナウイルス関連の経営破綻は、同年2月からの累計は全国で579件となっている。業種別で見ていきたいと思う。来店客の減少、休業要請などで打撃を受けた飲食業が90件で最多である。次いで、百貨店や小売店の休業が影響したアパレル関連が64件、インバウンドの需要消失や旅行・出張の自粛が影響した宿泊業が51件と続き、3業種での経営破綻が突出している〔東京商工リサ

ーチ 2020]。

このように、新型コロナウイルスにより打撃を受けた宿泊業界、飲食業界に対して、政府が支援策として開始したのが GoTo トラベル（観光庁）、Go To Eat 事業（農林水産省）である。

まず、簡単に GoTo トラベルを簡単に説明したい。GoTo トラベルでは、旅行代金の 35% +15%の地域共通クーポンが配布される仕組みとなっており、旅行代金の上限金額は 1泊あたり一人 4 万円分（日帰りの場合は 2 万円）である。宿泊する場合は宿泊料金が対象であり、飛行機・新幹線と宿泊施設がセットになったプランであれば交通機関も含めて合計金額が 1泊あたり 4 万円を上限に割引される。1泊 2日 で 4 万円の場合は、35%分の 1万 4000 円が割引されて支払額は 2万 6000 円となり、さらに地域共通クーポンが 6000 円分発行される。地域共通クーポンは 7月 22 日の GoTo トラベル開始時点では準備が間に合わなかったこともあって 35%割引のみであったが、東京発着除外が解除されたタイミングと同じ 10月 1 日から発行が開始された [鳥海 2020]。

観光庁が GoTo トラベルを開始した 7月には 2000 万人が宿泊した。さらに 8月にはキャンペーンを用いた旅行が本格化する月となり、宿泊業界を前進させる起爆剤となった。8月の宿泊者は 2万 6000 万人、7月と比べても 1.2 倍とさらに宿泊者が増えた。日本旅行業協会の統計によると、8月の大手旅行サイトにおける予約件数は、32 都道府県で前年同期を上回った。最も予約件数が増加したのは和歌山県で、前年同期比 187.8%となり、次いで奈良県 164.1%、徳島県が 149.4%とこれに続いており、都市圏ではなく地方に人気が集まったのが特徴となった。また、最も予約件数が減少したのは東京都で前年同期比 54.9%となった。同様に大阪府で 60.4%、沖縄で 71.6%と、都市や人気の観光地で減少が目立つ結果となったが、少しずつではあるが GoTo トラベルで経済は回復しつつあり今後期待できる [鳥海 2020]。

次に宿泊費の 15%分にあたる地域共通クーポンについて見ていく。10月 1 日から配布が開始された地域共通クーポンは、地域経済に大きく貢献している。地域共通クーポンは、宿泊する都道府県に加えて隣接する県でも利用できる。クーポンに利用できる都道府県が記載されており、加盟店での利用が可能となっている。そして今回、経済効果を大きく生むこととなった要因は、チェックアウト日までしか利用できないと有限のルールだと考えられる。有効期限が短いことで、旅先で必ず消費しないといけないという心理が働き、宿泊施設でのドリンク代やお土産の購入、旅先の飲食店、お土産店、観光施設、移動のタクシーなどで多く使われている。旅先で最後まで使いきれなかった場合でも、帰りの空港、駅、サービスエリアなど売店で最終的には利用するケースも多いという。地域共通クーポンがあることで、旅先で少し贅沢をしたり、お土産をいつもより多く購入したり、国の支援による地域経済への効果も 10月以降も出ている [鳥海 2020]。

コロナウイルス感染拡大に予防・対策しつつ、経済を回していかないといけない。そこで第 3 節では観光庁が発表した感染防止の注意点を紹介したい。

第 3 節 新しい旅のスタイル

新型コロナウイルスの感染拡大が心配される中、日本では観光復興に向けて、2020 年 6 月 19 日に県外をまたぐ移動が緩和された。旅行連絡会は国土交通省・観光庁のもと、新し

い生活様式にならい、旅行者視点で感染防止のための注意点をまとめた「新しい旅のエチケット」を策定した。旅行者向け「新しい旅のエチケット」とは、旅行時の感染防止する基本的な留意事項に加え、旅行の各場面（食事、移動、宿泊、観光施設、ショッピング）ごとの留意事項となる [LIVE JAPAN 2020]。

そこで観光をする際に一人一人が頭にいられておくべきことを国土交通省・観光庁が出しているものを紹介する。

「マスクを着け、私も安心、周りも安心」

飛沫感染防止のため、マスクを着用することで、自分の身を守るだけでなく、周りの人の安心、感染を防ぐことを呼びかけるもの。

「楽しくも、車内のおしゃべり控えめに」

旅先ではついつい話が盛り上がってしまうかもしれないが、飛沫感染防止のため、控えようと呼びかけるもの。

「旅ゆけば、何ともあれ、手洗い・消毒」

旅先ではモノに触れる機会が多く、公共の場所や旅先にはアルコール消毒液などが置いてある場合が多い。移動した際にはこまめに手洗い消毒をすることを呼びかけるもの。

「混んでたら、今はやめて、後からゆっくり」

混雑している場合は「密閉」「密集」「密接」を避けるため、空いている時間帯や日を狙うなど時間をずらす。または、後日に行くことに変えることを呼びかけるもの。

「握手より、笑顔で会釈の旅美人」

なるべく握手は避け、笑顔で挨拶すると呼びかけるもの。

「おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ」

食事の際、会話はほどほどに、料理の味を思う存分に楽しむとことを呼びかけるもの。

「間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり」

入場や会計街の際など、並ぶときは人と人の間隔を開けるよう呼びかけるもの。

「こまめに換気。フレッシュ外気は旅のごちそう」

旅先でもなるべくこまめに換気を行い、適度に空気の入れ替えを呼びかけるもの。

「毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ」

毎朝体温検査を行うなど、自身の体調をチェックすることを呼びかけるもの。

「お土産は、あれこれ触れず目で選ぼう」

旅先でのお土産選びの際、なるべく触れずに、眼で見えて選び買うことを呼びかけるもの。

どの標語も日本の川柳にならって、五七五の形式になっていて覚えやすくなっており、新しい旅のモデルとなってくる。

新しい旅のエチケットのポスターには、「一人一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります」と書かれており、観光をする側も、受け入れる側も新型コロナウイルス感染拡大に注意をしながら、経済を回していくことが大切となる。

おわりに

世界の各地で、オーバーツーリズムが問題となっているが、観光がその国、地域に悪影響を与えるものであってはならない。未来の経済、社会、環境へと配慮した、「持続可能な観光」が必要となってくる。

第1章では、世界の観光客がどのように増え、観光により、どれだけの収益を上げられるか見てきた。その中で、観光の良い面、悪い面、世界各地でおきている問題について考察した。観光を通して、世界に自国の良い面をアピールでき、さらに観光客により街の活性化、資金の確保ができる。しかし、良い面の反面、マイナスな面も大きいこともわかった。スペインでは、インバウンドにより国民の生活に悪影響がおこり、一部市民による暴動騒動も発生している。観光をする側、受け入れる側にとってお互いの関係が大切になってくる。

第2章では、日本の現状について考察した。東日本大震災により、一時は訪日外国人観光客が減ったものの2019年まで右肩上がりに増加していった。インバウンドによりホテルの建設ラッシュ、少子高齢化で消費額が落ちているところ、訪日外国人観光客による消費により、建設業界、小売業界には追い風となり、日本経済にも好影響となった。しかし、日本も世界同様に様々な問題を抱えていた。富士山は世界遺産の登録抹消の危機、京都市では、街の混雑、騒音、ポイ捨て、市民生活に影響する事態になっている。訪日外国人観光客を受け入れる玄関口では、スーツケースの放置、空港で一夜を過ごし治安に関する問題も発生している。国をあげて考えないといけない問題もあるが、ポイ捨て、夜中に街で騒ぐ騒音問題など一人一人の行動で、解決できる問題もある。旅行をする際は今一度自分の行動を見つめ直し観光を行って欲しい。

第3章では、2020年猛威を振るった、新型コロナウイルスと観光について考察した。

新型コロナウイルスにより真っ先に影響を受けた航空業界を取り上げた。国内の観光業が冷え込む中、政府主催のGoToキャンペーンにより少しずつ回復傾向になってきた。コロナ禍の中、観光業を潰さないためにも、観光をする側、受け入れる側のコロナ対策を政府の提言のもと記した。一人一人が基本のコロナ対策をおこない経済を回して欲しい。

【参考文献・インターネット資料】

LIFULLHOME'S (2016)「観光産業に成長に向けた課題の一つ「宿泊施設の不足」」

https://www.homes.co.jp/cont/press/report/report_00149/

2021年1月16日最終アクセス

LIVE JAPAN (2020)「観光庁「新しい旅のエチケット」発表——感染リスクを避けた楽しい旅行を」

<https://livejapan.com/ja/article-a0004608/>

2021年1月16日最終アクセス

NHK ニュース (2020)「新型コロナで世界の観光産業 34兆円損失リーマン後の3倍以上」

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200822/k100125778181000.html>

2021年1月16日最終アクセス

UNWTO (2019) 「International Tourism Highlights 2019 年日本語版」

<https://www.e-unwto.org/doi/pdf/10.18111/9789284421374>

2021年1月16日最終アクセス

—— (2018) 「「オーバーツーリズム (観光過剰)」? ——都市観光の予測を超える成長に対する認識と対応」

https://unwto-ap.org/wp-content/uploads/2019/11/overtourism_Ex_summary_low-2.pdf

2021年1月16日最終アクセス

朝日新聞 (2019) 「関空に置き去りスーツケースの山 訪日客に捨てられて…」

<https://www.asahi.com/articles/ASL2H2DZ5L2HPLFA001.html>

2021年1月16日最終アクセス

インバウンドプロ (2019) 「遂に 3000 万人突破! ? 日本の訪日外国人推移とその理由を徹底分析」

<https://inbound-pro.com/article/299/>

2021年1月16日最終アクセス

江上佑美子 (2018) 「インバウンド“4兆円”の財布争奪戦で小売業界に明暗」日刊工業新聞

<https://newswitch.jp/p/11874>

2021年1月16日最終アクセス

オスカー・チャウ (2017) 「建設業界に対して、インバウンドが及ぼす影響とは？」

<https://www.gldaily.com/inbound/inbound4781/>

2021年1月16日最終アクセス

外務省「新型コロナウイルスに係る日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国に際しての条件・行動制限措置」

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

2021年1月17日最終アクセス

刈部けい子 (2020) 「コロナウイルスによる航空業界への影響は? 減便・運休で航空会社大減収1年続くと2兆円の可能性」

<https://www.yamatogokoro.jp/inbound.data/38098/>

2021年1月16日最終アクセス

観光庁 (2020) 「宿泊旅行統計調査 (令和2年7月・第2次速報・令和2年・第1速報)」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/content/001365141.pdf>

2021年1月16日最終アクセス

厚生労働省（2019）「平成30年衛生行政報告例」

https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/18

2021年1月17日最終アクセス

国土交通省観光庁「明日の日本を支える観光ビジョン」

<http://www.mlit.go.jp/common/001126601.pdf>

2021年1月16日最終アクセス

西東美智子（2018）「日本も他人事ではない『オーバーツーリズム』持続可能な観光のために企業ができること」

<https://www.vision-net.co.jp/morebiz/overtourism/>

2021年1月16日最終アクセス

佐滝剛弘（2019）『観光公害——インバウンド4000万人時代の副作用』祥伝社出版

産経ニュース（2017）「商業地、大阪が全国1位～5位を独占 訪問客需要、京都や福岡で20%超上昇も」

<https://www.sankei.com/smp/economy/news/170321/ecn1703210022-s1.html>

2021年1月17日最終アクセス

高坂昌子（2019）「求められる観光公害（オーバーツーリズム）への対応——持続可能な観光立国に向けて——」

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/jrireview/pdf/10798.pdf>

2021年1月16日最終アクセス

東京商工リサーチ（2020）「「新型コロナウイルス」関連破たん（10月9日17:00現在）」

https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20201009_01.html

2021年1月16日最終アクセス

鳥海高太郎（2020）「検証「GoToトラベル」～若者が高級ホテルへ クーポンに経済効果」

<https://bizgate.nikkei.co.jp/article/DGXMZO6604313010112020000000?page=2>

2021年1月16日最終アクセス

日本政府観光局「年別 訪日外客数、出国日本人数の推移」

https://www.jnto.go.jp/jpn/statistics/marketingdata_outbound.pdf

2021年1月16日最終アクセス

旅行連絡会（2020）「新しい旅のエチケット」

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001349264.pdf>
2021年1月16日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
<指導教員 佐伯奈津子>

フェアトレード

～新しい貿易システムを目指して～

21W1034 西森 祐奈

はじめに

フェアトレードと聞いて、皆さんは何を思い浮かべるだろうか。ピンとくる人、定義を述べられる人はまず少ないだろう。そして、フェアトレードを知っていても、日頃の生活に取り入れている人は少ないのではないだろうか。私もその中の一人である。

私たちは世界中の人々から恩恵を受けている。しかしながら、私たちが高い価値を置いている生産物を供給してくれている人々の多くは、貧しい生活を送っているのが現状である。いったい彼らは、その生産物の対価をいくら受け取っているのだろうか。大半の場合、それはほんのわずかであり、私たちもそれを正しくないと感じている。

こうした中、消費者の支持のもと、より公正な国際貿易の実現を目指し、開発途上国の生産者や労働者が搾取されることなく、自立して人間らしい生活ができるよう、彼らに正当かつ公正な対価を支払うことを目的としたフェアトレードが、注目を浴びているのである。良好な労働環境や仕事の機会を提供することで、開発途上国の経済的な自立を目指すフェアトレードの仕組みに基づいた輸入品は、一般的な途上国の輸入品と比べ価格は高くなるが、社会貢献を意識して購入する消費者も多いようだ。

なぜ私がフェアトレードについて論文を書こうと思ったのか。私は高校生の時に、授業の一環としてフェアトレード商品を使って商品開発をした。そしてその商品を実際に販売し、そこで出た利益を商品開発に協力してくれた NGO に寄付をした。そこで終了してしまった事が心残りだったのである。寄付をしたことに満足し、それ以上知ろうとしなかった。商品開発や販売まで行ったのに、現地の人々の生活の現状をほとんど知らないままだった。その後、大学の講義の中で現地の人々の生活を知り、私があの時やっていた活動は、果たして意味があったのかを問うようになった。そして、改めてフェアトレードの実態について調べてみようと思ったのである。

現在、多くの企業がフェアトレードへの参入をうたっているが、こうした取り組みは現地の生産者たちにどういった影響を与えているのだろうか。本論文では、フェアトレードの現状について説明したものである。第1章では、フェアトレード誕生の歴史や定義、現在の日本でのフェアトレードに対する認知率について書いていく。第2章は、フェアトレードに参入している多国籍企業や NGO の活動背景や活動内容について紹介する。第3章では、フェアトレードの必要性や、これからの課題について書いていく。

第1章 フェアトレードとは

第1節 フェアトレードの誕生の歴史

コーヒーや紅茶、バナナやチョコレート。日常を彩るたくさんの食べ物が世界の国々から私たちの手に届けられている。それらを生産している国、人々のことを考えてみたことはあるだろうか？

日本では途上国で生産された日用品や食料品が、驚くほど安い価格で販売されていることがある。一方、生産国ではその安さを生み出すため、正当な対価が生産者に支払われなかったり、生産性を上げるために必要以上の農薬が使用され環境が破壊されたり、生産する人の健康に害を及ぼしたりといった事態が起こっている。

生産者が美味しくて品質の良いものを作り続けていくためには、生産者の労働環境や生活水準が保証され、また自然環境にもやさしい配慮がなされる持続可能な取引のサイクル

を作っていくことが重要なのだ。

フェアトレード運動の基盤となったのは、商品作物の貿易が昔から盛んだった欧米諸国からであった。大航海時代、欧米諸国とアフリカ、ヨーロッパは三角貿易（奴隷貿易）を行っていた。奴隷と引き換えに綿花や砂糖、香辛料の取引をしていたのである。その頃の日本は約 4 世紀にわたり鎖国をしていた。欧米諸国はその間に世界各国と貿易を盛んに行っていたのである。

しかし、19 世紀になり、世界で奴隷貿易が禁止され、取り締まりが一層厳しくなった。それまで奴隷など海を渡って貿易をしてきたが、奴隷貿易が禁止になったことでヨーロッパは陸地部分への侵食を始めた。これが植民地支配の始まりである。

一例として、オランダから植民地支配をうけた東インド（現インドネシア）がある。コーヒーや砂糖、茶、たばこ、藍などの作物を強制的に栽培させられ、それらを独占販売されていた。それに加え、欧米諸国はその他の東南アジアや中南米、アフリカまでも植民地支配し、様々な商品作物を強制裁培してきた [清水 2011: 4]。

第 2 次世界大戦の終戦と共に植民地も終わりを迎え、多くの国が独立を果たした。しかしながら、植民地化によって引き起こされた産業構造の歪みを戻すことはできず、植民地支配されていた国々は自国で産業や経済を動かすことができなくなってしまった。そして、欧米諸国が行っていた貿易が開発途上国にとって不公平なものであると批判を受け始めた。

開発途上国が抱える深刻な問題の 1 つに、児童労働がある。その数は約 1 億 5200 万人（2016 年）、実に世界の子どもの 10 人に 1 人にあたる [ピープルツリー (a)]。その温床の一つとして明らかになっているのが、カカオ豆やコーヒー豆の農園の状況だ。児童労働が起こる要因には、社会の慣習や伝統、文化的背景、教育制度や福祉制度の未整備もあるが、多くの場合、経済的「貧困」がほとんどだと言われている。植民地支配によって引き起こされた経済の悪循環が原因と言える。

こうした状況を踏まえ、欧米諸国の宗教団体や慈善団体を中心となって、元々植民地としていた地域の人々の暮らしを保障すべく、彼らが作成した手工芸品などを買い付け販売した。フェアトレード運動の発端となったのは、北米で有名なフェアトレード団体「テン・サウザンド・ヴィレッジ」の 1 人の女性だった。裁縫を指導するボランティアのためにプエルトリコを訪れた際、貧困に苦しむ地元の女性たちに触れ、彼女らの生活を支援しようと技術指導を行ったのである。そこでいくつか彼女らの刺繍作品を購入し、アメリカにある自宅周辺にて近所の人に販売したところ、好評を得たため継続して取引を行うことを決めた。現在の「テン・サウザンド・ヴィレッジ」ではボランティアを基本としており、また雑貨屋として開発途上国の商品を仕入れて販売するなど、幅広い活動を見せている [清水 2011: 16]。

日本では 1980 年代後半からフェアトレード運動が始まり、近年では一般店舗でもフェアトレード商品を見かけるなど、より広まりを見せている。

第 2 節 フェアトレードの定義

フェアトレードの意味を直訳すると「公正取引・公平貿易」である。発展途上国で作られた原料や製品を適正な価格で継続的に購入し、立場の弱い途上国の生産者や労働者の生活を改善させ、その後の自立を目指す「貿易のしくみ」のことをいう。

フェアトレードでは、国際フェアトレード連盟（IFAT, International Federation for Alternative Trade）によって次の 10 基準が設けられており、これを遵守することが求められる [フェアトレード・ジャパン (a)]。

10 のフェアトレード基準

1. 生産者に仕事の機会を提供する
2. 事業の透明性を保ち、説明責任を果たす
3. 生産者の能力向上に取り組む
4. フェアトレードの普及・推進をする
5. 生産者に公平な対価を支払う
6. 性別に関わりなく平等な機会を提供する
7. 安全で健康的な労働条件を守る
8. 児童労働の撤廃に努める
9. 自然環境に配慮する
10. 信頼と相互尊重に基づいて貿易を行う

図 1 認証マーク



IFAT は、途上国における社会・経済的弱者（立場の弱い人々）の労働環境と暮らしの改善を目標に、支援という志を共有する世界中の組織の集合体である。それぞれの組織が従来の不平等な貿易の構造や慣行に代わる公正な交易を実践する組織が連携しあうことによって、更に活動を強化、推進していこうとする。IFAT の会員は、団結し、相互に協力して、より公正な、従来とは異なった事業のあり方を創造し、また、IFAT は会員組織がそれぞれに公正な交易（フェアトレード）を推進し、生産者に対する利益増大を図るのに役立つ情報や意見を交換する場にもなっている。48 カ国、145 団体から構成されており、また、国際労働機関（ILO）の正式なオブザーバ資格が認定されていて、世界貿易機構（WTO）にも、その参加が認められている。定期的に代表を送り、メンバーの意思を反映できるよう努めている。また、IFAT だけでなく、世界では多数の NGO 団体が創設され、草の根レベルの活動を行っている [フェアトレード・ジャパン (b)]。

10 基準を満たす団体には、IFAT より「認証マーク」（図 1）が授与される。このマークは団体の広報誌やパンフレット等の紙面に掲載できるほか、各団体の事務所や店の店内外に貼ることで、フェアトレードを取り扱う団体であることがアピールできる。しかしながら、このマークをフェアトレード商品に直接貼り付けることはできない。商品に貼り付けるものは「国際フェアトレード認証ラベル」と呼ばれる。この認証ラベルは、国際的なフェアトレードスキームのシンボルであり、世界的に最も認知されている倫理的ラベルの一つである。国際フェアトレード認証ラベルが付いた製品は、社会的、環境的、経済的基準について定めた国際フェアトレード基準を満たしていることになる。フェアトレード製品を購入することは、小規模生産者と労働者の生活とコミュニティを改善することにつながる [フェアトレード・ジャパン (b)]。

国際フェアトレード基準では児童労働を禁止し、安全な労働環境を保証している。そしてなによりも児童労働を生み出す「貧困」の連鎖を断ち切るため、乱高下する国際市場価格に対し、生産者が対価を得られるよう、持続可能な生産と生活を支えるフェアトレード

価格を設定しているのだ。フェアトレードにより生産者が適正で安定した収入を得ることができれば、子どもを働きに出すようなこともなくなる。フェアトレードで得たプレミアム（割増金）では、生産者たちが自ら地域の教育や医療など社会基盤の充実を図ることも可能だ。また、フェアトレードでは環境面でも厳しく基準が定められており、森を破壊したり、危険な農薬を使ったりすることなく自然環境を守りながら生産されている。

第3節 フェアトレードの認知率

日本で徐々に広まりを見せているフェアトレード活動が一番普及しているのはヨーロッパだ。特にイギリスはフェアトレード認証製品の市場として一番大きい国である。一方、スイスは広く浸透している。例えば、スイスのスーパーマーケットで販売されているバナナの半分以上がフェアトレード認証されているもので、調査によるとマーケットシェアは55%とのことだ〔フェアトレード・ジャパン (c)〕。ヨーロッパ地域のイギリス、スイス、オランダ、アイルランドの国々における国際フェアトレード認証ラベルの認知度は80%以上あり、ヨーロッパの市場は成熟している。しかし、国際フェアトレード認証ラベル製品の市場規模は世界の貿易額から比べたら1%程度しかない〔フェアトレード・ジャパン (c)〕。フェアトレードに参加できない生産者も多数いる中、いかに成長していけるのかが課題なのだ。

そのような中、現在注目されているのはアジア地域だが、現状のアジア諸国では認知度も浸透度もかなり遅れている。日本のフェアトレード・ラベル・ジャパン (FLJ) は1993年の団体設立から2013年で20周年を迎えたが、他の地域、例えば香港、韓国、台湾などは活動を始めて3年程度だ。これから期待されるアジア地域の中で、特に日本のマーケット規模は突出して大きいため、その意味でも日本がアジア地域のリーダーとしての役割を期待されているようだ〔フェアトレード・ジャパン (c)〕。

では、日本での認知率の現状はどのようなものか。一般社団法人日本フェアトレード・フォーラム (FTFJ) は、科学研究費助成事業の研究チーム（研究代表者：大野敦）とともに、2019年3月末から4月初めにかけて全国の1108人（15歳～69歳）を対象に、フェアトレードに関する意識・行動調査を行った。今回の調査では、フェアトレードの認知率は32.8%と、前回調査時（2015年）より3.5ポイント上昇して初めて3割を超えたほか、フェアトレードという言葉の知名度が10代後半では8割近く（78.4%）に達したことが明らかになった〔日本フェアトレード・フォーラム 2019：1〕。

調査ではまず、フェアトレードという言葉を見聞きしたことがあるかどうかを尋ねた。フェアトレードが何かを知っているかどうかに関わらず、フェアトレードという言葉を見聞きしたことがある人の割合（＝フェアトレードの知名度）は53.8%で、2015年の54.2%から微減したものの、ほぼ前回並みであった〔日本フェアトレード・フォーラム 2019：1〕。

性別では、今回は男性の方が女性よりも2.2ポイント高かったのが、今回は逆に女性の方が3.4ポイント高くなった。年代別では、今回も10代での知名度が78.4%と最も高くなっていて（今回は61.5%）、高校生や大学生の年代ではフェアトレードが一般的な言葉として定着していることが伺われる。また、今回30代以下で知名度が上がり、40代以上で下がったことから、若い世代の間ほど知名度が高くなる傾向がより顕著になった〔日本

フェアトレード・フォーラム 2019]。次に、フェアトレードという言葉を見聞きしたことがあると回答した人（596人）の中で、フェアトレードが貧困や環境に取り組む活動であると答えられた人の割合（正答率）は61.0%で、4年前の調査（54.2%）よりも上昇した。調査対象者全体（1108人）に占める正答者の割合、つまりフェアトレードの認知率は32.8%となり、3年前の29.3%から3.5ポイント上昇した〔日本フェアトレード・フォーラム 2019：1〕。

性別では、認知率でも女性の方が6.5ポイント高くなっている。知名度以上に認知率で男女差が明確に出たことは、男性の間でフェアトレードという言葉を見聞きしたことがある人が増えたものの、内容まで知っている人は女性よりも少ないことを物語っている。年代別の認知率の高低は、40代が高いことを除くと知名度の場合とほぼ同じ傾向が見られた。地域別では、近畿、中国・四国地方で大幅に認知率が上昇したことから、東西の差は平準化し、認知率における地域差は以前のように顕著ではなくなってきたようだ〔日本フェアトレード・フォーラム 2019：2〕。

最後に、フェアトレードを認知している回答者（363人）のうち、実際にフェアトレード製品を購入したことがある人の割合は、42.4%（154人）だった。前回の42.2%とほぼ変わらず、フェアトレードを知った人が購買行動に出る（＝認知が購入につながる）割合は半分以下にとどまった〔日本フェアトレード・フォーラム 2019：2〕。

購入経験はフェアトレードを認知する男性では37.8%、女性では46.2%となった。前回調査との比較では男性が4.6ポイント増、女性が3.5ポイント減と、男女差が縮まったが、女性のほうが購買行動に出る傾向自体には変わりなかった。調査対象者全体に占める購入経験者の割合は13.9%（7人に1人弱）で、前回の12.4%（8人に1人）から上昇した〔日本フェアトレード・フォーラム 2019：2〕。

以上のことから、日本でも徐々にフェアトレードの認知率が上がってきていると言える。ヨーロッパに比べれば劣るが、アジア地域のリーダーとしてフェアトレードの市場を拡大していきたい。

フェアトレードの成長は非常に劇的であり、その影響力はますます大きくなっているが、それでもなお国際貿易のほんの一角を占めているに過ぎない。例えば、フェアトレードコーヒーの生産者でも大半は、収穫した大量の産品をフェアトレードではない条件で売らざるを得ない状況にある。フェアトレードは計り知れぬ可能性を持っている。世界の貿易システムに影響を与えて変え、貧しい人々と地域共同体が貧困から抜け出そうとする営為を手助けする。しかし、世界の貿易システムに変化が起るためには、フェアトレードが成長し続けることが必要である。私たちがフェアトレード商品を多く買えば、より多くの人々がより公正なシステムのもとで売りに出すことができるようになる。

次章以降では、実際のフェアトレードの例としてコーヒー豆を取り上げる。世界的な多国籍企業、NGOの取り組みを紹介し、それぞれの特徴や課題を考察したい。

第2章 多国籍企業・NGOとコーヒー豆

第1節 マクドナルド

マクドナルドは世界的に有名なファストフード店の一つである。誰もが一度は利用したことがあるのではないだろうか。現在マクドナルドはコーヒー豆でフェアトレードに参入

しており、コロンビア・ブラジル・ペルー・グアテマラ・ニカラグアのものを使用している。そこにはこんな背景があった。

英国マクドナルドは以前、ロンドン・グリーンピース・グループの活動家であるステイールとモリスに訴訟を起こされていた。そして2005年、20年以上に渡る訴訟の判決に対する上告の裁定が言い渡された。マクドナルドが熱帯雨林を破壊し、動物を虐待、労働者や子供たちを搾取しているとするチラシを彼らはばらまいていた。それに対する名誉棄損訴訟と上訴の数々は、イギリスの裁判史に残る最長訴訟期間の記録を打ち立てた。マクドナルド側が一応勝訴したものの、マクドナルドにとってはかなりのイメージダウンとなり、これは十分に「マイナス広告効果」と言えるものだった [コナー 2017: 55]。

それ以来マクドナルドは、スターバックスやネスレといった大手コーヒーチェーンのように、NGOからの反対運動に対応して倫理的認証を受けた商品をラインナップに並べ始めた。2007年時点では、マクドナルドの店舗で販売されていたコーヒーはすべて、レインフォレスト・アライアンス (RA) というNGOが認定した南米のものであった。レインフォレスト・アライアンスは緑色の小さなアマガエルをロゴマークに掲げた1980年代後半に設立されたNGOである。ニューヨークを本部とし、農家や大規模多国籍企業、小規模な農業協同組合などを相手に活動を行っている。

レインフォレスト・アライアンス認証とは、違法伐採や商業伐採、農地への転用などにより森林が急速に減少し、生物多様性や気候変動に悪影響を及ぼしている状況に対応するためのもので、2001年にレインフォレスト・アライアンスは、市場メカニズムを利用して、森林伐採や環境破壊の要因となる木材生産、農地拡大、牧場経営等に歯止めをかける方法として認証制度を採用した。

マクドナルドはなぜ、有名な国際フェアトレード認証ではなくレインフォレスト・アライアンス認証を選んだのか。それは、消費者には直接的な関係はない。レインフォレスト・アライアンスはコーヒー豆などに最低価格を定めておらず、市場主導権型のシステムなのだ。これがフェアトレード財団を選ばなかった主な理由である。マクドナルドのコーヒーの売り上げはこれ以降25%増加し、かなりの飛躍をしたと言える。しかし、最低価格を定めていないためにデメリットも発生する。それは市場価格が下落した場合のことだ。マクドナルドは損をしないが、生産者を守るための底値がないため、これは改善すべき問題点であるといえる。そのため、どういった方法で解決していくのか、今後の活動にも注目していきたい。

マクドナルドのコーヒーカップにはレインフォレスト・アライアンスのカエルのロゴがついている。マクドナルドを利用し、コーヒーを飲む機会があれば注目してほしい。

第2節 スターバックスコーヒー

スターバックスコーヒーもフェアトレード参入をうたっている企業の一つである。1971年にアメリカ合衆国ワシントン州シアトルで開業した、世界規模で展開するコーヒーのチェーン店である。2015年現在においておよそ90の国と地域で営業展開し、店舗数は2万2519店にも及ぶ。日本における店舗数は2020年12月末現在で1601店舗である [スターバックスコーヒー (a)]。

スターバックスはフェアトレード認証コーヒーやコンサベーションコーヒーを積極的に

購買することで、生産地の環境保全や生産者の経済的支援を推進している。スターバックスのコーヒー豆はマクドナルドのレインフォレスト・アライアンス認証とは違い、国際フェアトレード認証を受けている。フェアトレードの認証は、民主的に運営され、かつフェアトレード登録リストに登録された小規模のコーヒー生産者の組合や協会に属する生産者のコーヒーだけが取得することができる。社会及び環境基準を満たしながら通常の国際市場価格よりも高めに設定した価格で取引が行われている。

2015年4月現在、スターバックスが買い付ける全てのコーヒー豆の99%が、C.A.F.E. (Coffee And Farmer Equity) プラクティスやフェアトレード、その他の認証プログラムの基準を満たし、倫理的に調達されている。C.A.F.E.プラクティスと名づけられた購買ガイドラインの指針は、労働環境の改善や児童労働の規制をはじめ、土壌侵食や汚染防止などの生物多様性の保全に対する取り組みを含めた包括的かつ測定可能な基準である。サプライヤー（コーヒーの供給業者）がこのガイドラインの基準を遵守しているかを確認するために、スターバックスでは第三者機関の評価システムを導入し、透明性を維持している [スターバックスコーヒー (b)]。

例えば、コーヒー生産者に対価が公正に分配されているかを実証するために、サプライヤーに支払い証明書の提出を求めている。また、スターバックスはコーヒー農園、組合、加工工場、輸出業者と共に、学校や診療所の設立などコーヒー生産コミュニティのためのプロジェクトを行っている [スターバックスコーヒー (b)]。

スターバックスが提供する支援のほかに、コーヒーのサプライチェーンに属する他の関係機関からもスターバックスと同等規模の投資が行われることもあるという。

例えば、インドネシアのアチェ州では、非営利団体のセーブ・ザ・チルドレンと協力し、子どもの健康と教育状況を改善して、コーヒー生産者のコミュニティをサポートするBLEND (Better Living, Education, Nutrition and Development) を行っている。2009年からスターバックスは210万米ドルを投資し、ベネルメリア県の40以上のコミュニティの子どもやその家族の生活の向上を手助けしている [スターバックスコーヒー (c)]。

さらに、2005年からスターバックスは260万米ドルをグアテマラの教育推進のプログラムであるグアテマラ教育イニシアティブに投資していて、こちらもインドネシア同様に、セーブ・ザ・チルドレンによる協力のもと、人里離れたコーヒー生産地に暮らす子どもたちに教育をもたらしている。スターバックスは、グアテマラのフェフェテナンゴ地域をフォーカスし、2011年から3年間で110万米ドルを投じ、就学前と小学校の教育の底上げを20以上のコミュニティで実現している [スターバックスコーヒー (c)]。

フェアトレードで生産者の生活を支援するだけでなく、投資などで現地の教育をサポートするスターバックスの今後の活動にもっと着目していきたい。

第3節 オルター・トレード・ジャパン (ATJ)

オルター・トレード・ジャパン (ATJ) は、バナナやエビ、コーヒーなどの食べ物の取引を行う会社である。ATJでは、フェアトレードと呼ぶことはなく、オルタナティブトレードと呼んでいる。現在、食生活をはじめとし、私たちの生活はあらゆる部分で世界の人々の生業や暮らしと密接につながっているが、その取引を支配しているのはごく少数の機関や企業だ。ATJは生産と消費の場をつなぐ取引を通じて「現状とは違う」、つまり「オルタ

ナティブ」な社会のしくみ、関係を作り出そうと、1989年、生協や産直団体、市民団体により設立された [ATJ (a)]。

ATJの交易活動は、「地域の中で、風土に根ざした作物をつくる小規模な生産者を守り育てる」「おいしい「食べもの」を取り扱う。「つくる人」にも「食べる人」にも安心であり、環境に負荷を与えないことを前提にする」「モノ」の流通にとどまることなく、国境を越えた「出会い」の場を創造する。食べものの交易を通して、「つくる人」、「食べる人」がその枠を超えて人と人として出会い、支えあう関係をつくる」を理念にしている [ATJ (a)]。

ATJは、草の根の経済活動を通じて、誰もが自分たちの暮らしや地域のあり方を選びつつくっていきけるしくみの実現を目指している。「同じ地球に生きるすべての人々が共生できる平和な社会。」これが彼らの考えるオルタナティブな社会である。

彼らが支援しているコーヒー産地には主に、東ティモール、ラオス、エクアドル、ペルーなどがある。そのコーヒー交易の始まりはエクアドル・マナビ地方産の「ナチュラルレッサ」である。生産者との共同事業ではなかったが、まず「おいしさと有機栽培であること」から始め、力がついた段階で生産者組織化から始まるコーヒーに取り組むことを目標に93年に産地を訪問した後、1994年より輸入を開始した。この「ナチュラルレッサ」の輸入は現在も続いており、2001年にはJAS有機認証も取得した [ATJ (b)]。

有機栽培コーヒーの交易を開始後、ATJはイギリスのフェアトレード団体のTWINと提携した。彼らとともに、世界各国のコーヒー生産者への自立支援を行っている。ATJは、1990年の国際価格の低迷をきっかけに、コーヒー栽培に適した環境を最大限に生かし、仲間と経験を分かち合いながら、コーヒーの有機栽培や共同出荷に取り組み始めた現地の生産者協同組合と出会った。これまで仲買人に販売していた生産者たちが、共同でコーヒーを集め、加工し、出荷を担っている。そのコーヒーを「みんなで作るコーヒー」シリーズとしてペルー、メキシコ、キリマンジャロとブレンドの4種類を1996年より開始した。2005年にはハイチ、2009年にはルワンダのコーヒーが仲間入りしている [ATJ (b)]。

ATJが支援する中でも、東ティモールは2002年5月によりやく独立を果たした人口約126.8万人(2018年)の小さな新しい国だ。現金収入を得る手段として、ポルトガル植民地時代に持ち込まれたコーヒーに、実に国民の4分の1が生計を頼っているとされている。マウベシでの生産者との取り組みを通じて、生産者が自ら良質なコーヒー豆を作り出せるという成果があった一方で、コーヒーで得た現金収入が外国から入る米や日用品に消えていき、独立して数年たっても人々の暮らしは改善されていない現状をATJの現地スタッフは目の当たりにしている。2007年よりコーヒー産地にエルメラ県が加わり、そこを基盤として現地のNGOと共に人々がコーヒーだけに依存しない、より自立した生活基盤づくりを目指して活動をしている [ATJ (c)]。

第4節 ピープルツリー

「ピープルツリー」は、フェアトレードカンパニー株式会社のフェアトレード専門ブランドである。フェアトレード・ファッションの世界的パイオニアであり、エシカルで地球環境にやさしく、サステナブル(持続的可能)なファッションを、約30年に渡って作り続けている。フェアトレードはビジネスの方法の一つだが、経済途上国の人たちにとっては、フェアな市場に参加できることにより労働環境や仕事の機会を生み出すという

も大きな意味を持つ。

アジア、アフリカ、中南米などの 18 カ国約 145 団体と共に、オーガニックコットンをはじめとする衣料品やアクセサリ、食品、雑貨など、できるだけその地方で採れる自然素材を用いた手仕事による商品を企画開発・販売している。手仕事を活かすことで、途上国の経済的・社会的に立場の弱い人びとに収入の機会を提供し、公正な価格の支払いやデザイン・技術研修の支援、継続的な注文を通じて、環境にやさしい持続可能な生産を支えている。イギリスでは 2001 年設立の姉妹会社「People Tree Ltd」を展開している [ピープルツリー (b)]。

ピープルツリーが販売しているコーヒー豆は、ペルー、ラオス、タンザニアの 3 カ国。ペルーの有機 JAS 認証を得ているコーヒー生産者団体、コクラは 1967 年に設立された小規模農家の協同組合で、世界遺産として知られるペルー南部のマチュピチュ遺跡から車で 5 時間、クスコ州キジャバンバを中心とした標高 1500~1800m の高地で栽培を行っている。現在の組合員は 23 グループ、約 8000 名と設立当時の 10 倍の規模になっていて、生産量は年間約 1 万トンで、ペルー全体の約 4% もの量だという。栽培、加工、販売、輸出までを行い、伝統的な有機栽培を促進している。また、ココアや紅茶、果物を同時に栽培するなど、安定した収入をつくるため、さまざまな工夫を凝らしているようだ [ピープルツリー (c)]。

ラオスのジャイ・コーヒー生産者組合 (JCFC) は、南部のボラベン高原で質のよいコーヒーづくりに力を入れている。品質を高めることでコーヒー産地としてのラオスの評価を上げ、付加価値のある価格での取引や、買い取り量を増やすことを目指す。優れた香りと酸味を持つ希少な品種、アラビカ種ティピカを中心に栽培するのも、その活動の一環だ。ティピカは病気にかかりやすく、収穫量も少ないという難しい品種だが、農家の人びとが手間を惜しまずに育て、収穫後もていねいに水洗いして果肉を除き、天日でムラなく乾燥させてパーチメントをつくっている。ピープルツリーでは、この活動を支えるため、ラオスコーヒーの売上金の一部を生産者団体へ寄付している [ピープルツリー (c)]。

キリマンジャロ山麓でコーヒーづくりをする 90 の共同体、7 万人の組合員からなる、キリマンジャロ先住民生産者協同組合 (KNCU) は、オーガニック栽培への転換を積極的に進めている。2007 年の時点で、約 1100 名の組合員が有機栽培のグループ認証を取得した。コーヒーは、バナナをシェードツリー (葉焼けを防ぐための木) として、ほかの作物との混植で栽培されていて、KNCU では収穫から乾燥まで組合員の手によってていねいに加工された生豆を集荷、脱穀、選別して輸出している [ピープルツリー (c)]。

第 3 章 フェアトレードに対する生産者の声

第 1 節 フェアトレードの在り方

フェアトレードはひと味違う商取引である。私たちが買い物をするごとに世界の貧しい人を助けることができる一つの手法である。フェアトレードによって貧しい国の生産者はまともな見返り、すなわち生産物に対する公正で安定した価格、または賃金を得られるのだ。そして多くの場合、彼らは追加のお金を受け取る。それは 1 種の割増金 (プレミアム) で、自分たちのビジネスや地域に投資するためのお金である。

『フェアトレードで買う 50 の理由』という本の著者であるマイルズ・リトヴィーノフ

とジョン・メイドリーは、ニカラグアのコーヒー生産者ブランカ・ローザ・モリナに取材を行った。「フェアトレードは単に個々の農民に便益を与えているだけではありません」と、彼女は強調する。ブランカはニカラグア北部のマタガルパ地方の3ヘクタールの土地で農業をしている。彼女は1200人のコーヒー生産者で組織されているシコカフェン生産者協同組合の理事長である。生産者協同組合のほかの組合員と同じく、彼女も自分が生産したコーヒーのおよそ3分の1をフェアトレードシステムで販売している [マイルズほか 2007: 63]。

ブランカは「地域コミュニティ全体も便益を受けています。フェアトレードはただ買ったり売ったりすることではないのです。とても重要な社会的側面があるんです」という [マイルズほか 2007: 66]。生産者協同組合は割増金を社会改良に使い、例えば子供が確実に学校に通えるようにしてきたし、女性が意思決定の過程に含まれるようにもしてきた。割増金はまた、地域における水道供給サービス、道路建設、医薬品の購入などの社会的プロジェクトに投資されてきた。奨学金基金は、生産者共同組合員の70人の子供の義務教育終了後の高等教育のために使われてきている。女性向けの貯蓄および融資制度として、総合的な信用供与計画が立ち上げられた。この計画は、200人以上の組合員および非組合員の女性に便益となっている [マイルズほか 2007: 66]。

ブランカは「私たちは、フェアトレードのシステムのもとで売る農民が自分の生活水準だけを良くすることを望んでいるわけではありません。私たちは、地域全体が便益を享受してほしいのです。ですから私たちの生産者協同組合は、大人と子供の両方に識字の技能も教えていますし、初歩的な保険健康教育もたくさん実施してきました」と言う [マイルズほか 2007: 66-67]。

続けて、「地域が改善されている」と彼女は言った。ある地域は割増金を、教師を雇うために使った。ほかの地域では、年少幼児が栄養価の高い食料品を受け取れるようにお金が使われた [マイルズほか 2007: 67]。

フェアトレードの割増金はまた加工工場や品質管理研究所にも投資されてきた。これによってシコカフェンは独自に焙煎し豆を挽いた有機コーヒー・ブランドを開発し、市場に出すことができるようになった。これらの施設はほかの生産者にも貸し出されており、投資はシコカフェンの組合員に新しい所得源も生み出したことになる。彼女は次のように言う。農民がフェアトレードに加わることで、「農民は化学物質を使わない有機栽培の生産への転換がしやすくなります。なぜなら、彼らは有機的手法などに関する研修や助言という点で支援を受けやすくなるからです。コーヒーの割増金は、農民が土壌の保全や保水活動を実施するのを可能にし、環境を保護する手助けをしてくれたのです」 [マイルズほか 2007: 67]

彼女は自分のコーヒーをより多くフェアトレードのシステムを通じて売りたいと思っているが、「それはフェアトレード市場の拡大にかかっている」。コーヒーを買う人へのメッセージは何かと尋ねると、ブランカはこう答えたそうだ。「私たちが貧しい農民だからという理由からではなく、私たちのコーヒーが最高の品質だからという理由で、私たちのコーヒーを買ってください」 [マイルズほか 2007: 68]。

私たちがフェアトレード商品を手にするのは、フェアトレードは貧困を過去の歴史とするために手を貸してくれるものなのかもしれない。

第2節 課題・改善点

2005年、「セイロンコーヒーを消滅させた大英帝国の野望」の著者である清田和之氏は、スリランカのある村で取材を行った。スリランカでは、村人から不満が募っていたという。「コーヒーを植えたが、収穫しても買い取ってもらえない」「売れないからほったらかしにしている」と、スリランカの村人たちは言った〔清田 2013：140〕。

こうした状況がコーヒー農家の生産意欲を消失させていた。それにより、コーヒー農園は手入れをされず、せっかく作ったコーヒー豆も欠点豆が多かった。

そこで清田氏は、フェアトレードプロジェクトという企画でコーヒー豆の栽培地に赴き、改善策を考えた。考えられた課題は、途上国の支援は現地の生産意欲を引き出すことだった。コーヒー栽培を順調に進めるには庭先のコーヒーを少量でも買い付ける。農家から直接買い、換金することでコーヒー生産の意欲向上につながると思ったのだ。対象はプランテーションではなく、庭先のコーヒー栽培。途上国のスリランカコーヒーの産業化支援と、同時に日本のコーヒー企業にもメリットを与えることが理想だ。コーヒーをどのように位置付けるかが重要なカギを握っている〔清田 2013：143〕。

現在、エチオピアやニカラグアなど、フェアトレードとして様々な企業にコーヒー豆を提供する国が増えている。フェアトレードは生産者の生活を安定して支えるためのものなのに、コーヒー豆の生産国では貧困は改善されていない。なぜなら、彼らが作るコーヒー豆を全てフェアトレード価格で仕入れているわけではないからだ。多くのコーヒー豆はかなりの低価格で買い取られており、フェアトレードとして買い取られるコーヒー豆は全体のほんの一部にしか過ぎないのだ〔清田 2013：140〕。

コーヒー市場はクラフトフーズ、ネスレ、P&G、サラ・リーなど大手多国籍企業が独占している〔UPLINK〕。そのため、フェアトレードに参入している企業があってもコーヒー市場として見るとわずかなものになってしまうのだ。

インドネシアのアチェ州は、2012年に地震で大きな被害を受けた。それまでコーヒー農家として生計を立ててきた農民たちは、一瞬にして収入源を失ったのである。

地震発生後、日本からも支援物資が届けられたり派遣チームが送られたりしたが、それでは支援物資に頼った生活になり、その後の立て直しをするのは難しい。彼らが求めているのは、支援物資ではなく、自分で生計を立てていくための労働環境だったのである。今でも労働環境が整っておらず、自分で生計を立てていくには厳しい状況にある。そのため、日雇いで出稼ぎにでる人が後を絶たない。日雇いの仕事をするほうが稼げるためである¹。

このような課題が改善されない以上、貧困から抜け出すことは難しいだろう。フェアトレードに参入している企業は、フェアトレードを自社の宣伝などに使い、消費者から関心を惹きつけている。その一方で、やはり企業としては利益を重視したいところではあるため、完全にフェアトレード製品に切り替えることができていないという現実もある。いかにして、企業の社会的責任と利益の両立を目指すかが課題である。

おわりに

フェアトレード商品を買うことは、より良い、より寛大な世界を生み出すための一つの

¹ 2020年11月17日、佐伯奈津子さん（名古屋学院大学准教授）のインタビューより。

現実的な行動だ。フェアトレードの必要性は明白である。主流となっている貿易システムは、世界の貧しい者たちの期待を裏切っている。2001年、ドーハの開発ラウンド（多角的貿易自由化交渉）発足以降、世界貿易機関（WTO）の加盟国は貧しい者の利益となるよう世界貿易を変えると述べてきた。しかし、豊かな国々、とりわけヨーロッパ連合各国と合衆国は、必要とされている変化をもたらすことを拒んできた。貧しい者たちは待ちぼうけのまま置き去りにされている。これらすべてのことが、フェアトレードをかつてなく重要なものにしていく [マイルズほか 2007: 9]。

さらに、世の中の動きとして、国際フェアトレード認証の基準にもある、「社会や人」にも配慮していこうという機運がある。法整備に至るかどうかはこれからだが、2012年のロンドンオリンピックでもフェアトレード認証の調達基準が盛り込まれたように、2021年の東京オリンピックに向けても同じ動きがいろいろなところで出てきている。企業の様々な調達にも組み込まれていくことで、フェアトレードがより広がっていくのではと期待しているところだ。

貧しい者たちは、真の、持続する利益を必要としている。フェアトレードが素晴らしいのは、貧しい人々に対してそれらが機能しているという点だ。フェアトレードは、主流の貿易システムに対する有効な代替案（オルタナティブ）である。

彼らが 1 日でも早く経済的に自立した生活を送れる日が来ることを願うばかりである。

【参考文献・インターネット資料】

UPLINK 「「おいしいコーヒーの真実」について」

https://www.uplink.co.jp/oishiicoffee/about_03.php

2021年1月16日 最終アクセス

オルター・トレード・ジャパン（ATJ）(a) 「ATJ とは？」

<https://altertrade.jp/aboutus>

2021年1月16日最終アクセス

—— (b) 「コーヒー取引の歩み」

<https://altertrade.jp/coffee/history>

2021年1月16日最終アクセス

—— (c) 「コーヒー：産地紹介」

<https://altertrade.jp/coffee/producers>

2021年1月16日最終アクセス

清田和之（2013）『セイロンコーヒーを消滅させた大英帝国の野望』合同フォレスト

コナー・ウッドマン（2017）『フェアトレードのおかしな真実～僕は本当に良いビジネス

を探す旅に出た〜』英治出版

清水正（2011）『世界に広がるフェアトレード』創成社

シャプラニール「フェアトレードとは」

<https://www.shaplaneer.org/fairtrade/about/>

2020年11月19日最終アクセス

スターバックス (a) 「会社概要」

<https://www.starbucks.co.jp/company/summary/?nid=mm>

2021年1月16日最終アクセス

—— (b) 「C.A.F.E.プラクティス」

https://www.starbucks.co.jp/responsibility/ethicalsourcing/cafep_practice.html

2021年1月16日最終アクセス

—— (c) 「コーヒー生産地への支援」

<https://www.starbucks.co.jp/responsibility/ethicalsourcing/support.html>

2021年1月16日最終アクセス

(一社) 日本フェアトレード・フォーラム (2019) 「「フェアトレード」の認知率 32.8%に
上昇〜10代での知名度は 8割近くに〜」

[http://fairtrade-forum-japan.org/wp-](http://fairtrade-forum-japan.org/wp-content/uploads/2019/10/265e39faa78ff62d9fb9ef5661682779.pdf)

[content/uploads/2019/10/265e39faa78ff62d9fb9ef5661682779.pdf](http://fairtrade-forum-japan.org/wp-content/uploads/2019/10/265e39faa78ff62d9fb9ef5661682779.pdf)

2021年1月16日最終アクセス

ピープルツリー (a) 「児童労働をなくすためにできること〜今日は「児童労働反対世界デー」〜」

<http://ethical.peopletree.co.jp/archives/1765>

2021年1月16日最終アクセス

—— (b) 「ピープルツリーについて」

<https://www.peopletree.co.jp/about/peopletree.html>

2021年12月29日最終アクセス

—— (c) 「FAIR TRADE COFFEE」

<https://www.peopletree.co.jp/food/coffee/index.html>

2021年1月16日最終アクセス

フェアトレード・ジャパン (a) 「フェアトレードとは」

https://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/course.php

2021年1月16日最終アクセス

—— (b) 「認証ラベルとは」

https://www.fairtrade-jp.org/about_fairtrade/intl_license.php

2021年1月16日最終アクセス

—— (c) 「わかちあいプロジェクト インタビュー」

<https://www.fairtrade-jp.org/interview/08.php>

2021年1月16日最終アクセス

フォーレストパートナーシップ・プラットフォーム (2013) 「森林保全の制度」

<http://www.env.go.jp/nature/shinrin/fpp/certification/index3-3.html>

2021年1月16日最終アクセス

マイルズ・リトヴィーノフ、ジョン・メイドリー (2007) 『フェアトレードで買う50の理由』 青土社

マクドナルド「食材の道のり～コーヒー篇～」

https://www.mcdonalds.co.jp/scale_for_good/our_food/safety/factory/coffee/

2020年12月27日最終アクセス

名古屋学院大学国際文化学部国際協力学科
2020年度 卒業論文
＜指導教員 佐伯奈津子＞

日本で起きているヘイトスピーチの実態

～現状と課題～

21W1036 長谷川 鉄浩

はじめに

私が初めて日本におけるヘイトスピーチの問題に興味を持ったのは、大学の講義で、京都朝鮮学校で起きたヘイトスピーチの映像を見た時である。私自身も日本と韓国の歴史問題や政治的な問題について偏見や差別的な感情をもっていたため、他人事とは思えなかったのである。それからいろいろと調べていくうちに、日本には様々な人種、民族などのマイノリティが存在していて、差別を受けていることを知った。そして、日本には深刻で根強い排外主義が存在することに気づいた。マイノリティへの差別には複雑な歴史問題や政治的問題などが絡んでおり、誤解や偏見などの間違った情報や考え方が蔓延している。私はそれについて追究したいと考え、卒業論文のテーマとした。

本論文では、日本におけるヘイトスピーチの実態についてまとめ、ヘイトスピーチを無くしていくためにどのような対策がとられてきたのか、また、これからの日本の課題は何かということを考察する。第1章ではヘイトスピーチの定義と特徴、表現の自由との関係について考察し、ヘイトスピーチとはどのようなものであるかを明らかにする。次に第2章では日本で実際に起きているヘイトスピーチの例として、在日コリアン・アイヌ民族・被差別部落民について取り上げる。最後に第3章では日本におけるヘイトスピーチへの対策として国連機関、国、自治体がどのような対策をとっているのかまとめ、今後の課題について考えていく。

第1章 ヘイトスピーチとは何か

第1節 ヘイトスピーチの定義

ヘイトスピーチという言葉が日本で広まったのは2013年のことである。この年には東京の新大久保や大阪の鶴橋で在日コリアンに対する差別街宣が激しく行われ、この言葉が新語・流行語大賞トップ10の中のひとつに選ばれた。ヘイトスピーチは直訳すれば「増悪表現」「差別扇動」という意味になるため、言葉だけを見て単なる差別的な言動や人の悪口を言う事であると認識している人が多いかもしれない。しかし、本論文で取り扱うヘイトスピーチの定義を説明するにはそれだけでは不十分である。本章ではヘイトスピーチという用語がどのようにして生まれたのか、どのような特徴を持っているのかを明らかにしておきたい。

ヘイトスピーチという用語はヘイトクライムという用語とともに1980年代のアメリカで使われるようになった言葉である。1980年代前半、ニューヨークを中心にアフリカ系の人々や性的マイノリティに対する差別主義的動機による殺人事件が頻発した。1985年にはヘイトクライムの調査を国に義務づける「ヘイトクライム統計法案」が作成された。(1990年成立)これがヘイトクライムという用語の始まりである [師岡 2013:i]。

ヘイトクライムへの規制法は、連邦法ではなく、各州において、州法として立法されていくこととなる。各州法においては、その種類や内容はさまざまである。厳罰規定の他にも、特定の行為(ユダヤ人地域や公共施設でのカギ十字の設置など)を禁止する条項、偏見に基づいた行為の禁止条項、加害者に対して迅速にその損害賠償を求めることが可能な民事訴訟を保障する規定、警察でのヘイトクライムに関する研修を定めた法律などがあり、広義には、これらの法律を総称して、ヘイトクライム法(Hate Crime Law)という [新 2015:30]。

同時期に、大学内で非白人や女性に対する差別事件が頻発したことに、各大学は差別的表現を含むハラスメント行為を規制する規則を採用するようになった。ヘイトスピーチという用語はその時から広まっていった。このようにヘイトスピーチとはマイノリティに対する差別に基づく攻撃であることが分かる [師岡 2013 : i-ii]。

アメリカでつくられたヘイトスピーチという用語には明確な定義はなく、日本でも様々な議論がなされている。ここでは法務省が提示している定義と具体例について述べる。法務省によれば「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動」が一般にヘイトスピーチと呼ばれている。以下がその具体例である。

1. 特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの
(「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)
2. 特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの
(「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など)
3. 特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの
(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)

上記に見られるようにヘイトスピーチは単なる増悪表現ではなく「特定の属性に対する差別」から生まれるものであり、根も葉もないデマや誹謗中傷で差別を扇動するものであることが分かる [法務省]。

第2節 様々な差別扇動の形

ヘイトクライムやヘイトスピーチという用語が使われ始めたのは 1980 年代頃からであるが、それ以前にも特定の人種・民族・宗教・マイノリティを対象とする差別扇動は存在していた。ここではイギリスとドイツの例を挙げる。

1932 年以降、イギリスではオズワルド・モズレーという人物が結成したブリッテッシュ・ファシスト連合がヒトラーやムッソリーニと連携し、反ユダヤ主義のデモを繰り返していた。当時のイギリスではコモン・ロー（慣習法）としての反扇動法が存在していたが、「暴行を促進した」場合にしか適用されなかったため、排外主義デモを規制するには不十分であった。そのため、1936 年に「1936 年公共秩序法」が制定された。同法は「公共の場又は公共集会において、秩序紊乱を引き起こす意図を伴う、又は秩序紊乱を生じさせる可能性の高い、脅迫的な、口汚い又は侮辱的な言葉又は行為を用いたもの」を有罪としている。

1950 年代のイギリスでは失業者が増加し、非白人の移民労働者への敵意が高まり、暴言や暴行が発生するようになった。最初の暴行事件はロンドンのノッティングヒルで起きたものであり、武器を持った白人の若者数百人が非白人を襲撃したという大規模な人種暴動であった。このような背景から 1965 年に「1965 年人種関係法」が制定された。同法では「肌の色、人種又は民族的若しくは出身国籍」を理由として「増悪をかき立てる意図を持って、公共の場所若しくは公的な会合において、脅迫的な、口汚いあるいは侮辱的な文書を公

開し、若しくは配布し、またはそのような言葉を使用して、そのような増悪がかき立てられる恐れがある場合」を犯罪としている [師岡 2013: 85-86]。

ドイツでは 1950 年代からネオナチズムと呼ばれる政治的運動が起こるようになった。元ナチスの関係者らを中心にユダヤ人協会に対する襲撃やナチス犠牲者の記念碑を汚す行為が相次ぎ、1959 年 12 月から 1960 年 1 月にかけて、西ドイツ全土のユダヤ人墓地が一斉に荒らされるという事件が起きた。このような反ユダヤ主義運動は勢力を拡大し、ドイツからヨーロッパ全体に広がっていくことになる。このような状況から、1960 年に刑法の「公共の秩序を乱す罪」の章のうち、諸階級に対し相互の暴力的行為を公然と扇動することを罰する「階級扇動罪」が「民衆扇動罪」に改正された。この法律は「公の平和を乱しえるような態様で、国民の一部に対する増悪をかき立て若しくはこれに対する暴力的若しくは恣意的な措置を求めた者、又は国民の一部を冒瀆し、悪意で侮辱し、若しくはこれを中傷することにより、他の者の人間の尊厳を侵害」する行為を犯罪としている [師岡 2013: 103-105]。

第 3 節 表現の自由

ヘイトスピーチは許されない行為であり、今まで世界各国でヘイトスピーチを規制するための法律がつくられてきた。しかし、ヘイトスピーチを規制することによって表現の自由を制限してしまうことも懸念されている問題である。ヘイトスピーチは表現の自由に含まれるのだろうか。それを追究するためにそもそも表現の自由とは何かを明らかにしておきたい。世界人権宣言は第 19 条で表現の自由を保っているが、他方で「権利及び自由の破壊を目的とする活動」に自由は認めないことも明記している。以下がその一部である。

第 19 条 すべての人は、意見を持ちそれを表明する自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見を持つ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない [外務省]。

世界人権宣言の根底には「人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」(世界人権宣言第 1 条)という考え方がある [外務省]。ヘイトスピーチのような攻撃や排除は、理性的なものでもなければ、良心的なものでもない。また、「同胞の精神」に基づいたものともいえず、むしろ排除や攻撃を煽り立てることによって、特定の人びとの「権利及び自由の破壊を目的とする活動」であるといえる。このように、国際人権法は、自由や平等を否定する行為には自由を認めないという態度をとっており、日本やアメリカを除いて、国際社会ではヘイトスピーチは表現の自由には含まれないという考え方が定着している [ヒューライツ大阪 2019]。

続いて、日本におけるヘイトスピーチと表現の自由の関係について追究する。日本は表現の自由を理由にヘイトスピーチを規制することに消極的な姿勢をとっており、世界の中で

もヘイトスピーチへの規制が進んでいないのが現状である。しかし、日本国憲法における表現の自由が果たして本当にヘイトスピーチを規制できない理由になるのだろうか。

ヘイトスピーチの問題に詳しい弁護士の師岡康子は日本国憲法が定める表現の自由の重要性の根拠を踏まえたうえで、ヘイトスピーチは許されないものであるとして以下のように指摘している。

表現の自由は日本国憲法の保障する様々な自由の中で、最も重要なものの一つとして位置づけられている。それは、表現の自由の保障が「自己実現」と「自己統治」に不可欠だと考えられているからである。つまり、人間は誰も、自己の意見を形成し他者に伝え、他者の意見にも触れて、自己の意見を再形成する過程で、その人格を形成していく。このような個人の人格の実現のための過程に着目するのが「自己実現」における価値である。また、独裁を否定して平等を建前とし、社会の構成員らが協議して統治する民主主義社会の実現には、政治に関するあらゆる情報が社会全体に流出し、誰もが政治に関する自己の意見を主張できる自由、とりわけ権力に対する批判的な見解を述べる自由が必要不可欠である。このような民主主義の過程に着目するのが「自己統治」における価値である [師岡 2013：146-147]。

上記のように言及した上で、自己実現の観点から見れば、街中やインターネットでマイノリティに罵詈雑言を浴びせることが「表現者の人格にとって保護するに値する行為」であるのかを指摘している。また、自己統治の観点から見て「ヘイトスピーチが社会に差別と増悪、暴力を蔓延させるものであることから、平和と平等を前提とし、議論により解決するという民主主義社会の基盤そのものを掘り崩し、歴史の発展を後退させるもの」と指摘している [師岡 2013：152-153]。

表現の自由は守られるべき権利である。しかし、それによってヘイトスピーチが許される理由にはならない。ヘイトスピーチはマイノリティを排除しようとする攻撃的な行為であるため、表現の自由である前に人権侵害であるからである。ヘイトスピーチは規制されるべきであるが、政治的主張や意見との線引きが曖昧であり判断が難しく、あくまでも慎重に進めていかなければならない。

第2章 日本で起きているヘイトスピーチ

第1節 在日コリアンへのヘイトスピーチ

日本ではいろいろな人種、民族、部落民などのマイノリティが存在していて、そのような人々への差別や偏見が社会問題となっている。その中でも最も深刻なもののひとつが在日コリアンへのヘイトスピーチである。日本では大阪の鶴橋や東京の新大久保など、在日コリアンが密集して生活している地域を中心に排外主義デモが繰り返されてきた。それを主導しているのは 2007 年に設立された「在日特権を許さない市民の会」という市民団体である。この団体は在日特権の廃止、特に特別永住権を廃止して他の外国人と平等に扱うことを目標として掲げている。ここで在特会が主張する在日特権とはどのようなものであるかを明らかにしておきたい。

在特会が主張する在日特権は複数あり、主に特別永住権、朝鮮学校補助金交付、生活保護優遇、通名制度などが挙げられる。特別永住権とは戦後に日本に残った在日コリアンとその子孫のために与えられた永住の許可のことである。これによって特別永住者の子孫もその対象となり、両親のどちらか一方が特別永住者であった場合に、特別永住許可を申請することができる。在特会はこの制度を在日コリアンが優遇されていて法の下での平等に反していると主張しているが、果たしてこれは事実だろうか。これを追究するためには日本の植民地政策から敗戦後の外国人政策を知る必要がある。

1945年に終戦を迎えた時、日本には約230万人の在日コリアンが存在していた。日本が敗戦したことによって日本による植民地政策に終止符が打たれ大多数の在日コリアンは本国に帰還した。しかし、帰国しても住む家も仕事もなく、すでに日本で生活の基盤を築いていた人々は日本に残留することになる。その結果、約64万人の在日コリアンが日本に残留することになった。1952年にサンフランシスコ平和条約が発効されたのをきっかけに、旧植民地出身者である在日コリアンは日本国籍を剥奪され、外国人として扱われるようになった。今まで一方的に日本人であることを強制されてきた人々が、今度は一方的に外国人になることを宣告されたのである [田中 2013: 60-61]。

1951年に制定された「出入国管理令」にはさまざまな「在留資格」が定められていたが、旧植民地出身者はどの在留資格にも当てはまらない特殊な存在であったために、日本政府は暫定措置として「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」としたのである（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係所命令の措置に関する法律第2条第6項（法126-2-6）） [在日コリアン青年連合]。したがって特別永住権とは特権ではなく日本国籍を剥奪された在日コリアンへの当然の許可であることが分かる。

次に今までに行われてきた在日コリアンへのヘイトスピーチの具体的な例を挙げていく。2013年頃から東京の新大久保や大阪の鶴橋などの在日コリアンが密集する地域において、排外主義デモが激化するようになった。その他にも札幌市（北海道）や郡山市（福島）、大宮・蕨・川口市（埼玉）、横浜・川崎市（神奈川）、名古屋市（愛知）、京都市（京都）、大阪市（大阪）、博多市（福岡）など、主要都市を含む全国各地で行われてきた。このような排外主義デモは在特会を中心とするレイシスト団体によって主導され、事前に意図的に計画・組織されたものである。デモの参加者は主にインターネットを通じて集められた者たちで、若者から中高年まで様々な人たちがいる。参加人数は数名から数百名までデモによって様々である。デモ隊は「朝鮮人は出ていけ」「朝鮮人は皆殺し」などの差別を扇動するような言葉が書かれたプラカードを掲げて、在日コリアンに聞こえるように罵詈雑言を浴びせる。法務省によると、2012年4月から2015年9月にかけて29都道府県で計1152件のヘイトスピーチ街宣が確認されている [法務省 2016a]。

在日コリアンへのヘイトスピーチは街中で行われるものばかりではなく、明確に攻撃目標を定めて、脅迫、侮辱、名誉棄損、暴行、器物損壊などを行うケースも多数ある。2009年8月に東京都三鷹市で開催された日本軍「慰安婦」問題の展示・報告集会に押しかけて来場者の入場を妨害した事件や2010年4月に朝鮮学校を支援したという理由で徳島市の日教組事務所を襲撃した事件など、いろいろな例がある中、最もひどい襲撃事件だったのが

2009年に起きた京都朝鮮学校事件である。これは在特会と「主権回復を目指す会」の構成員11名が「朝鮮学校が公園を不法占拠している」というでっち上げを口実にヘイトスピーチを行ったものである。在特会らは京都朝鮮第一初級学校の前で1時間に渡り「朝鮮学校、こんなものはぶっこわせ」「朝鮮学校を日本から叩き出せ」などといった差別発言を繰り返し叫んだのである。当時の学校には合同授業のためにやってきた近隣の朝鮮学校の児童も含め、小6以下約170名の児童・生徒がいた。警察は朝鮮学校の関係者に襲撃を止めるように訴えられたのにもかかわらず目の前で半時間も襲撃を放置した。児童生徒らは襲撃後、スピーカーの音におびえるなど、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が疑われるほどに精神的な傷を負わせられた。この事件はその後、被害を受けた学校が原告となって、刑事・民事両方から両面から訴訟になり、刑事では2010年に有罪判決が下り、4人が起訴、2人が逮捕され、民事でも2014年12月に最高裁で人種差別に当たるとして計1226万円の高額賠償金が命じられている [梁 2016: 31-33]。

第2節 アイヌ民族へのヘイトスピーチ

日本で起きている深刻なヘイトスピーチの対象者の中にアイヌ民族がいる。アイヌ民族とはおおよそ17世紀から19世紀において東北地方北部から北海道（蝦夷ヶ島）、サハリン（樺太）、千島列島に及ぶ広い範囲を先住していた民族のことである。アイヌ民族日本の先住民族として固有の歴史と文化、言語と生活習慣をもった民族であるにも関わらず、日本社会において、そのアイデンティティを無視した同化政策が行われてきた [公益社団法人北海道アイヌ協会]。本節ではその実態とアイヌ民族へのヘイトスピーチの現状について述べる。

アイヌ民族は15世紀以降の和人¹による侵略によって、次々と文化と生活様式を奪われ排除されていった。明治時代に入ると、明治政府による一方的な同化政策によって「旧土人」として位置づけられ、民族としてのこれまでの生活様式などが全て廃止された。また、仕掛け弓矢の禁止（1876年）、鮭漁の禁止（1878年）、鹿猟の禁止（1889年）など生活に関わることが奪われていった。

また、1899年には「北海道旧土人保護法」が制定され、居住地すら官有地にされていたアイヌ民族に土地が「貸与」されたが、そのほとんどが全く農耕地に適さないものだった。つまり「保護」の名のもとに搾取と抑圧が正当化されてきたのである。さらに、屯田兵などによる移住者の急増に伴ってアイヌ民族の生活はさらに圧迫され「差別」が強化されていった。

「北海道旧土人保護法」は国内外で批判を受けたため、1997年4月の「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統に関する知識の普及及び啓発に関する法律」の成立と同時に廃止された。しかし、この法律ではアイヌ民族が求めている先住権（先住民族が居住する、または居住していた土地と、そこにある資源に対する権利、伝統文化を維持し発展させる権利、さらに一部には政治的自決権をも包含する内容の権利）が守られていないと批判されている。

その後、2019年に成立したアイヌ新法では、アイヌ民族が「先住民族」として初めて明記された。しかし、この法律では先住権については触れられておらず、アイヌ民族の伝統で

¹ 明治以前においては、本州から渡来してきた人たちをいい、現在は日本の中で一番人数が多い人たちを、アイヌの人たちと並べて呼ぶ時の呼称。

ある河川でのサケの捕獲など、先住民族としての権利が認められていないとして批判されているのが現状である [ヒューマンライツわかやま]。

次に今まで行われてきたアイヌ民族へのヘイトスピーチの具体的な例について述べる。2014年に札幌市議会議員の金子快之がツイッターに「アイヌ民族なんて、いまはもういないんですよ。せいぜいアイヌ系日本人が良いところですが、利権を行使しまくっているこの不合理。納税者に説明できません」と書き込み社会問題となった。さらに、同年11月11日には自民党所属の北海道議会議員（当時）であった小野寺秀が「アイヌ民族が先住民族かどうかには疑念がある」と道議会で発言した。このように「アイヌ民族は先住民族ではなく不当な権利を主張している」という言説が日本社会に存在していることは確かである [岡和田 2016：90]。

また、日常生活においてもアイヌ民族への差別や偏見なども社会に広がっている。2016年の内閣府のアイヌ民族に関する全国調査結果によると、アイヌへの現在の差別や偏見について、回答者のアイヌ民族のうち72.1%が「あると思う」と答えた。差別や偏見があると思うと回答するアイヌの人々のうち、実際に差別を受けたという割合は36.6%であった。以下の表に見られるように具体的には学校で起きる差別、恋愛や結婚の際の差別、就職時や職場での差別など、様々な場所で差別を受けたと回答した人がいる [内閣官房アイヌ総合政策室 2016：5-6]。

表1 どのような場面でどのような差別を受けたか

（「自分が差別を受けている」と回答した者に、複数回答）

活動等の内容	実数	構成比
職場で、アイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた	100	53.8%
学校で、アイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた	2	1.1%
結婚や交際の中で、相手の親族にアイヌであることを理由に反対された	107	57.5%
近所、自治会等で、アイヌであることを理由に疎外された	33	17.7%
自分に対して直接的ではないが、自分がアイヌであることを知らない周囲の人がアイヌに対する差別的な発言をしているのを聞いた	117	62.9%
その他	27	14.0%
回答件数計	386	
回答者数	186	

（出典）内閣官房アイヌ総合政策室 [2016：9]

表2 どのような場面でどのような差別を受けたか

(「家族・親族・友人・知人が差別を受けている」と回答した者に、複数回答)

内 容	実数	構成比
職場で、アイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた	119	45.6 %
学校で、アイヌであることを理由に不愉快な思いをさせられた	164	62.8%
結婚や交際の中で、相手の親族にアイヌであることを理由に反対された	148	56.7%
近所、自治会等で、アイヌであることを理由に疎外された	33	12.6%
本人に対して直接的ではないが、本人がアイヌであることを知らない周囲の人がアイヌに対する差別的な発言をしているのを聞いた	146	55.9%
その他	28	10.7%
回答件数 計	638	
回答者数	261	
無回答	444	

(出典) 内閣官房アイヌ総合政策室 [2016 : 11]

第3節 部落差別について

日本で起きている深刻なヘイトスピーチの対象者のひとつに同和問題というものがある。同和問題(部落差別)とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の重大な人権問題である。本節ではその差別の実態について述べる。

被差別部落の起源については様々な見解が出されていて明確ではないが、中世の社会的差別によってかたちづくられ、江戸時代に法的、制度的に「えた・ひにん」として呼ばれるようになったというのが一般的である。1871年の解放令により、法律による差別的呼称は廃止されたがその後も差別は現在に至るまで続いている。

1975年に被差別部落の地名を一覧化した文書、いわゆる『部落地名総監』が販売され、個人や企業が購入していたことが発覚した。企業の購入動機としては採用にあたって部落出身者を排除するためであったこと、個人が購入した動機は子どもの結婚相手が部落出身者でないかどうかを調べるためであったことが判明してきている。この問題は未だに解決していない。近年、インターネット上で部落地名総監の一部が流布されていて、抗議され削除されるも、また別のサイトに掲載されるという事が起きている [大阪府人権協会 2005 : 4-5]。

さらに、2019年2月に参議院比例区候補者であった元フジテレビアナウンサーの長谷川豊が講演会で被差別部落をめぐって差別発言をして社会問題となった。発言の内容は江戸時代の被差別民について、身分を示す差別的な呼称で取り上げ「人間以下と設定された人たちも、性欲などがあります。当然、乱暴なども働きます」などというものだった [部落解放

同盟中央本部 2019]。このように日本社会において昔から現在に至るまで部落差別が根強く残っていることが分かる。

また、部落問題の解決に努力していないのに努力しているかのように装い、「同和の人は、こわい」という世間の差別意識を逆手に取って、利権をあさろうとしている団体も存在していて、会社や個人にお金を要求したり、高額な書籍を押し売りしたりする「えせ同和行為」と呼ばれる行為も存在していて、部落問題に対する誤解を与えて差別を助長しているという問題もある [一般社団法人部落解放・人権研究所]。

表 3 類型別の人権相談件数

類型別		平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年			
結婚・交際に関する差別		39 (9.7%)	43 (10.1%)	53 (13.2%)			
雇用差別		11 (2.7%)	5 (1.2%)	9 (2.2%)			
正当な理由のない身元（戸籍）調査		0 (%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)			
差別落書き等の表現行為 (賤称の使用、不特定者に対する誹謗中傷を含む)		55 (13.6%)	66 (15.6%)	65 (16.2%)			
特定個人に対する誹謗中傷		53 (13.1%)	59 (13.9%)	69 (17.2%)			
識別情報の摘示		6 (1.5%)	6 (1.4%)	9 (2.2%)			
6 類型に属しないもの	商品・サービスの提供		3 (0.7%)	5 (1.2%)	5 (1.2%)		
	えせ同和		15 (3.7%)	60 (14.2%)	23 (5.7%)		
	特定地域に関する質問	240 (59.4%)	5 (1.2%)	245 (57.8%)	4 (0.9%)	197 (49.0%)	5 (1.2%)
	施策等に関する要望・意見・疑問		141 (34.9%)	143 (33.7%)	152 (37.8%)		
	その他		76 (18.8%)	33 (7.8%)	12 (3.0%)		
合計		404 (100.0%)	424 (100.0%)	402 (100.0%)			

(出典) 法務省 [2020]

法務省によれば、平成 27 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日までの間に法務省の人権擁護機関において取り扱った部落差別等に関する人権相談の総件数は、年間 400 件超で推移している。また、本調査対象を①結婚・交際に関する差別、②雇用差別、③正当な理由

のない身元（戸籍）調査、④差別落書き等の表現行為、⑤特定個人に対する誹謗中傷、⑥識別情報の摘示（これら6つの類型を合わせて「6 類型」という）の類型ごとに分類した結果は、表3のとおりであった〔法務省 2020〕。

インターネット上でも部落差別が存在している。表4はインターネット上に無数に存在するウェブページの中から、部落差別に関連するものを抽出してその内容を分類したものである。

表4 部落差別関連ウェブページに係る内容類型別のページ数

	① 識別情報の摘示	② 特定個人に対する誹謗中傷	③ 不特定者に対する誹謗中傷	④ ①ないし③のいずれにも該当するとは認め難いもの	合計
ページ数	111	29	113	554	807

（出典）法務省〔2020〕

第3章 ヘイトスピーチへの対策

第1節 国連の勧告

第1章、第2章で取り上げたヘイトスピーチの定義と問題点や日本で起きている事例に対して国連機関、国、自治体がどのような対策をとっているのかを本章では追究していく。

国際社会ではヘイトスピーチを根絶するために様々な取り組みが行われてきた。1965年、国連総会では人種差別をなくすための多国間条約である人種差別撤廃条約が採択された。日本は1995年にこの条約に加盟している。同条約に基づいて設立された人種差別撤廃委員会は条約締約国による条約の実施を監視し、また、権利がどのように実施されているかについて締約国が定期的に委員会に提出する報告を検討する。委員会はそれぞれの報告を再検討し、「総括所見」という形でその懸念や勧告を締約国へ送付する〔国際連合広報センター〕。

日本は4度に渡り、外国人へのヘイトスピーチの問題を巡り勧告を受けている。最も新しい2018年の勧告では、人種差別撤廃委員会は2016年に施行されたヘイトスピーチ解消法を評価する一方、多岐に渡る課題に関して懸念を表明している。以下が指摘されている点である。

1. 法律の適用範囲はあまりにも狭く、日本に適法に居住する”人びとに向けたヘイトスピーチに限定されており、締約国の民族的マイノリティには非常に限定された救済措置しか提供できていない
2. 法律通過の後でさえ、締約国において、特にデモ参加者が在日コリアンなどの民族的マイノリティ集団に対する暴力的なヘイトスピーチを使う集会などにおいて、ヘイトと暴力の扇動は続いている
3. インターネットとメディアを通じたヘイトスピーチ、ならびに公人によるヘイトスピーチと差別的発言の使用が続いている

4. そのようなヘイトクライムは常には捜査・訴追されず、公人および私人は人種主義的ヘイトスピーチとヘイトクライムへの責任を負わないままである [ヒューライツ大阪 2018]

さらにその上で日本政府に勧告を出している。以下はその一部である。

1. あらゆる人に対するヘイトスピーチを対象に含めるよう保護範囲を適切なものとし、民族的マイノリティに属する人に十分な救済を提供することを確保するよう、「ヘイトスピーチ解消法」を改正すること。
2. 法的枠組みと被害者の救済へのアクセスを強化するために、本法律で対象とされていないヘイトクライムを含む人種差別の禁止に関する包括的な法律を採択すること。
3. 表現と集会の自由に適切に配慮しつつ、集会中に行われるヘイトスピーチの使用および暴力の扇動を禁止し、加害者に制裁を科すことを確保すること。
4. 自己規制的な機構の設置を含む、インターネットとメディアにおけるヘイトスピーチと闘うための効果的措置をとること [ヒューライツ大阪 2018]。

人種差別撤廃委員会の勧告には法的な拘束力は無く、日本政府は勧告に対して極めて消極的であるといえる。4度目の勧告にもかかわらず過去の勧告と重複している内容が多く、改善されていない事が多数あるのが現状である。しかし、それでも同委員会の勧告が日本におけるヘイトスピーチを規制する取り組みや法律の制定に進展をもたらしてきたことは確かである。以下、ヘイトスピーチを規制するための日本における取り組みについて述べる。

第2節 国の取り組み

現在、ヘイトスピーチを規制するために国が行っている対策のひとつに 2016年6月3日に施行された「ヘイトスピーチ解消法」が挙げられる。この法律は「不当な差別的言動」は許されないものであると宣言しており、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」を「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」と定義している。以下が法律の一部である。

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第4条① 国は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みに関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みに関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

第4条② 地方公共団体は、本邦出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みに関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする〔法務省 2016b〕。

さらに、法務省人権擁護機関は、行政機関や地方公共団体と連携しながらヘイトスピーチに焦点を当てた効果的で分かりやすい各種啓発・広報活動を行っている。例えば、図1に見られるようなポスターやリーフレット・啓発冊子を利用したり、人権教室を実施したり、人権相談窓口を広報したりしている〔法務省〕。

図1 ポスター・リーフレットと啓発冊子



(出典) 法務省

上記のような取り組みや法律は、今までヘイトスピーチ取り締まるための法律が存在していなかった日本において、「ヘイトスピーチは許されないものである」という意識が高まってきていることを示している。しかし、この法律は理念法であり禁止規定や罰則があるわけではないため完全にヘイトスピーチを規制できているわけではないというのが現状である。前述した人種差別撤廃委員会の勧告に見られるように、より実効性のある法律が必要である。

第3節 川崎市の条例

神奈川県川崎市では 2019 年 12 月 16 日に「川崎市人権尊重まちづくり条例」が制定され、その後段階を経て、2020 年 7 月 1 日に全面的に施行された。この条例はヘイトスピーチに全国で初めて罰則を設けたものである。この条例は「不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資すること」を目的としている〔川崎市 2019〕。

以下は条例の概要である。

- ・ 不当な差別的取扱いの禁止

何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない

- ・ 人権侵害による被害に係る支援

人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行う

- ・ 人権教育及び人権啓発の実施

不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育及び人権啓発を行う

- ・ 情報の収集及び調査研究の実施

人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行なう

- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止

何人も、本邦の域外にある国または地域を特定し、当該国または地域の出身であることを理由として、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、または行わせてはならない。

- ・ その他

インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表 [川崎市 2020]

この条例が画期的である理由は、ヘイトスピーチに対して全国で初めて罰則を設けたことにある。本条例の第 23 条によれば、ヘイトスピーチを行った者が市長による「勧告」に従わなかった場合、ヘイトスピーチをやめるように「命令」を出され、それにも従わなかった場合は「公表」されて 50 万円の罰金に処せられる。「勧告」「命令」「公表」をする場合には「表現の自由」その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意し、また、恣意的な運用にならないよう、市長は学術経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聞かなければならないことになっている [川崎市 2019]。

条例が全面施行された 7 月以降、川崎駅前では外国にルーツのある人々を標的に排斥や憎悪をあおる街頭宣伝が同一の団体により繰り返され、11 月末までに少なくとも 8 回確認されているが、同条例の罰則規定に当てはまる過激な言動は確認されなかったとしている。これは同条例がヘイトスピーチを抑制していることを示しているが、一方で差別主義者が規制をかいくぐるようにして差別的な発言を繰り返しているのも事実である。市は 12 条の禁止規定対象に当たるかどうかでしか判断していないのが現状であり、たとえ禁止規定に抵触しないケースであっても 2 条の定める「不当な差別的言動」があれば、許されないと市長や市民が発信していくことが重要である [持田 2020]。

また、インターネット上のヘイトスピーチも問題となっている。川崎市はこれまで、市内に住む在日コリアンの女性をターゲットにした「早く祖国へ帰れ」などとするツイートや書き込み 47 件を川崎市条例に基づいて「差別」と認定して削除を要請した。しかし、その内 26 件が 12 月 17 日時点で削除されていない [大平 2020]。インターネット上の差別的な書き込みは急速の拡散していくため、市の対応が追い付いていないのが現状であり、削除要請された側には法的に書き込みを削除する義務はない。そのため、差別を完全に取り締まるためにはより実効性のある法律の整備をする必要がある。

おわりに

第2章において、日本で起きているヘイトスピーチについてまとめている時に感じたのは、マイノリティに関する正しい歴史を理解している人が少ないということである。「在日特権」「アイヌ利権」などという言葉は無知な人たちによってつくられた虚構である。しかし、この論文を書く前の私も含めて、このような間違っただけの情報を何も考えずに鵜呑みにしてしまう人が今の日本社会に多くいることに危機感を感じた。私は若い人にこそ歴史問題や民族問題に興味を持って正しい理解をして、上の世代が残した間違っただけの情報や考え方を断ち切ってほしいと考えた。

この卒業論文を書き終えて、日本のヘイトスピーチへの対策はまだ限定的で不十分であると感じた。2020年7月に全面施行された川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例はヘイトスピーチに初めて罰則を設けた画期的な条例であった。私はこの条例が施行されればヘイトスピーチは無くなるだろうと安直に考えていた。しかし、それはとても甘い考えであった。川崎市でのヘイトスピーチはこれからも当分無くならないのだと思う。だからこそ、条例をより実効性のあるものに改正すること、市がより実効性のある迅速な対応をすることが求められるだろう。そして、川崎市だけでなく全国にヘイトスピーチに罰則を設けた法律・条例を成立させていかなければならない。長い道のりになると思うが、より多くの国民がこの問題に関心を持って社会に声をあげればきっと解決できると信じている。今後の動向に注目したい。

【参考文献・インターネット資料】

新恵里（2015）「アメリカ合衆国におけるヘイトクライム規制法（Hate Crime Law）の動向と、日本の課題」『産大法学』48巻

<https://ksu.repo.nii.ac.jp>

2020年12月30日最終アクセス

一般社団法人部落解放・人権研究所「部落問題用語解説」

https://blhrri.org/old/nyumon/yougo/nyumon_yougo_10.htm

2020年12月30日最終アクセス

大阪府人権協会（2005）「部落地名総鑑事件発覚から現在への軌跡～差別撤廃にむけ、具体的な条件を積み上げる～」

<http://www.jinken-osaka.jp/pdf/souzou/14/04.pdf>

2020年12月30日最終アクセス

大平要（2020）「差別投稿の削除 市の要請にツイッター社「応じられず」」

<https://www.asahi.com/articles/ASNDL73DXNDLULOB005.html>

2021年1月16日最終アクセス

岡和田晃（2016）「『アイヌ民族否定論に抗する』を通してアイヌについて学ぼう！」
https://kuis.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=1328&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1
2020年12月30日最終アクセス

外務省「世界人権宣言全文」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_002.html
2020年12月30日最終アクセス

川崎市（2020）「「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」について（2020年7月号）」
<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000118698.html>
2020年12月30日最終アクセス

——（2019）「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」
<https://www.city.kawasaki.jp/250/cmsfiles/contents/0000113/113041/jyourei1.pdf>
2020年12月30日最終アクセス

公益社団法人北海道アイヌ協会「アイヌ民族の歴史」
<https://www.ainu-assn.or.jp/ainupeople/history.html>
2020年12月30日最終アクセス

国際連合広報センター「人種主義」
https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/discrimination/racial_discrimination/
2020年12月30日最終アクセス

在日コリアン青年連合「戦後在日コリアン法的地位一覧」
<https://www.key-j.net/blank-sk168>
2020年12月30日最終アクセス

田中宏（2013）『在日外国人第三版——法の壁、心の溝』岩波書店

内閣官房アイヌ総合政策室（2016）「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/pdf/rikaido_houkoku160322.pdf
2020年12月30日最終アクセス

ヒューマンライツわかやま「アイヌ民族問題について」
<http://www.npo-wakayama.or.jp/qanda-7.htm>
2020年12月30日最終アクセス

ヒューライツ大阪（2019）「国際人権ひろば No.148(2019年11月発行号)」特集：国際人権規約批准40年目の日本社会「表現の自由」って何だろう？

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section4/2019/11/post-201856.html>

2020年12月30日最終アクセス

——（2018）「2018CERD 日本審査総括所見（仮訳）」

<https://www.hurights.or.jp/archives/newsinbrief-ja/section1/2018/09/830.html>

2020年12月30日最終アクセス

部落解放同盟中央本部（2019）「責任ある対応を要請～部落差別発言で維新の会に～」

<http://www.bll.gr.jp/info/news2019/news20190603.html>

2020年12月30日最終アクセス

法務省「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

2020年12月30日最終アクセス

——（2020）「部落差別の実態に係る調査結果報告書」

<http://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

2020年12月18日最終アクセス

——（2016a）「ヘイトスピーチに関する実態調査報告書」

http://www.moj.go.jp/JINKEN/stophatespeech_chousa.html

2020年12月30日最終アクセス

——（2016b）「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

<http://www.moj.go.jp/content/001184402.pdf>

2020年12月30日最終アクセス

持田譲二（2020）「ヘイトスピーチは止まったか：川崎市が全国初の罰則付き条例」

<https://www.nippon.com/ja/in-depth/d00648/>

2020年12月18日最終アクセス

師岡康子（2013）『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書

梁英聖（2016）『日本型ヘイトスピーチとは何か』影書房